

2023 年度
自己点検・評価報告書

名城大学

目次

第1章 理念・目的	1
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	23
第4章 教育課程・学習成果	27
第5章 学生の受け入れ	46
第6章 教員・教員組織	53
第7章 学生支援	61
第8章 教育研究等環境	74
第9章 社会連携・社会貢献	85
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	91
第2節 財務	102

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<大学の理念（立学の精神）の適切な設定>

本学は、1926年に開設された名古屋高等理工科講習所を前身としており、現在は10学部9研究科を擁する総合大学へと発展してきた。この発展の過程で、1954年から10年間に及んだ学園紛争を経験し、紛争が終結した1967年3月には産学官各界からの支援を得て、本学の発展を目指し「立学の精神」を宣言した。これにより、本学設置の意義と目的を改めて明確にした。

「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という立学の精神は、本学が総合大学として、社会に有為な人材を育成するというその存在意義を象徴しており、学校法人名城大学が設置する学校の基本理念として学校法人名城大学寄附行為にも明確に位置付けられている。

<大学の目的の適切な設定>

立学の精神を踏まえ、大学及び大学院の目的を学則第1条及び大学院学則第1条に次のように適切に定めている。

(大学)

本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、学術の中心として、深く専門の教育研究を行い、合わせて広汎な教養を培い、創造的な知性と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成するとともに学術・文化の進展に寄与することを目的とする。

(大学院)

本大学院は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

<大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定>

<立学の精神、大学・大学院の目的と学部・研究科の目的の連関性>

各学部・研究科は、前述の立学の精神と大学・大学院の目的を踏まえて「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を設定しており、学部では学則第3条の2に、研究科では大学院学則第4条の2にそれぞれ適切に定めている。

この各学部及び研究科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」は、立学

の精神に基づき全学で明確化されており、後述する本学の内部質保証推進組織である「大学評価専門委員会」による定期的な点検・評価を通じてその関連性を確認し、教育の質を保証している。また、2021年度から実施している卒業後アンケート調査では、本学での学び・生活を通して立学の精神に掲げる力の修得度を測定する設問を含め、教育課程・学生支援等の関連性を測定している。

このように、立学の精神を基礎として、大学・大学院の目的と各学部・研究科の目的を適切に連携させ、設定している。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示>

<大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の教職員及び学生への周知、社会への公表>

前述の通り、大学・大学院の理念・目的は、立学の精神と学則に基づいて定められており、学部・研究科の目的は学則及び大学院学則で明示している。

大学・大学院の理念・目的、そして学部・研究科の目的は、主に本学のウェブサイト内の大学概要ページにおいて、立学の精神、大学学則、大学院学則と共に掲載され、大学構成員に周知されるとともに、広く社会にも公表されている。また、学生や受験生に対しては、本学ウェブサイトの他にも「学生便覧」や「大学案内」といったパンフレットや印刷物を通じてこれらを周知し、公表している。さらに、入学式や新入生オリエンテーション、父母懇談会等の様々な機会を活用して、理念・目的の理解を促進するよう努めている。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

<中長期計画、その他施策の設定>

本学では、理念・目的を実現するための体制として、2003年度より中長期戦略プランの立案に着手し、2004年12月に「学校法人名城大学における基本戦略“Meijo Strategy-2015”」（通称：MS-15戦略プラン）を策定した。この戦略的枠組みの下、学部・学科の再編や新たな研究科の設置、「特色ある大学教育支援プログラム（GP）」への挑戦、学生の課外活動への支援、世界的な研究拠点の構築、きめ細かな就職支援、再開発計画に基づく教育研究環境

の整備等、多岐にわたる取り組みを行い、中部地区を代表する大学としての発展を遂げた。

その後、この「MS-15 戦略プラン」の完遂を受け、その成果と課題を検証した上で、2026年の開学 100 周年に向けて次期戦略プラン「Meijo Strategy -2026」（通称：MS-26 戦略プラン）を 2015 年度に策定した。このプランの策定に際しては、在校生、卒業生、保護者等ステークホルダーからのフィードバックも取り入れた。

この「MS-26 戦略プラン」では、立学の精神を名城大学の基本理念と位置付け、「生涯学びを楽しむ (Enjoy Learning for Life)」という本学に関わる全ての人達と共有したい価値観を掲げ、2026 年までに目指す将来ビジョンとして、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」を設定した。これは「名城ならではの」多様な経験の場をつくり、「多様性」を活かした「学びのコミュニティ」が広がる大学になることを目指すものである。

このビジョン実現に向けて、本学が果たすべき使命として、教育ミッション、研究ミッション、社会貢献ミッションの 3 つのミッションを設定している。

<教育ミッション>

主体的に学び続ける「実行力ある教養人」を育てる

<研究ミッション>

「学問の探究と理論の応用」を通して、成果を教育と社会に還元する

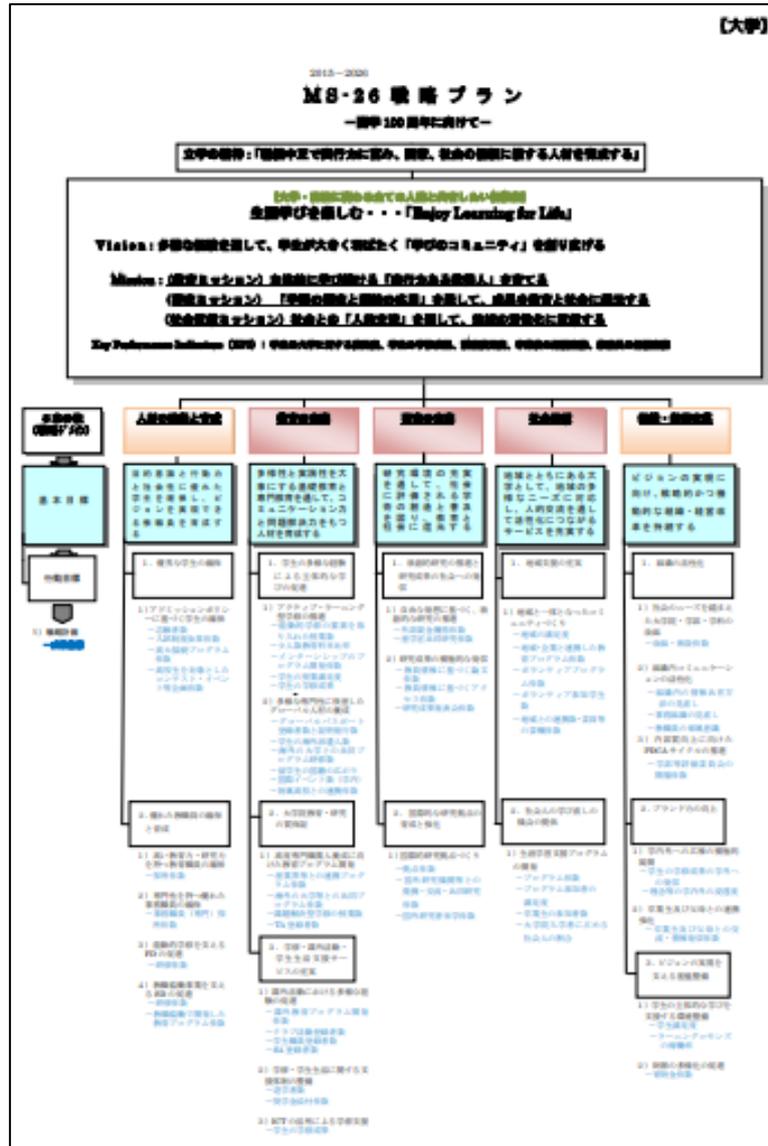
<社会貢献ミッション>

社会との「人的交流」を通して、地域の活性化に貢献する

この「MS-26 戦略プラン」の特徴は、成果体系図「MS-26 戦略プラン (大学版・部署版)」を用いて、戦略ロジックと流れを視覚的に表現し、多くの人々に親しみやすく理解しやすい形に整理している点である。具体的には、ビジョン実現のための 5 つの戦略ドメイン (人材の確保と育成、教育の充実、研究の充実、社会貢献、組織・経営改革) を設定し、それぞれ戦略ドメインに対する基本目標から行動目標、戦略計画へと展開している。

また、全学レベルの「MS-26 戦略プラン (大学版)」を踏まえ、全ての部署が「MS-26 戦略プラン (部署版)」を策定し、全学と各部署の連携によるマネジメントシステムを構築している。これにより、全学的な戦略の方向性を踏まえつつ、各部署の特性を生かした具体的な行動計画が形成されている点が特徴的である。さらに、この「MS-26 戦略プラン (全学版・部署版)」は中長期の視点で策定しながらも、全学及び各部署では予算計画と連動した単年度の事業計画書を策定し、学長スタッフ会議や大学評価委員会でこれらを確認し、必要に応じて調整を行っている。

【MS-26 戦略プラン (大学版)】



「MS-26 戦略プラン (大学版)」においては、各事業の成果を検証し、ビジョンの実現を目指すため、戦略的な成果指標として「Key Performance Indicators (KPI)」を設定している。現在設定している成果指標には、「学生の大学に対する満足度」、「学生の学修成果」、「就職満足度」、「卒業後の帰属意識」、「教職員の帰属意識」であり、「教職員の帰属意識」を除く指標は数値化して年ごとに可視化され、戦略の進行状況を明確にするために使用されている。これらの KPI 指標は、後述する「学生アンケート」、「卒業時アンケート」、「卒業後アンケート」、「就職アンケート」を通じて得られたデータに基づいて測定されている。具体的には、「大学生活への満足度 (=学生アンケート、卒業時アンケート)」、「就職満足度 (=就職アンケート)」、「学生の学修成果 (全学 DP) (=学生アンケート、卒業時アンケート)」、「卒業後の帰属意識 (=卒業後アンケート)」となっている。これらの指標は、ファクトブックに整理され、経年変化も含めた分析が行われている。2023 年度の数値については以下のとおりである。

2023 年度 KPI データ

指標	数値※1	出典（全て 2023 年度実施分）※2
学生の大学に対する満足度	92.0%	卒業時アンケート「大学生生活全般の満足度」
学生の学修成果（全学ディプロマポリシー）	客観的判断	89.8%
	問題解決	82.0%
	主体的に学び続ける力	87.5%
卒業時アンケート「大学での DP 達成状況」		
就職満足度	98.4%	就職アンケート「就職満足度」
卒業後の帰属意識	78.1%	卒業後アンケート「卒業生であることを誇らしく感じる」

※1 4 件法の設問において、上位 2 件（満足、どちらかといえば満足等）を選択した者の割合。

※2 調査対象者：【卒業時アンケート】最終学年在学者のうち卒業見込み者、【卒業後アンケート】卒業後 5 年を経過した社会人、【就職アンケート】進路・就職先決定者

「MS-26 戦略プラン」の運用と公益財団法人大学基準協会が定めた大学基準に基づく自己点検・評価活動を 2020 年度から一体的に運用することにより、これまで別々に管理されていたプロセスが統合された。（詳細は第 2 章で後述する）。この統合により、認証評価の結果が中期計画に直接反映され、マネジメントサイクルがシンプルで効率的に運用できるようになるという重要な利点が得られた。また、「MS-26 戦略プラン」の折り返し地点となる 2020 年度には、各種事業の進捗状況を再評価し、計画を見直すために、学内外有識者を含むワーキンググループを立ち上げ、戦略の見直しを行った。さらにこの理念と目的を具体化するために、ビジョンの実現に直結する「学びのコミュニティ創出支援事業」を積極的に進めている。2015 年度から開始されたこの事業は、主に正課における各部署の新規プロジェクトのスタートアップを支援し、2023 年度には全学で 99 件の取り組みを支援した。この事業の成果は、参加学生に対するアンケート調査を通じて評価され、大学評価専門委員会での効果検証と教職員へのフィードバックが行われている。これにより、学生の学修経験の豊かさと「学びのコミュニティ」の拡大に大きく寄与しており、本学の教育戦略の核心部分を形成している。

【学びのコミュニティ創出支援事業申請件数】

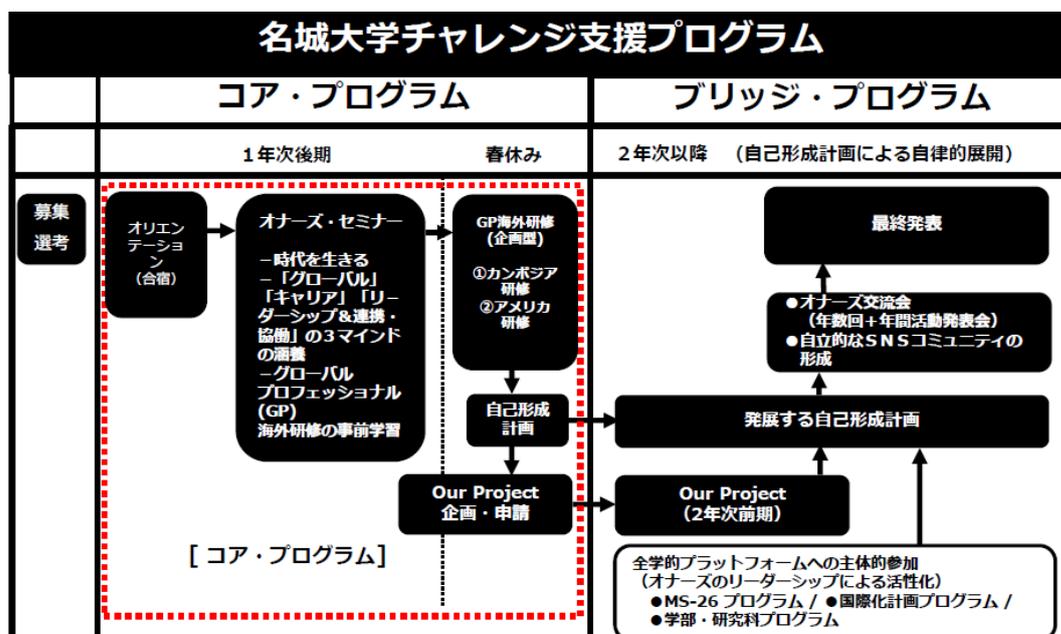
年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
新規申請	78 (78)	35 (29)	26 (23)	21 (21)	29 (27)	25 (25)	20 (20)	28 (28)	31 (25)
継続申請	—	51 (29)	55 (50)	68 (65)	61 (61)	59 (59)	67 (67)	79 (79)	75 (74)
合計	78 (78)	86 (58)	81 (73)	89 (86)	90 (88)	84 (84)	87 (87)	107 (107)	106 (99)

※()内は、支援件数

また、2016 年度から、主に正課外活動を通じて、学生のチームワークと課題解決能力を育成する「Enjoy Learning プロジェクト」を実施している。このプロジェクトは、大学から

助成金を受けて活動を展開できるようサポートする事業である。毎年 15 件前後のプロジェクトを支援し、学生たちに実践的な学びの機会を提供している。さらに、2018 年度からは、池上彰教授をスーパーバイザーに迎え、「名城大学チャレンジ支援プログラム」を開始した。このプログラムは、急速なグローバル化や情報化が進む現代社会で主体的に活動できるリーダー人材の育成を目指している。この正課外プログラムは 2 年間にわたり、全学部から選抜された約 30 名の学生を対象に、「時代感覚」、「グローバル」「キャリア」「リーダーシップ&連携・協働」の三つのマインドを獲得させることを目標としている。学部横断型選抜プログラムを通じて新たな「学びのコミュニティ」を創出し、1 年目には論理的思考力やプレゼンテーションの技術、キャリアプランニング等の基礎セミナーを受講後、春休みにアメリカやアジアで海外研修を実施する。2 年目には、学生たちは「Our Project」と称する自主的な活動に取り組み、グループまたは個人で課題を見つけ解決し、新たな価値を創造できる「アントレプレナーシップ」（起業家精神）を育むことができる内容となっている。

「名城大学チャレンジ支援プログラム」プログラム概要



これらの取り組みにより、本学は学生に多様な学びの機会を提供し、学生自身が主体的に学修活動に参加する環境を整えている。プロジェクトやプログラムを通じて、学生たちは実践的なスキルと共に、協働と課題解決の経験を積んでおり、これが学生の成長に大きく貢献している。

(2) 長所・特色

本学の長所・特色は、理念・目的を実現するための戦略マネジメントシステムの導入とその定着にある。大規模な大学組織において全学的な方針と各部署の計画の一貫性を確保するという課題に対し、成果体系図というマネジメントツールの活用により、顕著な成果を達成した。このツールは、大学全体と部署間の統一性の強化や戦略目標の明確化に寄与し、効率的かつ効果的な意思決定と運営を可能にするとともに、計画の方向性が学内外にわかり

やすく伝わり、大学の戦略的な取り組みの浸透と理解が促進された。これは、先進的かつ独自性のあるアプローチであり、長所・特色といえる。

また、「学びのコミュニティ創出支援事業」や「Enjoy Learning プロジェクト」、「名城大学チャレンジ支援プログラム」といった教育プログラムは、本学の教育戦略の中核を形成している。これらのプログラムは学生たちに実践的な学修の場を提供し、協働と問題解決能力を向上する機会を与えている。特に「学びのコミュニティ創出支援事業」は、学生たちが正課活動において実践的な学びの体験を積むことを支援し、2023年度は99件のプロジェクトを支援した。このような取り組みは、本学が学生の個々の能力開発に重点を置いていることを示しており、教育の質の向上に貢献していることから、大きな長所として挙げられる。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学は、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」を立学の精神として掲げ、教育と研究の展開及び運営を行っている。この立学の精神を踏まえ、大学及び大学院の目的と人材養成目的を学則及び大学院学則に明確に定め、本学の内部質保証推進組織である「大学評価専門委員会」による定期的な点検・評価を通じて、これらの関連性を確認している。また、本学の理念・目的は、ウェブサイトや大学案内を通じて広く社会に公表されている。

さらに、2004年以降、他大学より先んじて中長期計画に基づく戦略的経営を行い、将来を見据えた大学経営が定着している。現在は、「MS-26 戦略プラン」として知られる2026年までの中長期戦略プランの実現に向け、計画を推進している。「MS-26 戦略プラン」では、5つの戦略ドメイン（人材の確保と育成、教育の充実、研究の充実、社会貢献、組織・経営改革）を設定し、ドメインごとに基本目標、行動目標、戦略計画の3層を明示し、成果指標を設定している。これらに基づき、諸施策への方策・具体策、指標を設定し、年度ごとに事業計画を策定している。全学の戦略プランに基づき、各部署で「MS-26 戦略プラン（部署版）」を策定し、全学の方針との関連性を確保している。

この「MS-26 戦略プラン」は、単なる厳格な指針ではなく、中間地点で見直しを行い、計画のブラッシュアップや時流に即した追加・修正を行っている。この柔軟なアプローチにより、計画の実体化と進化を図っている。

以上のように、本学は立学の精神に基づき、大学の目的及び各学部・研究科の人材養成目的を適切に設定・公表し、これらを実現するための明確な中長期計画及び諸施策を講じていることから、適切な大学運営を行っている判断できる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

<内部質保証に関する大学の基本的な考え方>

本学は「大学評価に関する規程」において、全学における大学評価の目的を「教育研究諸活動の改善を促進するため、継続的及び系統的に行い、名城大学の目的及び社会的使命の達成に資すること」と定めている。また、従来の全学的な点検評価体制を基盤に、改めて内部質保証の一層の強化を図るため、2014年に「名城大学における内部質保証の方針」を策定した。この方針は、大学の理念・目的である立学の精神の実現に向けて、教育研究の質を自ら保証することを目的に策定しており、教育の質と大学運営の透明性を高めることに貢献している。2021年には、この方針の見直しに着手し、内部質保証の体制や手続きの全体像を明記することで、内部質保証の体制をより明確にしている。この「名城大学における内部質保証の方針」は、大学評価委員会及び大学協議会において審議・承認され、継続的に内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である大学評価委員会で定期的に確認されることで、全学的に共有されている。また、本学のウェブサイトにも公開されており、透明性を確保している。

1. 名城大学における内部質保証の方針

名城大学は立学の精神に則って、大学教職員が一体となって教育研究、管理運営における水準の維持向上・改善を行う。そのために、全学において恒常的・継続的な自己点検・評価を行うとともに、結果を公表することによって、社会に対する説明責任を果たすこととする。

2. 内部質保証の体制・手続

名城大学は「大学評価に関する規程」に基づき、以下に示す内部質保証の体制を構築し、適切な自己点検・評価及び改善活動を実施する。

- (1) 全学における内部質保証の責任は「大学評価委員会」が担う。大学評価委員会は、内部質保証に関する方針及び体制・手続の策定や、各部署の「自己点検・評価報告書（部署版）」による自己点検・評価結果を全学的観点から点検・評価し、点検・評価を踏ま

- えた全学レベルでの課題の抽出、全学の自己点検・評価報告書の作成や教員業績評価といった、本学の教育研究活動の有効性の検証及び課題の明確化とそれらの改善を行う。
- (2) 大学評価委員会の下に「大学評価専門委員会」を置き、大学評価委員会が定める方針に基づき、全学的視点による自己点検・評価を実質的に推進する。具体的には、学部・研究科等の「自己点検・評価報告書（部署版）」による自己点検・評価結果を全学的観点からの点検・評価、及びIRデータに基づく点検・評価の議論等、学部・研究科等の活動に対しての助言・支援・指導を行う。これらの活動に係る具体的な企画については、大学評価専門委員会の下に設置する「大学評価専門委員会ワーキンググループ」が行う。
- (3) 学部・研究科等の組織は「学部等評価委員会」を置き、当該部署の自己点検・評価活動を行う。学部等評価委員会は大学評価専門委員会から提示されたIRデータを基にした教育改善や次年度計画概要等に関する事項の審議を行い、学部・研究科等の内部質保証に係る活動を実質的に推進する。また、学部等評価委員会には、学外有識者を構成員に含めることとしており、助言、指導等を受けている。さらに、「自己点検・評価報告書（部署版）」を作成した上で大学評価委員会及び大学評価専門委員会から、全学的な観点による点検・評価を受ける。
- (4) 上記に加え、本学における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、「質保証外部評価委員会」を置く。質保証外部評価委員会は、自己点検・評価の客観性・妥当性に関する事項や、内部質保証の有効性に関する事項等を評価し、その結果を大学評価委員会に提言する。

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担>

上述の「大学評価に関する規程」や「名城大学における内部質保証の方針」の下で、教育研究活動及びその基礎となる諸条件の点検・評価活動を制度的に位置づけ、2020年に内部質保証を機能させることを目的に、体制の見直しを行った。具体的には次の4点である。①全学的視点による自己点検・評価を実質的に推進する「大学評価専門委員会」を設置した、②内部質保証を機能させるための具体的な企画立案をする「大学評価専門委員会ワーキンググループ」を設置した、③「大学評価専門委員会」及び「大学評価専門委員会ワーキンググループ」の構成員に外部有識者を加えた、④本学の自己点検・評価活動に関する評価を行う「質保証外部評価委員会」を設置した。各委員会の役割は次のとおりである。

大学評価委員会	全学的な内部質保証に責任を負う組織として、大学評価の企画・立案・実施に係る方針を決定する。具体的には、「自己点検・評価報告書（部署版）」の点検・評価や、点検・評価結果を踏まえた全学レベルの課題抽出、「自己点検・評価報告書（全学版）」の作成等、本学の教育研究活動の有効性の検証及び改善課題の明確化とそれらの改善方針を決定する。
大学評価専門委員会	大学評価委員会の下に設置され、大学評価委員会が定める方針

	<p>に基づき、全学的視点による自己点検・評価を実質的に推進するための自己点検・評価活動や教育課程の編成に関する全学的な方針等を企画・立案する。</p> <p>具体的には、各学部・研究科の自己点検・評価結果を全学的視点により点検・評価し、現状認識、課題抽出、対応方策の妥当性等の検証を行い、その結果を反映した自己点検・評価報告書を「大学評価委員会」に上程することや、教育改善に役立つ IR データをもとに、実際に学部等で点検・評価を行うための企画・立案等を行う。</p>
大学評価ワーキンググループ	<p>本学の一連の内部質保証を機能させるための全体設計や、各部署に気づきを与えられる IR データの精査等の具体的な企画を行う。</p>
質保証外部評価委員会	<p>主に外部有識者により構成され、本学が行う点検・評価活動に関する評価を行う。</p>

一方、学部・研究科には、自主的かつ自律的な点検・評価活動を推進するための「学部等評価委員会」が設置されている。学部長・研究科長が委員長を務め、大学の理念・目的を踏まえ、「大学評価専門委員会」から提示された IR データや学位授与方針対応表、履修系統図などを基に、カリキュラムの点検・評価、年度ごとの開講方針、次年度計画の概要等を審議する。これにより、学部・研究科レベルでの教育の内部質保証活動が実質的に進められている。さらに、学部等評価委員会では、自己点検・評価に加え、外部有識者による評価も実施し、教育活動の妥当性と客観性を保証している。

以上のように、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である「大学評価委員会」の権限と役割、内部質保証に関わる各委員会の役割は明確となっている。

<教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針>

本学は 2003 年から中長期の戦略プランの策定に着手し、2015 年をマイルストーンとする戦略的経営を実践してきた。その後、2015 年の完成年度を迎えたことを契機に、開学 100 周年となる 2026 年を新たなマイルストーンとする戦略プラン「Meijo Strategy -2026」（通称：MS-26 戦略プラン）を策定した。この戦略プランは、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」というビジョンを掲げ、PDCA サイクルを展開している。「MS-26 戦略プラン」では、大学版と各部署版が同一のフレーム（成果体系図）を用いており、これが効果的なコミュニケーションツールとして機能している。前身の「MS-15 戦略プラン」では、総花的な目標設定によって、目指すべきビジョンが曖昧であったという反省を踏まえ、より明確でシンプルな形に改良した。この「MS-26 戦略プラン（大学版）」に掲げるビジョン「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」の実現に向け、各学部、研究科、各センターを含めた事務組織は、「MS-26 戦略プラン（部署版）」を毎年点検し、必要に応じて見直している。また、この「MS-26 戦略プラン（部署版）」は、公益財団法人大学基準協会が定めた大学基準の項目を包含する形で設計しており、一体的に PDCA サイクルが回るよう工夫している。PDCA

サイクルの実際は、次のとおりである。

学部では、学位プログラム単位で学位授与方針対応表と履修系統図を策定し、学位授与方針対応表にはナンバリングコードを付すことで、スコープとシーケンスの観点から教育課程の点検・評価を行えるようにしている。一方で、全学の内部質保証推進組織である大学評価専門委員会では、アセスメント・ポリシーとアセスメントプランに基づく IR データを「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」に集約し、全学的な視点で学修成果等の点検・評価を容易におこなえるよう工夫している。学部レベルの自己点検・評価活動においても、この「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」等の IR データを活用し、教育課程の適切性や学修成果等について、点検・評価を行っている。これらの IR データの中心となる学生アンケート（毎年4月実施）、卒業時アンケート、卒業後アンケート（卒業後4年）は、総合企画部で一元的に管理し、内部質保証のために活用している。データの一つである学生アンケートについては、2021年度から履修登録システムを改修し、学生アンケートの回答を履修登録の要件とすることで、回答率向上を図っている。

各学部と研究科では、中長期の戦略プランである「MS-26 戦略プラン（部署版）」を基に毎年度の「事業計画書」を作成し、予算要求との連動させている。特に内部質保証に焦点を当て、「学部等評価委員会」は当該年度の計画と実践の総括及び次年度計画概要の策定を行い、PDCA サイクルを実行している。このプロセスを通じて、学部や研究科が定める人材養成目的や教育目標の実現に向けた活動を進めている。年度末には、これらの点検・評価結果を「自己点検・評価報告書（部署版）」にまとめ、大学基準協会が定める点検・評価項目の順守を確認するための本学独自様式である「内部質保証関連項目に係るチェックリスト」にも照らし合わせ、内部質保証のための継続的な検証を行っている。

個々の教員に対しては、全学的に実施している授業改善アンケートの結果に基づき、教員自身による授業運営の改善を行っている。また、全学及び各学部・研究科においても FD 活動を積極的に促進し、これを授業改善のために活用している。シラバスに関しては、各学部・研究科が開講科目に対する責任を持ち、学部・研究科の教務委員会等の点検を経て公開している。点検の際には、学部等が定める教育目標等（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）との関連性や、到達目標が具体的に記載されているかを精査している。

このように、教育の質保証に関して、本学では全学レベル、学位プログラムレベル、授業レベルの3つの階層で PDCA サイクルが有機的に連携して、展開されている。全学レベルでは「大学評価委員会」と「大学評価専門委員会」が、学位プログラムレベルでは「学部等評価委員会」が、そして授業レベルでは各教員が質保証の役割を果たしている。また、2018年度以降、本学は各学部の3ポリシーに基づく取り組みの適切性を評価するため、外部からの意見聴取も行っており、2023年度には株式会社ベネッセ・i キャリアからのフィードバックを大学評価専門委員会で確認した後、各学部にフィードバックしている。これにより、学部における教育活動の質向上に役立てられている。

同様に、各センターや事務組織も学部や研究科と同じく、「MS-26 戦略プラン（部署版）」に基づく単年度の「事業計画書」を策定し、年度末には「自己点検・評価報告書（部署版）」をまとめ、点検・評価活動を実施している。

以上のように、本学では内部質保証において、全学的な自己点検・評価を担当する「大学評価委員会」と、学部・研究科レベルでの自己点検・評価を行う「学部等評価委員会」とい

う二つの主要な組織が活動している。これにより、全学的な視点と学部・研究科の詳細な視点を組み合わせた重層的なシステムを通じて、内部質保証が適切に実施されている。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

<全学内部質保証推進組織・学内体制の整備>

<全学内部質保証推進組織のメンバー構成の適切性>

本学における内部質保証に責任を負う全学的な組織は、「大学評価委員会」と、その下部組織である「大学評価専門委員会」である。

「大学評価委員会」は、本学の理念・目的の実現に向けた諸活動を総合的に評価することを目的に、専門分野や職責等、様々な観点から偏りのないメンバー構成としている。これにより、全学の内部質保証に責任を負う組織としての適切性を確保している。具体的には、学長が委員長を務め、副学長、学部長、研究科長、各センター長、事務局長らが委員として参加している。学長のリーダーシップの下、各組織の長が参画することで、全学的な内部質保証の推進が可能になっている。「大学評価委員会」は、大学評価に関する規程第1条・第2条（注）を基に設立され、2018年度には目的と目標の見直しを行い、教育の質保証に向けた点検・評価活動をより体系的かつ恒常的にするための取り組みを強化した。

注：大学評価に関する規程

第1条（目的）

この規程は、名城大学学則第2条及び名城大学大学院学則第3条に規定する自己点検・評価等に係る必要な事項を定め、内部質保証の観点を踏まえた適切な大学評価の推進を図ることを目的とする。

第2条（大学評価の目的）

大学評価は、教育研究諸活動の改善を促進するため、継続的及び系統的に行い、名城大学（以下「本大学」という。）の目的及び社会的使命の達成に資することを目的とする。

「大学評価専門委員会」は、2018年度に「大学評価委員会」の定める方針に基づき新たに設置された組織である。この委員会は、全学的視点から自己点検・評価を実質的に推進することを目的としており、学長が委員長を務めるほか、副学長、学部長、研究科長、その他学長が必要と認める者で構成されている。委員会は、大学全体の方針に沿って、各学部・研究科等の教育水準に関する質保証状況を確認し、質の向上に向けた実効性のある施策を講じる責任を担っている。

また、「大学評価委員会」の下には、「大学評価専門員委員会」及び「大学評価専門委員会」の議論のための具体的な企画を策定する「大学評価ワーキンググループ」が設置されている。このワーキンググループは、副学長1名を委員長とし、教員3名と外部有識者1名で構成

されており、本学の内部質保証の全体設計に重要な役割を担っている。

さらに、学外の視点を内部質保証プロセスに組み込むため、「質保証外部評価委員会」が設置されている。この委員会は、副学長 1 名と外部有識者 3 名で構成され、学外の視点を活用した点検・評価を実施している。

本学では、内部質保証プロセスにおける学外の視点を重要視しており、このため「質保証外部評価委員会」だけでなく、「大学評価専門委員会」、「大学評価ワーキンググループ」、「学部等評価委員会」にも外部有識者を加えている。これらの外部有識者からの多様な視点に基づくフィードバックにより客観性が高められ、本学の内部質保証プロセスがより強化されている。このような仕組みは、本学の内部質保証制度の強みとなっている。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

<3つのポリシー策定のための全学としての基本的考え方の設定>

本学は、学位授与方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」とする。）、教育課程の編成・実施方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」とする。）、学生の受け入れ方針（以下、「アドミッション・ポリシー」とする。）の 3 つのポリシーを策定し、学内外に広く公表している。

これら 3 つのポリシーの策定に関する経緯としては、2016 年 3 月 31 日に中央教育審議会から示された三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインを受け、同年 5 月より、3 つのポリシーの全面的な見直しに着手した。この見直しは、本学の教育理念、社会的ニーズ、高大接続、教育の質保証等を踏まえ、学生が修得すべき知識、技能、態度等が明示されるように行われた。

大学協議会の下に設置する「大学全体の 3 ポリシー検討ワーキンググループ」を設置し、大学としての基本姿勢を共有するために、大学全体及び各学科の 3 つのポリシー策定のためのガイドラインを示した。このガイドラインに基づき、各学科は、自身の 3 つのポリシーを策定した。2020 年度には、大学院各専攻が自己点検・評価結果や文教政策等の動向を踏まえ、ガイドラインに沿ってポリシーを策定し、教育の質の向上と自律的な教学の検証サイクルの明確化に向けた取り組みを継続している。

<方針及び手続に従った内部質保証活動の実施>

<内部質保証推進組織による学部・研究科等の PDCA サイクルを機能させる取り組み>

前述のとおり、「名城大学における内部質保証の方針」に従い、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である「大学評価委員会」とその下部組織である「大学評価専門委員会」を中心に、全学レベルで PDCA サイクルを展開している。学部・研究科では、「学部等評価委員会」が教育プログラムやカリキュラムの検証において PDCA サイクルを運用し、これらが相互に補完的に機能している。

本学の内部質保証システムの特徴は、自主性を尊重し、「大学評価委員会」によるトップダウンの「やらされ感」を避けることにある。各学部長や研究科長を中心とする「大学評価専門委員会」が「大学評価委員会」と「学部等評価委員会」の間でミドルアップ・ダウンの役割を果たし、「学部等評価委員会」が自主的に点検・評価活動が行えるよう配慮している。具体的には、「大学評価委員会ワーキンググループ」で外部有識者の助言を受けつつ、各学部が IR データにより気づきを得られる内容を検討し、「大学評価専門委員会」を通じてこれらのデータを「学部等評価委員会」に提供している。「学部等評価委員会」に提供した IR データの例としては、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」「卒業生調査分析」「留年・退学分析」等がある。このプロセスを通じて、各学部・研究科は、IR データに基づく実証的な根拠をもとに、自らの教育プログラムやカリキュラムを定期的に評価し、必要に応じて改善を図っている。このアプローチにより、学部や研究科は、上位組織の指示に従うだけでなく、自主的な意思決定を行い、教育の質を高めるための実効性のある施策を実施している。また、「大学評価専門委員会」は、これらの自主的な取り組みを支援し、大学全体の方針と整合性を保ちつつ、学部・研究科ごとの特色やニーズに応じた教育改善を促進している。このように、全学的な視点と各学部・研究科の個別の取り組みが相互に補完し合うことで、内部質保証のシステム全体がより効果的に機能している。

この取り組みは、本学の教育改善へのコミットメントを示し、継続的な自己点検・評価を通じて教育の質保証プロセスを強化している。IR データの活用は、教育活動における気づきを重視したマネジメントの重要な要素となっており、学部・研究科が自己のプログラムを客観的に評価し、継続的に改善するための基盤を提供している。

大学評価専門委員会で提供した IR データの例

データ	分析項目	概要
カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード	学生満足度、学習意欲、成長実感、DP 達成度、科目群ごとの GPA 平均値、入試区分別の GPA・進路等	標準修業年限内で卒業した学生の左記項目をグラフを用いて「可視化」し、経年比較したものの。
卒業生調査分析	本学に対する誇り、他者推奨度、現在の仕事に対する満足度、転職有無、大学での学修機会等	卒業から 5 年が経過した社会人に対して実施したアンケート調査の結果を分析したものの。
留年・退学分析	留年者数（進級判定不可、休学）、退学者数、留年後の退学者数	長期留年者及び退学者数の抑制のため、学年進行中の学籍異動状況を可視化したものの。

<学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施>

<学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

前述の通り、学部・研究科では、「学部等評価委員会」が毎年度、自主的かつ自律的に点検・評価活動を行っている。委員長である学部長・研究科長を中心に、理念・目的を再確認し、「大学評価専門委員会」から提供される IR データ、学位授与方針対応表、履修系統図等を用いてカリキュラムの点検・評価を行っている。この過程では、外部有識者による客観的な評価も取り入れられ、教育活動の妥当性を保証している。

各学部・研究科による自己点検・評価結果は、「自己点検・評価報告書（部署版）」、「内部質保証関連項目に係るチェックリスト」及び「外部評価委員による点検・評価結果及び改善報告書」にまとめられ、これらは全学の内部質保証推進組織である「大学評価委員会」によって全学的な観点から点検・評価される。この全学的な点検・評価を通じて、現状認識、課題の特定、対策の適切性等が検証され、改善と向上のための方策が検討されている。

このように、学部・研究科及びその他の組織の自主的・自律的な点検・評価活動は、全学的な内部質保証プロセスの核となり、本学はこれらの取り組みを通じて教育の質の継続的な向上に努めている。IR データの活用は教育改善において実質的な基盤を構築し、学部・研究科による自身のプログラムの客観的な評価と継続的な改善に対して、不可欠なツールとして機能している。

<認証評価機関、行政機関からの指摘事項等に対する適切な対応>

本学は認証評価機関からの評価結果における指摘事項等に対し、各部署が毎年策定する「事業計画書」において「認証評価時における大学基準協会からの指摘事項等の改善計画」の欄に改善計画を、年度末に「自己点検・評価報告書（部署版）」で対応状況を記述し、「大学評価委員会」で点検する仕組みを構築している。第 2 期認証評価における指摘事項に関しては、「大学評価委員会」で確認した改善計画を実施し、認証評価機関へ報告している。また、第 3 期認証評価における課題についても、直近の認証評価を受審した大学の評価結果から課題を抽出し、大学評価委員会で確認のうえ、適宜改善を行っている。具体的な改善活動として、2020 年度には研究指導計画の策定や論文審査基準の見直し、単位制度の実質化に取り組み、2021 年度には内部質保証の方針修正や学生支援ポリシーの策定等を行った。2022 年度には観光系の副専攻の設置やデータサイエンス・AI 副専攻の設計、シラバスの記載内容の見直しを行う等、具体的な改善活動を継続している。

また、学部・研究科の新設等に伴う認可申請または届出時に文部科学省から付される留意事項に対しては、設置計画履行状況等調査を通じて対応状況を報告している。具体的な事例として、平成 29 年度設置計画履行状況等調査では、①一部科目のシラバスの授業時間数の不足、②一部学科における入学定員超過について留意事項が付された。本件への対応としては、①はシラバスの第三者チェック機能の向上とシラバス作成要項の充実により対応済み、②はその後適正な定員管理がされており、改善が行われている。

このように、内部質保証における客観性と妥当性の確保は、全学の内部質保証に責任を負う組織である「大学評価委員会」による客観的な精査と外部有識者による評価を通じて行われている。この取り組みにより、本学は、学内での自己点検・評価の客観性を保ちつつ、外部からの視点を組み入れることで、全体的な教育の質向上に努めている。特に、「質保証外

部評価委員会」においては外部有識者の評価が重要な役割を果たし、さらに「大学評価専門委員会」、「大学評価ワーキンググループ」、そして「学部等評価委員会」においても外部有識者の意見を取り入れている。これにより、常に学外の視点を取り入れることが可能となり、内部質保証システムの有効性を高めている。

学部・研究科やその他の組織が自主的・自律的な点検・評価活動を行うことは、教育活動の質の維持と向上に不可欠であり、本学はこれらの活動を通じて、教育の質を継続的に改善している。このプロセスは、学内の自己点検・評価と外部評価の両方を活用し、教育活動の妥当性を確保するための重要な手段である。

以上のことから、本学の内部質保証システムは、適切に運用されており、認証評価機関や行政機関からの指摘事項への対応を通じて、教育の質を継続的に向上させるための効果的な手段として機能しているといえる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

<教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表>

教育研究活動の状況の公開については、学校教育法施行規則改正による大学の教育関連情報の公開義務化に対応し、情報公開の範囲等を「情報公開・開示規程」に従い、本学ウェブサイトを通じて教育研究活動の状況を一元的かつ体系的に公表している。

公表内容には、学生数等の基本情報、教育研究内容に関する情報、就職・進学情報、財務諸表、教員の教育研究業績及び「MS-26 戦略プラン」等、本学の活動全般が含まれている。この公表は、教育活動の透明性を高め、学内外の関係者に対して本学の教育の質と方針を明確に伝えるための重要な手段である。さらに、オンラインシステムを通じて提供される全科目のシラバスには、科目担当者、授業の概要と方法、到達目標、授業スケジュール、成績評価方法等が詳細に記載されており、これにより教育活動の透明性を一層高めている。

また、本学の自己点検・評価結果は、評価報告書としてまとめられ、2015年度に受審した第二期認証評価結果、2022年度に受審した第三期認証評価結果、及び令和4(2022)年度教職課程自己点検・評価報告書とともに、本学ウェブサイトで公表されている。

教職課程については、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、公表項目を明瞭に整理し、公表を行っている。

教育情報の公開については、各学部・研究科の3つのポリシーを含む教育情報を「情報公開」のコンテンツとして公開し、毎年6月～7月に更新している。また、2014年度に導入された大学ポートレートにおいても、全学的な情報収集を行い、公開している。これらの情報は毎年見直され、更新された内容は7月にウェブサイトで公開される。この一連の手続きは、本学の情報公開の充実と透明性を保つための重要な取り組みであり、積極的な情報公開を通じて、学内外の関係者に対して信頼と理解を深めることを目指している。

さらに、本学では財務情報の公開にも力を入れており、予算・決算に関する計算書類や事業報告書等をウェブサイトで公開し、財務の透明性と説明責任を果たしている。これにより、学内外のステークホルダーが本学の財務状況を正確に理解し、本学の財務健全性についての信頼を確保することが可能となっている。

このように、本学は教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動に関する情報を一貫して透明に公開することで、教育機関としての説明責任を果たし、学内外の関係者との信頼関係を強化している。情報公開は、本学の進行中の取り組みや成果を共有し、学内外の関係者からのフィードバックを促進するための重要な手段となっている。

<公表情報の正確性、信頼性の確保及び適切な更新>

本学では情報公表に際して、その正確性と信頼性を確保するため、所管部署による確認プロセスを経た上でウェブサイト情報に公表している。特に、財務情報の公開の場合は、監査法人及び監事による監査を受けた後に公開しており、これにより情報の客観性と信頼性を高めている。

情報更新のプロセスについては、当該情報の確定時期に応じて行われている。例えば、教育研究活動に関する情報は、主に4月1日または5月1日を基準日として更新し、自己点検・評価の結果については「大学評価委員会」の承認を受けた後に更新している。財務状況に関しては、理事会の決定を経て毎年5月末に更新される。これらのプロセスを通じて、情報は適切に管理され、常に最新の状態に保たれている。

このように、本学では組織的な確認と監査を通じて情報の正確性と信頼性を確保し、必要な手続きを踏んだ上で情報を適切に更新している。これにより、本学の情報公開は透明性と信頼性を兼ね備えており、学内外のステークホルダーに対して本学の進行中の取り組みや成果を正確に伝えることが可能となっている。

**点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

<全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性>

本学では全学的なPDCAサイクルの適切性と有効性を保証するために、全学の内部質保証推進組織である「大学評価委員会」と「大学評価専門委員会」が点検・評価を行っている。これらの委員会は、教育プログラムや運営方針の見直しや改善策の立案・実施等、内部質保証プロセス全般にわたる活動を行い、PDCAサイクルの効果的な運用を確実にしている。

さらに、客観性を高めるために、「質保証外部評価委員会」による点検・評価も実施されている。この委員会は主に外部有識者で構成され、大学基準協会の点検・評価項目に基づいた「内部質保証に関わる自己点検・評価報告書」の内容を詳細に検討し、本学の内部質保証システムの長所や改善点に具体的な意見や提言を行っている。これにより、本学は内部質保証プロセスに対する客観的な検証を行い、必要な改善を適切に実施している。2021年度の

「質保証外部評価委員会」による評価では、本学の内部質保証推進体制が十分に整備されているとの高い評価を受けた。これは、本学が内部質保証システムの適切性と有効性を確保するための取り組みが成果をあげていることを示している。また、この評価は、本学の内部質保証推進体制やプロセスが教育の質の向上と持続的な改善に寄与していることを意味し、学内外に対して本学の質保証プロセスの信頼性を証明している。

本学では、内部質保証システムの継続的な検証と改善を通じて、教育研究活動の質を高め、それに基づいた教育プログラムの改善を実施している。このような客観的かつ継続的な検証プロセスにより、本学は教育研究活動に関する自己点検・評価の適切性と有効性を確保している。

<点検・評価における適切な根拠の使用>

本学では、「大学評価委員会」及び「大学評価専門委員会」により、全学レベルでの内部質保証の点検・評価活動を行っている。これらの活動は、「MS-26 自己点検・評価報告書」、「内部質保証に関わる自己点検・評価報告書」、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」、「ファクトブック」等の客観的な根拠に基づいて実施されており、教育プログラムや運営方針の評価に重要な役割を果たしている。これらの資料は、改善すべき重点課題の抽出や改善の方向性の提示にも活用されている。

また、「学部等評価委員会」では、「大学評価専門委員会」から提供される「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」等の IR データを基に点検・評価を行い、外部有識者による外部評価も受けている。外部評価による指摘事項は、所管組織と「大学評価委員会」によって確認され、改善の必要性が整理された後、実行に移される。このプロセスは、学内者のセルフスタディと外部有識者による点検・評価を統合し、全学的な PDCA サイクルの適切性と有効性を保証している。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学では、「大学評価委員会」及び「大学評価専門委員会」が実施する全学レベルの内部質保証の点検・評価を通じて、「全学レベルでの自己点検・評価活動を踏まえた課題」を特定している。これらの課題に対しては、「大学評価委員会」が所管部署に改善指示を出し、解決に向けて取り組んでいる。

2023 年度の全学的な課題は、①大学院における定員充足率、②他学部履修・副専攻の履修者数、③留学生の受け入れ及び学生の海外への送り出し件数、④退学防止、⑤科学研究費新規申請件数、⑥学生の授業外学修時間、⑦優秀な入学の確保、としている。これらの課題への対応として、例えば①大学院における定員充足率に対処するため、2023 年度に「大学院活性化 WG」を立ち上げ、延べ7回にわたる検討を経て答申をまとめた。今後、この答申を基に議論を深め、改善策を実行する計画である。

このように、本学では点検・評価結果を基にした改善活動を積極的に行っている。

図 2-1 内部質保証推進システム体系図

【内部質保証システム体系図】

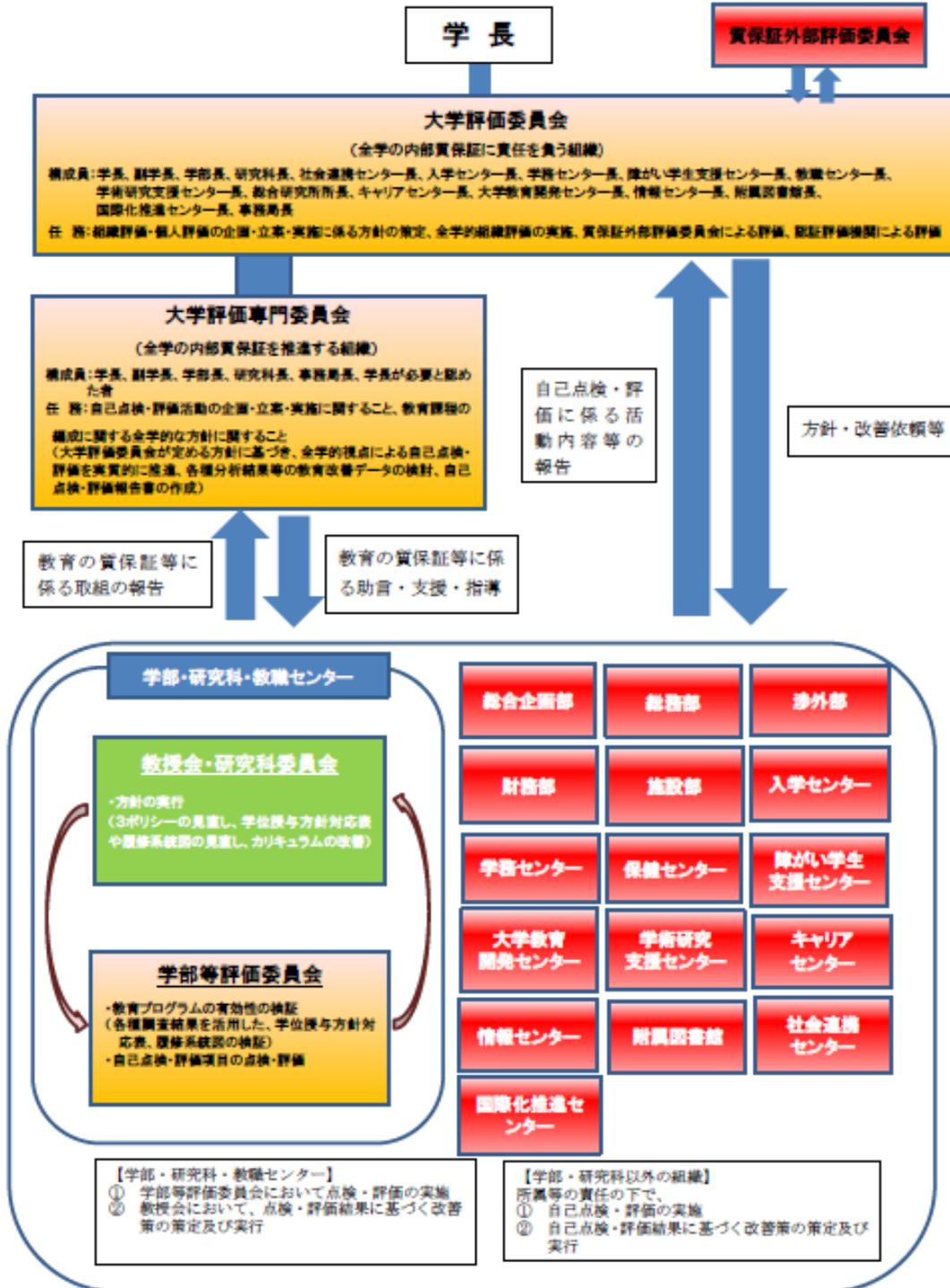
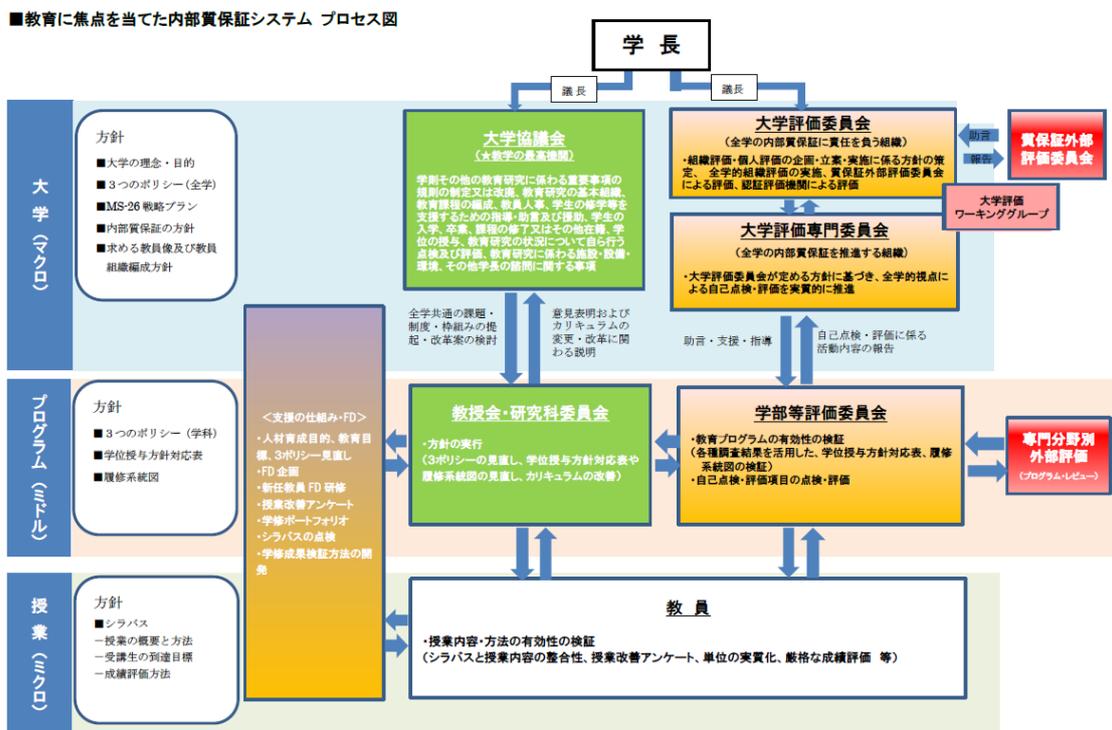


図 2-2 教育に焦点を当てた内部質保証システム体系図



(2) 長所・特色

本学では、「MS-26 戦略プラン」に基づき中長期目標と単年度の事業計画を策定し、これらの計画に基づく予算編成を通じて、学内の資源配分を行っている。これらの事業計画に基づく施策は、自己点検・評価を経ての分析を通じて改善すべき問題を抽出し、次期の目標にフィードバックしている。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制では、全学レベル、学位プログラムレベル、授業レベルの各 PDCA サイクルが効果的に機能するように制度が設計されている。全学レベルでは「大学評価委員会」を設置し、緻密で広範な自己点検・評価を実施している。この委員会の下には、「大学評価専門委員会」と「大学評価ワーキンググループ」を設置し、外部有識者の助言を得ながら、具体的な企画立案を進めている。これにより、教育プログラムの妥当性や適切性の評価が可能となり、カリキュラム改善のための明確な課題が特定されている。さらに、「アセスメント・ポリシー」と「アセスメントプラン」に基づいて作成される「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」は、学修成果を可視化し、外部の調査とも連携している。このダッシュボードは毎年更新され、データの追加や見やすさの改善が行われている。また、学生アンケート、卒業時アンケート、卒業後アンケートを活用し、IR データとして一元的に扱っている。

学位プログラムレベルでは、各学部・研究科に「学部等評価委員会」を設置し、外部有識者を必ず加えることとしている。この体制の下で教育プログラムの点検・評価を行い、カリキュラム改善に向けた具体的な方向性を明確にしている。

授業レベルでは、授業改善アンケートを実施し、その結果にコメントを添えて学生にフィードバックを提供している。

シラバスは、学部・研究科が開講科目の責任を担い、教務委員会等の点検を経て公開されている。

大学全体の自己点検・評価活動の客観的な評価を目的に、主に外部有識者から構成される「質保証外部評価委員会」を独立組織として設置している。加えて、株式会社ベネッセキャリアと協力し、各学部の取り組みや学習成果の適切性について意見聴取を行い、その結果をフィードバックしている。このような外部有識者の点検・助言を取り入れることは、本学の内部質保証システムにおける大きな強みである。また、「大学評価委員会」や「質保証外部評価委員会」からの指摘事項に基づく改善の実績として、大学院収容定員の見直し、成績評価基準の策定、研究指導計画の策定、大学院全体及び各専攻のポリシーの策定・見直しが挙げられる。

これら一連の取り組みにおける最大の特徴は、「MS-26 戦略プラン」に基づくマネジメントサイクルの中に内部質保証のマネジメントサイクルを組み込み、一体的に運用している点である。このアプローチにより、大学のビジョン実現のための戦略的取り組みと内部質保証の活動が相互に強化されており、マネジメントサイクルはシンプルで効率的なものとなっている。このように、構成員に対する戦略プランと内部質保証の位置付けが明確になり、運用が円滑に進められていることは、本学の持続的な改善と革新への取り組みを示している。

(3) 問題点

授業レベルでの内部質保証は、授業改善アンケートを基にして進めているが、学修者本位の教育が求められる現状では、ディプロマ・ポリシーの達成に向けて学生の成長実感を正確に把握することが不可欠である。そのため、今後は学修成果の重要性をより一層考慮し、学生のパフォーマンスに焦点を当てた授業改善アンケートの実施を検討していく必要がある。

また、第4期認証評価では、学生の意見を取り入れた評価が重視されるため、「学修者本位の大学」及び「学修者本位の内部質保証」の実現に向け、学生の意見を反映する教育改善システムの構築が望まれる。

(4) 全体のまとめ

本学では、「MS-26 戦略プラン」と公益財団法人大学基準協会が定めた大学基準に沿って、教育研究やその他の諸活動、大学運営に関する計画・実行・検証・改善を一体化して展開している。内部質保証の推進にあたり、全学レベル、学部・研究科レベル、教員個人レベルそれぞれにPDCAサイクルを展開している。

全学レベルでは、「大学評価委員会」と「大学評価専門委員会」でPDCAサイクルを運用している。これは、学部・研究科・センター等の部署を多数有する大規模な総合大学に対応した仕組みとなっている。また、内部質保証を実質的に推進する「大学評価専門委員会」の下では、具体的な企画立案を行う「大学評価ワーキンググループ」を設置し、外部有識者の助言等を踏まえながら実質化している。「大学評価専門委員会」と「大学評価ワーキンググループ」で、外部有識者からの助言を受けていることは、本学の内部質保証制度の強みとも言える。

各学部・研究科では、「大学評価委員会」の方針に基づき、「学部等評価委員会」が外部有

識者を交えた点検・評価を行い、「大学評価専門委員会」でその結果を集約している。

教員個人レベルでは、授業改善アンケート結果に対して教員がコメントを付し、学生へフィードバックしている。シラバスは、各学部・研究科が責任を持ち、各学部・研究科の教務委員会の点検を経て公開されている。

全体的な自己点検・評価活動に対する客観的な評価を目的に、主に外部有識者から構成される「質保証外部評価委員会」を独立組織として設置している。2020年度と2021年度の評価を受け、認識した課題には適宜改善を行っている。2021年度の評価結果では、本学の内部質保証推進体制が十分整備されており、長所として評価されている。

これらの点から、本学は内部質保証システムを有効に機能させ、大学基準に照らして極めて良好な状態であると判断できる。また、定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを続けており、内部質保証システムの安定的な運用に努めている。

第3章 教育研究組織

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性>

本学は、立学の精神である「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」を実現するため、教育研究や科学技術の動向、社会の要請を踏まえた幅広い教育研究組織を設置している。2023年度時点において、天白キャンパス（法学部、経営学部、経済学部、理工学部、農学部、情報工学部、法学研究科、経営学研究科、経済学研究科、理工学研究科、農学研究科、総合学術研究科）を中心校地として、八事キャンパス（薬学部、薬学研究科）、ナゴヤドーム前キャンパス（都市情報学部、人間学部、外国語学部、都市情報学研究科、人間学研究科）の3キャンパスに、10学部23学科、9研究科21専攻を設置し、春日井キャンパスの附属農場を含む4キャンパスで教育研究組織を構成している。

立学の精神の実現に向け、文理のバランスがとれた総合大学として、「MS-26 戦略プラン」のビジョン「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」を実現し得る環境を整えている。各学部及び研究科の教育研究上の目的は、立学の精神を具現化するため、名城大学学則及び名城大学大学院学則に基づき、教育研究活動を展開している。また、第1章でも述べた通り、各学部及び研究科の教育研究上の目的については、「大学評価専門委員会」において、立学の精神との関連性を点検している。

<大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性>

本学では、教育研究組織としての学部、大学院の他に、センター等の事務組織として、社会連携センター、入学センター、学務センター、障がい学生支援センター、大学教育開発センター、学術研究支援センター、キャリアセンター、国際化推進センター、情報センター、附属図書館、保健センターを設置し、文理融合型総合大学としての機能を最大限に発揮できるよう、教育研究組織を全学的に支援する組織編成としている。これらの組織についても、学部・研究科と同様に、毎年度「事業計画書」と「自己点検・評価報告書」を基にした自己点検・評価を行っている。

また、本学では学内外の共同研究を推進し、学術文化の進歩発展に寄与する目的で、「総合研究所」を附置研究所として設置している。2023年度現在、12の研究センターを設置しており、文理を問わず幅広い研究プロジェクトが進行中である。これらのセンターでは、研究期間の終了後に評価を実施し、継続の申請がある場合には、研究成果の価値・発展性等を

審査し、継続の可否を判断している。

No	研究センター名称
1	難治性疾患発症メカニズム研究センター
2	ダイバーシティ・リサーチ・センター
3	自動車部品電動化戦略研究センター
4	疾患予防食科学研究センター
5	ナノマテリアル研究センター
6	次世代バッテリーマテリアル研究センター
7	プラズマバイオ応用研究センター
8	クリニカルオミクスを基盤とするトランスレーショナルリサーチセンター
9	カーボンニュートラル物質改質技術研究センター
10	光デバイス研究センター
11	自然災害リスク軽減研究センター
12	健康・スポーツ医科学研究センター

<教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮>

立学の精神を宣言して以降、本学は社会的要請に応えつつ、立学の精神に基づく人材育成を目的として、学部・研究科の設置及び再編に取り組んでいる。

2022年度には、高度情報社会への対応を目的に、理工学部情報工学科を情報工学部情報工学科へと改組し、都市情報学部都市情報学科では、観光需要の増加に応える形で、同学科の特色である「まちづくり」と「IT技術」を統合した独自の観光教育を開始させ、収容定員を880名から940名に増やした。

センター等の支援組織の整備についても、2022年度に、世界各国・地域の大学・研究機関等とのネットワーク強化及び国際学術交流を推進するため「インターナショナル教育・研究センター」を設置した。

以上のことから、本学は理念・目的と社会からの要請に基づき、学部・研究科・附置研究所及びその他の組織を適切に整備しているといえる。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

「MS-26 戦略プラン」の「組織・経営改革」ドメインでは、「組織の活性化」を行動目標と定め、中長期戦略に基づき、学校法人名城大学が目指す総合学園の実現に向け、教育・研究組織の再編を進めてきた。

新学部等の設置については、法人経営と教学運営の双方に重要な影響を及ぼすことから、学問分野の動向や社会的な要請に留意しつつ、持続可能な学部運営を可能にする定員の充足を前提とした設置の妥当性を検討し、その上で法人及び教学の意思決定を行っている。2022年度に設置された情報工学部を例に挙げると、検討段階で基礎学科である理工学部情報工学科の定員充足状況の確認に加え、高校生を対象にした独自アンケート通じて、当該分野及び学科への進学意向を測定した。これらの結果、定員充足が可能であると見込まれ、持続可能な運営ができると判断されたため、大学協議会、常勤理事会、評議員会を経た後、理事会で設置を決定した。

既存の学部や研究科の再編や廃止を検討する際にも、法人経営と教学運営の双方における重要な影響を考慮し、対象組織の定員充足状況、学問動向、社会からの要望等を基に、法人及び教学の意思決定を行っている。例えば、2016年度には法学部応用実務法学科の募集を停止する決定が下された。この決定に至るまでには、関係部署間の協議や学部教授会での募集停止後の体制に関する審議が行われ、その後、大学協議会、常勤理事会、評議員会を経て理事会で決定した。同様に、2016年度の大学・学校づくり研究科、2017年度の法務研究科の募集停止についても、大学協議会、常勤理事会、評議員会での審議を経た後、理事会で決定した。

各学部や研究科の点検・評価は、「大学評価委員会」において、毎年各学部等が作成する「自己点検・評価報告書（部署版）」に基づき、「MS-26 戦略プラン」と内部質保証、教育課程と学修成果、学生の受け入れ、教員・教員組織、学生支援の観点から行われている。同様に、センター等の他の組織に対しても、「自己点検・評価報告書」を基に「大学評価委員会」において、「MS-26 戦略プラン」と内部質保証の観点から点検・評価を行っている。「自己点検・評価報告書」には、根拠資料を記述することが求められており、これによりエビデンスに基づいた自己点検・評価が行われていることが確認できる。

以上のことから、本学は各部署の状況を踏まえたPDCA サイクルを有効に運用する仕組みを構築しており、全学的に点検・評価の結果に基づく改善と向上が図られていると判断できる。

(2) 長所・特色

新学部等の設置や既存学部等の改組に際しては、法人経営と教学運営に及ぼす影響を考慮し、法人と教学の双方で慎重な議論を重ねた上で、本学における教育研究の活性化に寄与する組織変更を行っている。例えば、Society5.0に対応する形で2022年度には情報工学部を設置し、これらは社会的ニーズに応える事例として挙げられる。また、センター等の組織改編も、世界各国・地域の大学・研究機関等とのネットワーク強化及び国際学术交流を推進するため2022年度には「インターナショナル教育・研究センター」を設置している。

研究組織に際しては、総合研究所に12個の研究センターが設置されている。各センターは、公募制による厳格な審査を経て設置され、研究期間終了後の成果検証に基づき、継続または終了が決定される。これは学問の動向や社会的要請に応じた教育研究組織の機動的な見直しの優れた事例である。

組織の適切性については、部署単位で年次ごとに「自己点検・評価報告書」を作成し、「大学評価委員会」で点検・評価することに加え、全学の自己点検・評価結果について外部有識

者に意見聴取を行うなど、外部の視点を取り入れた改善活動を推進しており、これは本学の長所・特色であるといえる。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学は、立学の精神「**穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する**」を実現するために、教育研究組織を整備し、学部・研究科の取り組みを支援するためのセンター等を設置している。

各学部及び研究科の教育研究上の目的は、名城大学学則及び名城大学大学院学則に明記されており、これらに基づいて教育研究活動を展開している。さらに、立学の精神と各学部等の教育研究上の目的との関連性については、「**大学評価専門委員会**」において点検している。学部・研究科の設置・再編に際しては、当該学部等の現状や社会的要請等も考慮して慎重に検討・実施され、教育研究活動を支援するセンター等についても継続的に見直しを行っている。

これらの教育研究組織の適切性については、「**大学評価委員会**」による各部署の「**自己点検・評価報告書**」の点検・評価と、外部有識者からの意見聴取等を通じて確認されている。これに基づき、大学全体及び各部署で改善と向上に向けた取り組みが進められていることから、大学基準に照らして良好な状態であると判断できる。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

<学位授与方針の適切な設定及び公表>

本学では、立学の精神に基づき、大学全体及び大学院全体の「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めている。大学全体及び大学院全体のディプロマ・ポリシーは、以下の通りである。

（名城大学のディプロマ・ポリシー）

名城大学は、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という立学の精神に基づき、次の資質・能力を身につけた学生に学位を授与します。

- ①幅広い教養を身につけ、広い視野に立って物事の公正な判断をすることができる。
- ②専門分野に熟達し、社会における諸問題の解決のためにその知識・能力を活用できる。
- ③主体的に学び続け、学んだことを分かち合い、共に成長することができる。

（名城大学大学院のディプロマ・ポリシー）

名城大学大学院は、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という立学の精神にもとづき、次の資質・能力を身につけた学生に学位を授与します。

- ①高度で専門的知識及び高い倫理観を身につけ、学術的見地に立って物事の公正な判断をすることができる。
- ②専門分野における研究能力又は高度専門職業人として必要な能力を有し、社会における諸問題の解決のためにその能力を活用できる。
- ③主体的に学び続け、学んだことを分かち合い、共に成長することができる。

各学部・研究科においても、大学全体の方針を踏まえつつ、それぞれ固有の「教育研究上の目的」に応じて、ディプロマ・ポリシーを策定している。これらのポリシーは、学生が修得すべき知識、技能、研究倫理等の学修成果を明確に示し、授与する学位の価値を保証している。

ディプロマ・ポリシーは、大学全体の3ポリシー検討WG報告書で示された指針に基づき策定されている。具体的には、「大学DPとの整合性を保ちながら、各学科の特徴を踏まえ、将来、検証や測定が可能な到達目標（求められる資質・能力）を記載すること。」「DPの資質・能力については、中央教育審議会答申『学士課程教育の構築に向けて』（学士課程答申）を踏まえ、日本学術会議『大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準』等を参考にすること。」「教養教育の目指す資質・能力、専門教育の目指す資質・能力、生涯学び続ける能力とすること。」「表現形式は、箇条書きとする、文末を『～できる』とすること、

高校生等にも理解できる平易な表現とすること。」といった留意事項を示し、各学科はこれに従って策定にあたっている。

このように、すべての学部・研究科では、課程修了時に学生に修得を求める知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示したディプロマ・ポリシーを適切に設定し、本学ウェブサイトで公表している他、学生便覧への掲載や履修ガイダンス等を通じて、学生に詳細に説明している。

ディプロマ・ポリシーの適切性については、外部有識者を含む学部等評価委員会による年度毎の点検・評価を受け、その意見・提言を学部等評価委員会で検討・評価をしている。さらに大学評価専門委員会も、全学的な観点から立学の精神や大学全体のディプロマ・ポリシーとの関連性について点検・評価を行っている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

<教育課程の編成・実施方針の設定及び公表>

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づき、大学全体及び大学院全体の「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を定めている。

大学全体及び大学院全体のカリキュラム・ポリシーは以下の通りである。

（名城大学のカリキュラム・ポリシー）

名城大学は、各学科の教育目標を達成し、学位授与方針に示す資質・能力を身につけさせるため、次のような教育課程を編成し、実施します。

- ①人文・社会・自然科学、語学、情報技術、体育等からなる教養教育課程を体系的に編成し、様々な価値観に触れ、物事を正しく理解し表現できるようにする。
- ②専門教育課程を体系的に編成し、講義・演習・実験・実習等を適切に組み合わせた授業を実施することにより、専門分野の知識・能力を確実に修得し、問題解決のために活かすことができるようにする。
- ③初年次教育や演習・実験・実習科目を中心に能動的学修の要素を取り入れることにより、生涯にわたって主体的に学び、他者との相互理解や意見交換ができるようにする。
- ④学修成果に対する厳格な成績評価と単位認定を行うとともに、学修行動調査や GPA、修得単位数に基づく個別指導を行うことにより、個々の達成度と将来計画に応じた学修を進めることができるようにする。

(名城大学大学院のカリキュラム・ポリシー)

名城大学大学院は、各専攻の教育目標を達成し、学位授与方針に示す資質・能力を身につけさせるため、コースワークとリサーチワークを適切に配置し、次のような方針で教育課程を編成し、実施します。

- ①コースワークでは、講義・演習・実験・実習等を適切に組み合わせた授業を実施することにより、豊かな学識と高度な専門知識及び高い倫理観を獲得し、物事を正しく理解し表現できるようにする。
- ②リサーチワークでは、研究指導體制を整備することにより、専門分野における研究能力又は高度専門職業人として必要な能力を確実に修得し、問題解決のために活かすことができるようにする。
- ③少人数・双方向の授業体制及び能動的学修の実施により、生涯にわたって主体的に学び、他者との相互理解や意見交換ができるようにする。
- ④学修成果に対する厳格な成績評価と単位認定を行う。学位論文の審査にあたっては論文審査基準を設け、客観性を担保する。また、学生の進路や関心等にもとづく個別指導を行うことにより、個々の達成度と将来計画に応じた学修を進めることができるようにする。

各学科・専攻では、大学全体のカリキュラム・ポリシー及び自身のディプロマ・ポリシーを踏まえ、独自のカリキュラム・ポリシーを策定している。この過程では、大学全体の3ポリシー検討WG報告書で示された指針に基づいて行われている。具体的には、「DPの資質・能力を達成するための教育課程の体系的編成が求められていること。」、「初年次教育、教養教育、専門教育、キャリア教育等の様々な観点から教育課程の適切性・体系性を検討すること。」、「能動的学修等、質的転換の取り組みを重視すること。」、「初年次教育は、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるように充実させること。」、「学修成果の評価方法を具体的に示すこと。」、「全学的に実施する予定の学修行動調査等と各学科の教育課程の特徴を踏まえた評価手法を記載すること。」といった、大学が示す留意事項を基に各学科が策定している。

大学全体及び大学院全体、各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーは、本学ウェブサイト上で公開しており、オープンキャンパス等では、高校生に向けて各学部の教育課程をわかりやすく紹介している。

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性>

本学では、ディプロマ・ポリシーにおいて定められている卒業・修了時に学生が身に付けるべき資質・能力の達成を目指し、教育課程の編成、学修方法、学修過程、学修成果の評価方法をカリキュラム・ポリシーに示している。これらのポリシーは互いに連関し合うように策定されており、その基礎は「3ポリシー検討ワーキンググループ」によって作成されたガイドラインにある。カリキュラム・ポリシーの適切性は、ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーと共に、外部有識者を含む学部等評価委員会によって点検・評価され、その意見・提言に基づき、さらに学部等評価委員会と大学評価委員会において検討が行われて

いる。

大学全体のディプロマ・ポリシーが掲げている「専門分野に熟達し、社会における諸問題の解決のためにその知識・能力を活用できる。」の達成には、専門知識と技能に基づく社会問題解決能力の習得が不可欠である。この目標に基づき、カリキュラム・ポリシーでは、「専門教育課程を体系的に編成し、講義・演習・実験・実習等を適切に組み合わせた授業を実施することにより、専門分野の知識・能力を確実に修得し、問題解決のために活かすことができるようにする。」と定めている。この方針は各学科にも適用されており、例えば理工学部電気電子工学科のディプロマ・ポリシーでは、「電気回路、電子回路、電気磁気学、プログラミング等の電気電子工学の知識と、それらを活用して、社会での問題を発見し、解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を有する。」としている。これを実現するため、カリキュラム・ポリシーでは、「(略) 講義・演習・実験等を適切に組み合わせたこれらの科目の履修を通して、電気電子工学の知識と、それらを活用して、社会での問題を発見し、解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を身につける。」と示している。

このように、大学全体及び大学院全体、各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーで定められている学生が身に付けるべき資質・能力に基づいて、教育課程の編成等を示している。本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの関連性を保って策定され、一貫性のある教育方針を確立している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮
- ・教養教育と専門教育の適切な配置
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性>

教育課程の編成において、全学部・研究科は、各学科・専攻で定められたカリキュラム・ポリシーと「教養教育カリキュラム編成時の指針」に従い、教養教育と専門科目からなる体系的な教育課程を構築している。

教養教育科目

全学委員会である「教養教育連携推進委員会」は、「教養教育カリキュラム編成時の指針」を策定し、各学部の教養教育がこの指針に基づいて適切に構築されているか、毎年度点検を行っている。

この指針は、「基軸科目」、「発展科目」、「教養演習科目」、「英語科目」、「第二外国語科目」、「情報教育科目」、「体育科目」、「キャリア教育科目」の8つの科目群から構成されており、学生に幅広い学修機会を提供することを目的としている。特に「基軸科目」では、高校から大学への移行を支援する導入教育を行っており、学生の様々な学問分野への知的好奇心を刺激することを意図している。例として、経済学部の基軸科目である「現代社会に生きる」は、大学教育への移行を支援するだけでなく、学問への関心を深め、本学学生としてのアイデンティティを育成する重要な役割を果たしている。

このように、「教養教育カリキュラム編成時の指針」に基づき、各学科で教養教育科目を適切に配置している。また、一部の学部では特定の学問分野の特を考慮して、本指針に記載されている科目群を専門教育科目に配置している。

専門教育科目

各学部・研究科は、カリキュラム・ポリシーに基づき専門教育科目を検討し、それを決定している。例えば、理工学部建築学科のカリキュラム・ポリシーでは、「専門教育では、(略)講義科目と、それに関連する設計・演習・実験・実習が有機的に結びついた授業を実施することにより、建築学の各専門分野に関する基礎知識と芸術の感性を身につけることができるようにする。(略)」と定めている。この方針に基づき「設計総合演習」という科目が設けられており、その到達目標は「建築学の関連分野の相互関係を理解しつつ、総合的な視野から計画、設計、デザインできる能力を身に付けることを目標とする。それには、自らテーマを設定し、自ら考えて計画、設計という手段を用いてデザインを表現すること。」とし、設計から制作に至るまでの体験を通じて、能力の修得を実現している。

また、社会と時代の変化に応じて、各学部・研究科はカリキュラム検討委員会や教授会、研究科委員会等を通じて、教育課程の継続的な見直しを行っている。

数理・データサイエンス・AIに関する教育

政府の政策動向や社会的なニーズを踏まえ、全学生がデータサイエンス・AIの広範な知識を修得し、専門分野でその知識を活かすことを目指して、2022年度から「データサイエンス・AI入門」を全ての学部の学生が受講できるよう開講した。この科目は文理を問わず複数学部の教員によるオムニバス形式で提供され、オンデマンド形式での授業が実施されている。科目の内容はデータサイエンスとAIが、社会においてどのような位置づけにあり、様々な分野でどのように活用されているのかを学修した上で、データサイエンスの初歩的な手法をマスターするとともに、データサイエンスやAIを活用する際の様々な留意事項を身につけていくことを目的としている。

この科目は、「データサイエンス・AI教育科目運営委員会」と民間企業の協力により定期的に点検・評価され、その結果、2023年度には授業理解度：76.7%、資料満足度：90.0%、到達目標1の達成度：77.1%、到達目標2の達成度：70.6%、到達目標3の達成度：83.3%、

授業満足度：84.9 %、他の学生への推奨度：88.5 %と、全ての項目で昨年に比べ改善が見られた。2023年度の履修者数は2,306名に達し、高い関心を集めている。また、2023年度には文部科学省から「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の認定を受けている。これらの成果とニーズを踏まえ、2024年度から「データサイエンス・AI応用基礎Ⅰ」、2025年度には「データサイエンス・AI応用基礎Ⅱ」の開講を大学協議会で決定している。

<教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮>

教育課程の編成に際しては、3つのポリシーを反映したカリキュラムと科目・教育内容を体系性・順次性をもって示すため、2017年度入学生からは全学部で学位授与方針対応表と履修系統図を整備し、ナンバリング制度を導入している。

学士課程においては、カリキュラム・ポリシーに基づいて、教養教育課程と専門教育課程の両方に能動的学修の要素を組み込むように教育課程を編成しており、「学位授与方針対応表」では、学位授与方針に沿ったスコープ（領域）の観点から、「履修系統図」ではシーケンス（順次制）の観点から体系的に配置している。

例えば、人間学部人間学科の教養教育部門では、「基軸科目」、「人間と文化」、「人間と社会」、「自然と環境」、「言語コミュニケーション」、「情報技術」、「健康とスポーツ科学」、「教養演習」、「キャリア・デザイン」科目群を配置しており、コミュニケーション能力や情報処理能力、論理的思考力等の基本的技能を育成している。特に基軸科目である「現代に生きる」では、①教養教育への導入、②専門教育における実践性の担保、③学部の仲間づくり、を目的とし、現代社会が直面する諸問題について深く理解した上で、グループ討議と全体討論を通して解決策を探求する能動的学修を促している。また、専門教育部門では、「基礎科目」、「心理系」、「社会・教育系」、「国際・コミュニケーション系」、「体験科目」、「文献講読」、「ゼミナール」等の科目群を配置し、人間と現代社会を多面的に分析し、問題解決能力を養成している。特に初年次の「基礎ゼミナール」、2年次の「文献講読」、3年次の「基幹ゼミナール」、4年次の「卒業研究ゼミナール」等の必修科目や、フィールドワーク、ボランティア、インターンシップ、海外研修等の体験科目を通じて能動的学修を促し、少人数での交流や議論を通して、自他の立脚する立場を理解し、互恵的意思疎通をしながら探究し続ける能力を育てている。これらの科目は学位授与方針対応表と履修系統図により体系的に整理されている。

修士課程では、カリキュラム・ポリシーに基づき、コースワークとリサーチワークを適切に配置し、能動的学修を取り入れた教育課程を編成している。また、「学位授与方針対応表」では、学位授与方針に沿ったスコープ（領域）の観点から体系的に整理している。

例えば、農学研究科修士課程のカリキュラム・ポリシー①においては、「コースワークでは、専修分野に関連する授業科目である「特論」等により最新の科学に対応した専門分野及び関連分野の知識や技術を学ばせる。また、「科学倫理」を必修科目として配置し、研究活動に必要な倫理を学ばせる」としている。この方針に基づき、コースワークでは、専修分野の特論科目の他、専修分野の枠組みを超えた共通の知識や能力を育成するための「科学倫理」、「学術英語」等の共通科目を配置している。またカリキュラム・ポリシー②では、「リサーチワークでは、個別的な研究指導を行う「特別演習」及び「特別実験」・「特別実習」の

科目を設置し、指導教員が一貫的かつ継続的に研究発表、学術論文作成、修士論文作成等の指導を行う。これらの科目の履修を通して、専門技術者や研究者として必要な専門分野における研究能力と広い視野で課題に対応する能力を身に付けさせ、問題解決のために活かすことができるようにする。」と定めている。これに沿って、リサーチワークでは、学生が高度な研究あるいは技術に関する指導を受けられるよう、各専修分野に関する演習及び実験・実習科目を配置している。さらに、カリキュラム・ポリシー③では、「コースワーク・リサーチワークともに少人数・双方向の授業体制を構築し、能動的に学修させることにより、未解明の問題へのアプローチ法や科学的解析法・論理的思考法・論文作成法を学ばせる他、国際的なプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を身に付けさせる。」としている。このように、能動的学修をコースワークとリサーチワークの両面で積極的に取り入れている。

博士後期課程においても、カリキュラム・ポリシーに基づき、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、能動的な学修の要素を取り入れた教育課程を編成している。

例えば、農学研究科博士後期課程では、カリキュラム・ポリシー①において、「コースワークでは、講義科目として「特殊講義」及び「リテラシー」を配置し、最新の科学に対応した専門分野及び関連分野の知識や技術を学ばせる。また、研究者の素養として、「研究倫理」及び「知的財産マネジメント」の講義により、倫理的あるいは産業社会的知識を学ばせる。」としている。また、カリキュラム・ポリシー②では、「リサーチワークでは、専修分野ごとに研究指導科目として『特殊研究』を配置し、研究発表・学術論文作成・博士論文作成等の指導を行う。この科目の履修を通して、専門技術者や研究者として必要な専門分野における研究能力と広い視野を有する能力を修得し、問題解決のために活かすことができるようにする。」を踏まえ、リサーチワーク科目として各専修分野の「特殊研究」を配置している。さらに、カリキュラム・ポリシー③では、「コースワーク・リサーチワークともに少人数・双方向の授業体制を構築し、能動的に学修させることにより、発展的な研究課題に対する探求・解決能力及び論理的思考力を身に付けさせ、専門技術者や研究者として他者との相互理解や意見交換ができるようにする。」としている。

これらのカリキュラム・ポリシーに基づく科目は、学位授与方針対応表を通じて整理され、本学のウェブサイトに公開されている。

<単位制度の趣旨に沿った単位の設定>

本学は二学期制を採用しており、学則第13条では前期を4月1日から9月13日まで、後期を9月14日から3月31日までと定めている。単位制度については、「大学設置基準」に基づき、1単位は45時間の学修を必要とする内容で構成することを前提としている。「大学設置基準」に従い、学則第25条では、「講義」及び「演習」には15時間から30時間、そして「実験」、「実習」及び「実技」には30時間から45時間の授業時間を1単位と定めている。さらに、授業時間外の学修に関する単位数の計算基準やその趣旨については「学生便覧」に詳述しており、学生に自主的な学修を促している。

<個々の授業科目の内容及び方法>

授業科目の内容と方法はシラバスに詳細に明示されており、毎年度、第三者による点検が

実施されている。また、各授業科目の体系的な教育課程内での位置づけは、各学部の教務委員会で検討される。これらの情報は、履修系統図を通じて学生に公開され、透明性が保たれている。

<授業科目の位置づけ（必修、選択等）>

各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーに基づき、必修科目、選択必修科目、選択科目の配分は、教育課程の体系性等を考慮して、各学部・研究科で設定されている。

<各学位課程にふさわしい教育内容の設定>、<初年次教育、高大接続への配慮>

<教養教育と専門教育の適切な配置等>

各学科のカリキュラム・ポリシーでは、「教養教育」と「専門教育」を区分し、それぞれの位置づけを明確にしている。教養教育と専門教育の適切な配置に関しては、前述の「教養教育カリキュラム編成時の指針」に基づき、各学部では教養教育科目を概ね 30 単位以上修得することを求め、専門教育とのバランスを考慮している。

初年次教育においては、全学委員会である「教養教育連携推進委員会」が策定した「教養教育カリキュラム編成時の指針」に基づき、全学部で基軸科目を設けている。この科目は、多様な知識領域への導入と動機付けを行うことを目的としており、学生はこの科目を起点に多角的な視点から多様な領域を学べる発展科目を履修する。また、基礎ゼミナール等を通じて、大学での学修方法、レポートの作成技術、プレゼンテーションスキルなどが指導されている。

高大接続については、高校から大学への移行期間における学生の学修意欲の維持と入学前の不安解消を目的として、学校推薦型選抜や総合型選抜等、早期合格発表入試に合格した人を対象に、入学前オリエンテーションと入学前教育を実施している。入学前オリエンテーションは学部別に行われ、全学共通の学習コンテンツである「MEC プログラム」では、各学科が入学時に必要とされる基礎知識に基づいて受講科目を選定し、その最終的な決定は大学教育開発センター委員会によって行われている。経済学部では、このプログラムに加えて、学部独自の入学前教育も実施している。

2023 年度からは、一般選抜合格者も含む全新生を対象に、オンデマンド形式で「入学前自校教育」プログラムを展開している。このプログラムを通じて、本学で学びたいことや、どのような学生生活を送りたいかを深く考える機会を提供している。

<コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士課程）>

大学院のカリキュラム・ポリシーでは、教育の質を高めるために、コースワークとリサーチワークを適切に配置することを定めている。

この基本方針に基づき、修士課程及び博士課程の各専攻では、コースワークとリサーチワークをバランス良く組み合わせた教育課程を編成している。

例えば、法学研究科修士課程におけるカリキュラム・ポリシー①では、「コースワークでは、専門分野に関する精深な学識ならびに諸外国の理論及び制度又は隣接する学問分野等に関する知見を修得し、国内外の学術文献を正確に読解する力、優れた論理的思考力、公正な判断力及び高い倫理性等を身につけることができるように、各専修分野に関する「研究科

目」を配置する。授業科目の選定にあたっては、学生が自らの研究計画に基づいて適切な科目履修を行うことができるように、指導教員が順次性や授業形態等を考慮した履修指導を行う。」と定めている。また、カリキュラム・ポリシー②では、「リサーチワークでは、指導教員が一貫かつ継続的で、個別的な研究指導を行う「研究指導科目」により、修士論文作成に必要となる多角的な発想を養い、社会の変化に敏感でありつつも一貫して真理を探究する姿勢を身につけさせ、社会との間で望ましい知の循環を実現しうる法学・政治学研究者、準法曹又は高度専門職業人を養成する。」としている。

これらの方針に基づき、修了に必要な単位数は、リサーチワーク科目として研究指導科目 8 単位、コースワーク科目として専修科目のほか関連科目で 22 単位以上と定めている。研究指導を除く授業科目は半期ごとに開講し、1 科目 2 単位としている。

このように、学生が幅広く高度な専門的知識を修得できるよう配慮されている。

<教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり>

前述のとおり、学部等評価委員会で IR データ（カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード）、学位授与方針対応表、履修系統図を用いた、教育課程の点検・評価を実施している。これらの点検・評価結果は、全学の内部質保証推進組織である大学評価専門委員会によって、全学的な視点から再度点検がされている。さらに、毎年外部の視点も取り入れて教育課程の点検・評価を行うことで、多角的な視点を確保している。

<学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施>

教養教育科目の一部として提供されるキャリア教育科目は、学生が専門科目で修得した知識をキャリアデザインに応用する過程を支援するための科目群である。この科目群は、「キャリア形成論」や「インターンシップ」等、1・2 年次から履修可能な科目で構成されており、学生が社会的及び職業的に自立するために必要なスキルを育成する教育を提供している。さらに、「社会フィールドワーク」、「FSP(Future Skills Project)」、「エアライン就職サポート(M-CAP)」等、各学部・研究科の特性や学修ニーズに応じた多様なプログラムも展開している。これらのプログラムを通じて、学生の社会的及び職業的自立を促進する能力の育成に取り組んでいる。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

<各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）>

単位の実質化を目指し、「大学設置基準」の趣旨に沿って、学生が過剰に履修登録を行うことを抑制し、適切な学修効果を得られるよう、全学部では1年間の履修登録上限を50単位未満に設定している。この上限単位数は、各授業の学修時間数に加えて、授業外学修時間も踏まえ各学部が定めているものであり、学生便覧を通じて学生に周知している。さらに、全学部において、成績優秀者には原則として年間4単位までの上限緩和を認めている。教職科目や資格関係科目については、多くの学部で履修上限の例外とされており、これは、学部カリキュラムと資格取得の両立を図るために必要な措置と判断している。履修上限の対象外となる科目に関しては、新入生オリエンテーションや在学生向けガイダンスで単位制度の趣旨を説明し、自学自習時間確保の重要性について指導している。

<シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）>

シラバスでは、講義の基本情報に加え、準備学習・事後学習、課題・定期試験に対するフィードバック、履修上の注意、授業の概要と目的、アクティブ・ラーニングの実施、該当するCP及びDP、実務経験と授業内容の関係、科目ナンバリングコード、サブタイトル、到達目標、授業計画、使用テキストと参考文献、授業方法、実施形態、成績評価方法等、多岐にわたる情報が適切に含まれるように、全学で統一されたフォーマットを定めている。これらのシラバスは本学のウェブサイト公開しており、透明性とアクセシビリティを確保している。さらに、各学部・研究科の教務委員会が第三者チェックを行い、シラバスの適切性

を保証している。これにより、教育効果の向上や必要に応じた改善等に繋げている。

<学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法>

令和5年度学生アンケート結果報告書によると、1週間に21時間以上自学自習をしている学生の割合は11.1%であった。この結果を受け、各学部及び研究科は、学生の学修を活性化し、効果的な教育を行うために様々な取り組みを進めている。具体的には、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れた授業の開講や、「WebClass」等のLMSとタブレット端末を用いたICTの活用が挙げられる。特に人間学部の基軸科目「現代に生きる」という科目では、SDGsの5つのキーワードのうち、「People」、「Prosperity」、「Planet」というキーワードに関わる目標を取り上げ、それらの達成のために乗り越えることが不可欠な内外の諸課題について、各領域の専門家の話を聞くとともに、人間学部の新入生全員が責任ある「市民」＝主権者として、それらにどのように立ち向かうべきかをグループ別の討論と全体討論を通じて考えてもらうことを目的としている。この授業ではタブレット端末と当該授業「WebClass」内の「現代に生きるトーク」を活用して、学生間の意見・情報交換や、教員と学生の双方向の授業を促進している。特に注目すべき点は、この科目が人間学部のみならず、他学部の教員も含む12名によって運営されていることである。各回の授業には、多くの教員が一同に会することで、学生に対して多角的な視点から知識と理解を提供している。このように、この科目は人間学部だけでなく文理を超えた複数学部の教員の協力のもとで運営しており、従来の枠にとらわれない創造的な教育取り組みをしているといえる。

また、「MS-26 戦略プラン」のビジョン実現に向けて、「学びのコミュニティ創出支援事業」を通じて、アクティブ・ラーニング型授業の増加と学生の授業時間外の学修時間の拡大を目指した取組を支援している。さらに、総合大学の多様性を活かし、学部や学科の枠を越える幅広い学びを促進するために「他学部履修制度」を導入している。この制度では、2年次以上の学生が年間最大10単位まで他学部で開講される科目を履修することができる。加えて、学生が専門分野以外の知識を広げ、より広い視野を持つ人材へと成長することを目指して、「副専攻制度」の導入を進めている。2021年度は、理工学部の学科間及び経営学部・外国語学部間で導入され、続いて2022年度には、都市情報学部の観光系科目群を対象とした。2023年度からは、データサイエンス・AI分野で都市情報学部と情報工学部のカリキュラムを基にした副専攻制度が新たに開始された。

<適切な履修指導の実施>

各学部は、新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンスを通じて、履修方法や卒業要件に関して詳細な説明を行っている。これにより、学生が大学の学修制度を深く理解し、それを有効に活用するための基盤を構築している。加えて、履修登録スケジュールや履修登録システムの操作方法に関する指導も実施しており、学生がスムーズに履修計画を立てられるよう支援している。さらに、各教員はオフィスアワーを設けており、学修に関する相談を気軽に行える環境を学生に提供している。これらの取り組みにより、学生一人一人のニーズに応じた支援体制を確立している。

< (学士課程) 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 >

学士課程では、1授業あたりの学生数を、教育効果、学生の履修希望、授業形態、施設設備、人的資源を総合的に考慮して設定している。履修者数が多い科目に対しては、教育の質を維持するために、複数のクラス設け、適切に対応をしている。

< (修士課程、博士課程) 研究指導計画 (研究指導の内容及び方法、年間スケジュール) の明示とそれに基づく研究指導の実施 >

大学院各研究科では、教育効果の向上を目的とし、学生主体の教育を少人数制で実施している。これには、演習や文献調査、コースワークとリサーチワークの組合せが含まれており、学生に幅広い知識の習得を促している。さらに、研究指導計画と論文審査基準を整備し、研究科便覧を通じてこれらを学生に周知している。また、全研究科では、「大学院全体の3ポリシー及び専攻版3ポリシー策定ガイドライン」に基づき、カリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程を適切に編成している。経営学研究科修士課程のカリキュラム・ポリシー②では、「リサーチワークでは、入学時に研究指導教員が決定され、研究指導科目において、2年間一貫して修士論文作成の指導を受ける。この過程で、研究活動に必要な姿勢、方法、論理的思考・構築力、高い倫理性等を身につけさせ、また、自己の研究が持っている社会的意味、社会的貢献の内容等を深く認識させ、社会における「知」の在り方に対する見識に基礎付けた実践的研究を可能とする能力を習得させ、これによって問題解決のために活かすことができるようにする。」としている。この方針に基づき、経営学研究科修士課程では、「研究指導科目」を開講している。加えて、学部と同様に、大学院でもIRデータをまとめた「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」を利用して学修成果を測定し、その成果を検証している。

経営学研究科博士後期課程では、「大学院全体の3ポリシー及び専攻版3ポリシー策定ガイドライン」を踏まえ、カリキュラム・ポリシー②で「リサーチワークでは、指導教員による研究指導とともに、必要に応じて、集団指導体制をとる。こうした指導体制によって、3年間で研究成果を論理的にまとめることができるようにし、学会・研究会での研究発表や1編以上の査読付き論文の作成ができるようにする。また、博士論文作成に関しても、本研究科博士後期課程所属全教員によるワークショップを開き、研究科総体として支援する体制をとり、質が高い研究論文が作成できるようにする。」と定めている。この方針に基づき、「研究指導科目」を開講している。さらに、修士課程で実施しているように研究指導計画を整備し、学位取得プロセスを明確に定めている。これらの情報は、大学院研究科便覧を通じて学生に周知されており、透明性の高い学位取得プロセスを実現している。

< 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり >

第2章でも述べた通り、本学では学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制を構築している。全学の内部質保証推進組織である大学評価専門委員会は、全学及び各学科・専攻の取り組みについて、3つのポリシーを踏まえた適切性を点検・評価している。具体的には、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」や「アセスメントプラン」に基づく学修成果データ、各学科の学位授与方針対応表、履修系統図等を活用し、教育課程の適切性を点検・評価している。このように、学生の学修成果の達成状況を確認するための仕組

みは整備されている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

<単位制度の趣旨に基づく単位認定>

「大学設置基準」に則り、1単位の授業科目に必要な45時間の学修を基に単位が認定されている。各科目の成績評価基準と方法は、それぞれの科目のシラバスに明記され、これに基づいて単位が認定される。授業時間外学修を考慮した単位数の計算基準やその趣旨については、「学生便覧」に詳述しており、学生に自学自習を促している。

<既修得単位の適切な認定>

「大学設置基準」に則り、他学部や国内外の他大学で修得した既修得単位の認定を、学部では60単位、研究科は10単位を上限として行える旨を学則及び大学院学則で定めている。各学部・研究科の教務委員会は、その科目に関する他大学シラバス等を用いて詳細に精査し適切な単位認定を行っている。

<成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置>

学士課程の成績評価は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則り、各授業科目で定められた到達目標に基づいている。シラバスには各授業科目の到達目標と評価方法が具体的に記載されており、授業を担当する教員はこれらの基準に基づき、厳格に成績を評価している。成績評価は教務規程により定められた点数との対応関係に基づき、絶対評価方式で行われている。100点満点中、Aは80～100点、Bは70～79点、Cは60～69点、Fは60点未満であり、Fは不合格を意味し、その場合単位は授与されない。成績評価の基準は、「成績評価基準表」にて明確に定められており、学生便覧等を通じて学生への周知が図られている。

<成績評価基準表>

評価	基準	点数
A	授業目標の水準を十分に達成でき、際立っている	100～90
	授業目標の水準を十分に達成できている	89～80
B	授業目標の水準を概ね達成できている	79～70
C	授業目標の最低限の水準を達成できている	69～60
F	授業目標の最低限の水準を達成できていない	59～0

GPA の算出方法についても、学生便覧等を通じて学生へ周知している。成績評価に基づいた学期ごとの GPA 及び通算 GPA については、成績一覧表に記載され、学生へ通知されている。

GPA の換算方法：

100～90 点=4、89～80 点=3、79～70 =2、69～60 点=1、59 点以下・欠席、欠格=0

GPA 算出式：

$(4 \times \text{単位数}) + (3 \times \text{単位数}) + (2 \times \text{単位数}) + (1 \times \text{単位数}) + (0 \times \text{単位数}) / \text{履修登録科目の総単位数}$

GPA は学修到達度の補助的指標として活用されており、履修上限の緩和、奨学金受給者の選定、履修指導の対象者選定等、様々な場面で用いられている。各学位課程においては、成績発表後に質疑期間を設け、成績評価に疑問を持つ学生は学部の教務担当等へ疑問調査を申し出ることが可能である。さらに、成績評価の客観性と厳格性を確保するために、教授会では成績評価の分布を共有し、必要に応じ成績評価の平準化を図っている。

なお、2024 年度から、成績評価の客観性を高めるため、上記の成績評価基準及び GPA 制度を見直すことを 2023 年度に決定している。

<成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり>

前述の「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」においては、「年次別単位履修／修得状況（平均値）」のデータを収集し、これらのデータを基に大学評価専門委員会において点検・評価を行っている。さらに、これらの情報は各学部提供され、学部レベルでの学修成果や単位認定プロセスの改善に役立てられている。

<卒業・修了要件の明示>

単位数を含めた卒業・修了要件は、学生便覧と本学のウェブサイトで明示している。これらの要件は、ディプロマ・ポリシーに準拠したカリキュラム・ポリシーに基づき、各カテゴリーの科目の単位を必要数修得することにより、ディプロマ・ポリシーに則った卒業・修了認定が行われる。

大学院においては、各研究科がディプロマ・ポリシーに基づいた論文審査基準を定め、これを研究科便覧に明示し、新入生オリエンテーションや在学生ガイダンスを通じて学生に周知するとともに、本学のウェブサイトで公表している。

<学位授与を適切に行うための措置>

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づき、学位授与の要件と手続きを「名城大学学則」第38条、大学院におけるものは「名城大学大学院学則」第28条から第30条及び「名城大学学位規程」に明示しており、これに従って学位が授与される。また、学則には教授会が学位授与に関する事項を議決すること、「名城大学学位規程」には、学長が学部長または研究科長の報告を受け、学位の授与を決定した者に学位記を授与することを定めている。各学部・研究科の教授会及び研究科委員会はこれらの規定に基づき、学位授与の判定を行っている。卒業・修了要件は、学生便覧、研究科便覧、本学ウェブサイトでの周知に加え、新入生オリエンテーションや在学生ガイダンスを通じて説明している。

全研究科では論文審査基準が設けられており、テーマの明確性や先行研究への批評性や関連性、論理展開の緻密性や論文構成の体系性、実証的な手続きの妥当性、学問的な獨創性、社会問題解決への実践的志向性、研究の将来性等、多岐にわたる評価項目を定め、研究科便覧等で周知している。学位論文の審査は、「名城大学学位規程」に基づき、3名以上の論文審査委員（主査1人、副査2人以上）によって実施される。審査委員会は学位論文の審査と口頭または筆答試験を行い、その結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会の議決を経て、大学協議会の承認を得た上で、修士または博士の学位授与が最終的に決定される。

<学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり>

「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」を用いて、学位授与に関連するデータの管理を行っている。このダッシュボードでは、学科別及び年度別に「入学者数」、「卒業生数」、「退学者数」、「留年者数」、「卒業率」、「退学率」、「留年率」等のデータを収集している。大学評価専門委員会は、これら各学部のデータを基に点検・評価を行っている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

＜学習成果の測定方法例＞

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学修成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

- <各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定>
- <学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発>
- <学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり>

本学では、学修到達目標の達成状況を適切に評価・把握するため、2018年度に以下の通りアセスメント・ポリシーを策定した。

(大学全体のアセスメント・ポリシー)

大学及び学科レベルでは、ディプロマ・ポリシーの科目群ごとのGPAの数値に加えて、単位取得状況、学修行動調査、卒業時調査及び学生アンケートにより評価する。科目レベルでは、シラバスに記載してある方法で成績評価を行う。評価は、テストやレポートなど科目の内容に合わせた方法で実施する。卒業研究については、各学部が定める評価基準に基づいて卒業論文等の成果を評価し、大学及び学科レベルでは、その集計値で評価する。

このアセスメント・ポリシーに基づき、学科レベルでの教育目標に沿った学修成果を測定するため、各種調査及びアンケート(表1)を通じて、学生の成績評価、成長実感、予習・復習時間、就職率・進路満足度等を測定している。これらの情報は「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」や他のIR情報としてまとめられ、大学評価専門委員会を通じて各学部へ提供されている。

表1 学修成果を把握するための各種調査・アンケート

名称	対象	主な設問
学生アンケート	学部の在学生	授業満足度・理解度、自学自習時間、学修成果(機関レベル・学科レベル)、大学生生活満足度、成長実感
卒業・修了時アンケート	学部・研究科の卒業・修了予定者	授業満足度、自学自習時間、学修成果(機関レベル・学科レベル)、大学生生活満足度、成長実感、在学中の経験、進路満足度、本学への誇り
卒業・修了後アンケート	卒業・修了後4年が経過した卒業生・修了生	学修成果、大学生生活満足度、成長実感、在学中の経験・学修機会、本学への誇り、就業状況
企業アンケート	卒業生及び修了生が就職した企業	本学卒業生の印象

また、全ての学部・学科では、GPS-AcademicやPROGテスト等のアセスメントテストを積極的に活用し、学修成果の把握と向上に努めている。2021年度からは、全学部で学修ポートフォリオも導入しており、これら取り組みにより、専門教育の基盤となる汎用能力や学修の積み重ねを可視化し、学生の行動変容を促している。2023年度からは、卒業時の修得単位・GPA・DP達成度を表示した「名城大学ディプロマサプリメント」を発行し、卒業時の学修成果を学生にフィードバックしている。

研究科では、成績評価や論文審査、修了時アンケート等を用いて学修成果を測定し、「自

己点検・評価のためのダッシュボード【大学院】に集約している。各研究科においては、充実したディスカッション機会と研究発表機会の提供、学生へのチャレンジを奨励しており、博士学位の取得に際しては、学術誌への論文掲載義務や成果報告会での報告義務等を課している。学位論文の審査に関しては、指導教員以外の複数の審査員による厳格な評価を全研究科で行い、研究科委員会及び大学協議会で合否を決定している。

また、2021年度には、大学評価専門委員会が各学部・研究科に対し、アセスメントプランの作成を要請し、学修成果のより適切な評価体制の整備に努めている。

このように、全ての学部・研究科では、教育目標に即した学修成果の測定指標を設定している。これらの指標は、教育課程や教育内容・方法の改善に活用するため、大学評価専門委員会による検証が行われている。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用>

本学の各学部・研究科では「学部等評価委員会」を設置し、ダッシュボードや各種調査・アンケートの結果を活用して、教育成果の広範にわたる点検と評価を行っている。カリキュラム編成や成績評価方法に関しても同様のプロセスで行われている。また、外部有識者による評価を行っていることも、本学の特色ある点検・評価の一部として挙げられる。例えば人間学部・人間学研究科では、高等教育研究を専門とする他大学の教員による、カリキュラムや教育内容の評価を受け、意見を聴取している。これらの教育課程の検証結果は、大学評価専門委員会や大学評価委員会で共有されている。この過程では、IR データに基づいた学位授与方針対応表や履修系統図の点検・評価が行われており、これらの情報は全学的な教育課程の改善及び向上のために活用されている。

また、教員の授業方法の改善は、FD によって積極的に推進されている。詳細は第6章で後述するが、全ての学部・研究科にFD 取組を推進する組織が設置され、全学のテーマに沿ったFD 活動や学部・研究科独自のFD 活動、FD・SD フォーラム、FD・SD 学習会、学生による授業改善アンケート、新任教員研修、FD ニュースの発刊等、多岐にわたる取り組みを展開し、教育方法や技術を向上させている。中でも、学生による授業改善アンケートは、教育の質を高めるための貴重なフィードバック源として、また学生と教職員間のコミュニケーションを促進するツールとして全学部で活用されている。

このように、各学部・研究科は、教育目標に沿った学修成果を測定し、その結果を基に教育課程や教育内容・方法の改善及び向上に努め、教育の質向上を目指している。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

点検・評価を基におこなった改善・向上の実施例としては、都市情報学部での取り組みが

挙げられる。同学部では、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」を活用し自己点検を行った結果、ゼミナールや専門教育を通じて3・4年次における学修成果や成長実感は大きく高まることが確認された。一方で、1・2年次における学修成果の向上に関しては課題が残る状況が明らかになった。これを受けて、2023度からのカリキュラムでは、学生が主体的に学修に取り組めるPBL方式の「まちづくり実習(CBML)」を専門基礎部門に新設する改善を実施した。加えて、1・2年次の基礎教育と3・4年次の専門教育の連動性を高める目的で、専門基礎部門の充実を図る等の見直しも行った。

(2) 長所・特色

本学は「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する。」という立学の精神を掲げており、社会で活躍できる「実学」を重視した教育を行っている。また、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」というビジョンの下、多様な学びの場を提供し、学生の成長を促している。

このビジョンを実現するため、2015年度からは全学で「学びのコミュニティ創出支援事業」を展開し、学生の能動的学修や課題解決型の学修を支援している。2023年度には99件の事業を支援し、その成果を本学のウェブサイトで公表している。

また、2022年度から「データサイエンス・AI入門」を全ての学部の学生が受講できるよう開講している。この科目は、「データサイエンス・AI教育科目運営委員会」と民間企業の協力により定期的に点検・評価されている。その結果、授業理解度、資料満足度、到達目標1の達成度、到達目標2の達成度、到達目標3の達成度、授業満足度、他の学生への推奨度で、昨年に比べ改善が進められている。2023年度の履修者数は2,306名に達し、高い関心を集めている。2023年度には文部科学省から「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)」の認定を受けており、これらの成果とニーズを踏まえ、2024年度から「データサイエンス・AI応用基礎Ⅰ」を、2025年度には「データサイエンス・AI応用基礎Ⅱ」の開講を決定している

学修成果の可視化については、様々な調査やアンケートを実施し、これらの結果をアセスメント・ポリシーに基づき、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」に体系的に整理している。特に、学位授与方針対応表にナンバリングを付して体系性を高め、ディプロマ・ポリシーに準じた科目ごとにGPAを算出し、レーダーチャートとして可視化している点は、本学の特色である。また、すべての学部学科でGPS-Academic、PROGテスト、ジェイサープ等の外部調査を導入し、客観的な学修成果の評価にも努めている。

2021年度からは、「学修ポートフォリオ」の整備を進め、学生の成長プロセスを可視化している。さらに全学部・研究科にアセスメントプランの作成を要請し、学修成果の適切な評価体制を進める等、着実な改善活動を推進している。

(3) 問題点

令和5年度学生アンケート結果報告書によると、週に21時間以上自学自習をしている学生の割合は11.1%であることが明らかになった。この結果から、本学ではアクティブ・ラーニング等の教育手法を積極的に授業に取り入れることで、学生の自学自習を促していく必要がある。

また、本学は総合大学としての特徴を活かし、正課教育及び課外活動を通じて多様な経験が可能な場を設け、特色ある教育を実施してきた。また、学部や学科の枠を越えた交流を促す「学びのコミュニティ」の創出にも力を入れており、この観点から「副専攻制度」を導入している。この制度は、学生に専攻外の分野で体系的な教育を受ける機会を提供するものであるが、2023年度の時点での適用範囲は、理工学部の学科間、経営学部と外国語学部間、都市情報学部と全学部間といった限定的な範囲に留まっている。

(4) 全体のまとめ

本学では、大学執行部及び3つのポリシー検討ワーキンググループが策定した、「3つのポリシー策定に係るガイドライン」に基づき、各学部・研究科でディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを設定し、適切に運用と公表をしている。

カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の編成や教育内容に関しては、全学部で学位授与方針対応表と履修系統図を用い、スコープとシーケンスの観点から毎年点検・評価を行っている。また、ナンバリング制度を導入し、学位授与方針対応表にナンバーを付し、学生の系統的な履修を促している。さらに、全学部において「基軸科目」や「基礎ゼミナール」等を通じて初年次教育を実施し、多様な知識領域への導入や動機づけ、大学での学修方法などを指導している。

学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うため、履修登録上限単位数を適切に設定し、シラバスに授業の目的、到達目標、授業内容と方法、授業準備の指示、成績評価方法及び基準を厳密に示している。1授業あたりの学生数やオフィスアワーの設定、研究科における論文審査基準の明確化と公開も行われている。成績評価及び単位認定を適切に行うため、各科目の成績評価基準・評価方法をシラバスに示し、厳密に実施している。また、グレードについては全学で統一された基準を設け、素点に基づきGPAを計算している。

学修成果の把握を目的として、IR情報を集約した「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」を作成し、学修成果を可視化している。また、ディプロマ・ポリシーに基づく科目ごとのGPA算出に加え、全ての学部学科でGPS-Academic、PROGテスト、ジェイサーブ等の外部調査も行い、学生の学修成果を評価する体制を整備している。

各学部は、教育目標に基づく学修成果の測定を踏まえ、教育課程や教育内容・方法の改善及び向上に努め、学部等評価委員会、FD・SD委員会、カリキュラム検討委員会、教授会、研究科委員会等で議論が行われている。大学院においても、3つのポリシーに即したコースワークとリサーチワークの組み合わせの適切性を含め、年間を通じて点検・評価が行われており、継続的な検証により見直しと改善が実施されている。

教員の授業方法の改善についても、FDを通じて進められている。学部・研究科におけるFD活動に加え、FD・SDフォーラムやFD・SD学習会といった講演、学生による授業改善アンケート、新任教員研修、FDニュースの発刊等を通じて、教育方法や技術の向上に努めている。これらのFD活動は、教職員が効果的な教育を行うための能力開発に貢献している。

このように本学は、教育課程と学修成果に関して、継続的な改善と向上を行っている。大学基準に照らし合わせて見ると、本学の教育プログラムは極めて良好な状態にあると評価できる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学修歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表>

本学では、立学の精神やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、本学全体のアドミッション・ポリシーを定め、ウェブサイト等を通じて広く公表している。

各学科・専攻におけるアドミッション・ポリシーを策定は、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体的に学修に取り組む態度」という学力の三要素を軸に据え、これらを基に、大学全体のアドミッション・ポリシーに沿って行っている。これらのポリシーは、「入学試験要項」等の刊行物や本学ウェブサイトを通じて広く社会に向けて公表されている。アドミッション・ポリシーの適切性は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーと同様に、外部有識者の点検・評価を通じて確認されており、その意見・提言を含む結果は学部等評価委員会での点検を経た後、内部質保証推進組織である大学評価専門委員会においても点検されている。また、本学では、入学センターが中心となり、各学部の教員と協力して、高校訪問、入試説明会、学内見学会、オープンキャンパス等の活動を展開しており、これらの機会に求める学生像や入学までに修得しておくべき知識等を周知している。

<入学前の学修歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示>

各学部・研究科は、その入学試験制度に応じて出願資格を設定し、「入学試験要項」において、入学に必要な知識・水準等を明示している。また、志願者には、求める学生像や修得しておくべき知識、水準及び判定方法を明確にし、これを公開している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定＞

本学の学生募集活動は、入学センターを中心に展開されており、高校訪問、入試説明会、学内見学会、オープンキャンパス、模擬講義、進学相談会等の活動を通じて、大学の教育と研究への理解を深めるよう行っている。特に、オープンキャンパスは、参加者の受験率が極めて高いため、本学としては特に重点を置き、天白・八事・ナゴヤドーム前の各キャンパスで開催している。加えて、これまで実施できなかった3月に学内見学会を実施する等、新しい形式の取り組みも進めている。

入学者選抜では、学校推薦型選抜（公募制、指定校、附属高校、専門高校等）と総合型選抜（英語ディスカッション、スポーツ、チアリーダー、プログラミング実績評価）、一般選抜、特別入試（簿記・会計、帰国子女・海外留学経験者、英語資格取得者、外国人留学生、社会人、総合数理プログラム（飛び入学））を実施し、多様な素養を持った人材を受け入れている。入学者選抜は文部科学省の「大学入学者選抜実施要項」に準拠し、各学科のアドミッション・ポリシー、教育目標、教育課程に対応した内容で実施されている。また、「アドミッション・ポリシー」に示す資質・能力を入試方式ごとに適切に評価・判定できるよう「アドミッション・ポリシーと入試方式との対応表」を用いたマッピングを行い、毎年、大学評価専門委員会で点検・評価を行っている。

「入学試験要項」や「入試ガイド」では、入学試験の透明性を高めるため、学校推薦型選抜の推薦基準、一般選抜の試験科目、出題範囲、配点を明示しており、合否判定は、各学部の入試委員会及び教授会の審議を経て、適正に行われている。個別の入学資格の審査についても、「名城大学入学者選抜試験にかかる入学資格個別審査実施要項」に基づき、適切に行っている。

＜アドミッション・ポリシーと現行入試方式との対応表＞

【〇〇学部 〇〇学科】 入学者受け入れ方針（AP）と令和〇年度入試方式との対応表					
◎：強く関係、○：関係					
入試区分	入試方式	主な試験内容	AP①	AP②	AP③
			○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
一般	A・F・K・B・C方式	教科別学力試験	◎		
総合型	スポーツ	面接		◎	◎
		小論文	○	○	
		調査書	○	○	
学校推薦型	公募制推薦	面接		◎	◎
		基礎学力調査 (英語と小論文)	◎	○	
		調査書	○		
	指定校推薦	面接	◎	◎	◎
		調査書	◎	○	
	面接	◎	◎	◎
		調査書	◎	○	
	面接	○	◎	◎
		基礎学力調査 (英語と小論文)	◎	○	
		調査書	◎		

<授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供>

入学金、授業料、施設費などの詳細及び奨学制度等などの経済的支援に関する情報は、「入試ガイド」や本学ウェブサイトの詳細に掲載することで提供している。また、これらの情報を定期的に更新し、学生や志願者が最新の情報を得られるよう配慮している。

<入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備>

本学では、入学者選抜の実施に向けた体制を整えるため、入試担当副学長と全学的な入学者選抜の企画・調整を行う「入学センター」を設置している。

学部及び大学院入試では、学長、副学長、事務局長、学部長、研究科長、入学センター長等を構成員とした「入試戦略会議」において、全学的な入試方針を決定している。学部選抜では、全学的な入試方針に基づき、入学センター長、各学部選出の入試担当教員や事務職員を構成員とした「入学センター委員会」において、具体的な入試実施方法の検討や学部間の調整を行い、大学協議会で次年度の「入学試験基本事項」を決定している。合否判定に際しては、入学センターが全国の大学入学試験状況に関する情報を提供し、合格者数が入学定員と照らして適切な人数となるよう調整をしている。

大学院の選抜については、各研究科委員会が公正かつ適切な学生募集と入学者選抜が行えるよう、試験方針や入学試験に関する準備・実施、合否判定に至る事項を検討している。これらの検討結果を基に、次年度の「入学試験基本事項」を大学協議会で決定している。

<公正な入学者選抜の実施>

学部における入学者選抜では、公正な入学者選抜を目的とし、一般選抜の入学試験問題と解答例、総合型選抜・学校推薦型選抜・特別入試・編入学試験の入学試験問題をそれぞれ事後に公開している。これらの情報は冊子を通じて公開され、入学者選抜の透明性を高めている。入学試験の合否判定は、各学部の入試委員会及び教授会の審議を経て、適正に行われている。加えて、「入試ガイド」において、一般選抜の合格最低点を公表することにより、受験生への説明責任を果たしている。

大学院における入学者選抜では、各研究科での議論を経た後に、全学組織である大学協議会が毎年度「入学試験基本事項」を策定している。これらの基本事項は、入学試験要項を通じて公表され、公正性と適切性を保証している。また、入学試験の合否判定は、各研究科の研究科委員会の審議を経て、適正に行われている。

以上の通り、学部及び研究科において、入学者選抜の公正性・適切性を担保している。

<入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施>

学部における入学者選抜では病気・負傷、または障がい等を有する受験生から配慮の申し出を受け付けている。申請方法等は、受験生に配付する「入学試験要項」に記載し、必要な情報を容易に入手できるようにしている。具体的な配慮の例として、試験時間の延長や、医療器具の試験場への持ち込み許可などが挙げられる。大学院における入学者選抜でも、障がい等を有する受験生への特別措置を同様の方法で明示している。このように、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則り、適切な対応を行っている。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<入学定員に対する入学者数比率>、<編入学定員に対する編入学生数比率>、<収容定員に対する在籍学生数比率>、<収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応>

本学では、適切な教育研究環境の確保と経営面での安定化を目指し、入学定員と収容定員を適切に設定し、これを学則及び大学院学則の別表に明記している。

入学試験の合否判定は、過去の定着率や入学辞退者の状況等を慎重に考慮しながら、合格者を決定している。入学者数が入学定員を下回ることが見込まれる場合には、追加合格の措置を講じている。入学定員と収容定員充足率の情報は学長の下に適宜集められ、学部・研究科ごとに分析され、今後の対応策が検討されている。

【学部】

入学者受け入れに際しては、収容定員に基づき在籍学生数を適正に管理するため、各学部入試委員会が過年度の入学試験結果と入学者数を参考にしながら、判定案を慎重に練りあげている。この判定案を基に、合否判定は各学部の入試委員会及び教授会の審議を経て、適正に行われている。

編入学については、薬学部と外国語学部を除く全学部で実施しており、募集定員は各学部が「若干名」としている。在籍者数を考慮した上で受け入れ者数を決定し、例年、全学で数名を受け入れている。各年度の5月1日現在における大学全体の入学定員充足率及び収容定員充足率は以下のとおりであり、適切に維持されている。

	入学定員充足率	収容定員充足率
2023年度	1.06	1.06
2022年度	1.08	1.04
2021年度	1.05	1.03
2020年度	1.03	1.03
2019年度	0.98	1.05
5年平均	1.04	1.04

【研究科】

2023年5月1日現在、修士（博士前期）課程及び博士（博士後期）課程の収容定員充足

率は以下の通りであり、多くの研究科で未充足状態にある。さらに、4つの研究科（修士課程）と5つの研究科（博士後期課程）が大学基準協会の「基礎要件に係る評価の指針」に示された比率（修士課程 0.50 未満、博士後期課程 0.33 未満）を下回っている。

修士（博士前期）	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
法学研究科	12名	9名	0.75
経営学研究科	20名	8名	<u>0.40</u>
経済学研究科	6名	3名	0.50
人間学研究科	10名	2名	<u>0.20</u>
都市情報学研究科	12名	4名	<u>0.33</u>
理工学研究科	486名	452名	0.93
農学研究科	40名	89名	2.23
総合学術研究科	16名	1名	<u>0.06</u>

博士（博士後期）	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
法学研究科	12名	5名	0.42
経営学研究科	9名	0名	<u>0.00</u>
経済学研究科	7名	2名	<u>0.29</u>
都市情報学研究科	10名	3名	<u>0.30</u>
理工学研究科	66名	21名	<u>0.32</u>
農学研究科	11名	8名	0.73
薬学研究科（4年制）	16名	13名	0.81
総合学術研究科	12名	1名	<u>0.08</u>

以上のことから、本学は学部（学士課程）の定員管理を厳格かつ適正に行っているといえる。しかし、大学院研究科（修士課程・博士後期課程）の定員管理については、定員充足を目指した諸施策を講じているものの、その成果はまだ得られていない状況である。この問題に対処するため、2023年に「大学院活性化WG」を立ち上げ、延べ7回の検討を行い、答申を作成した。今後、この答申を基に、更なる議論を進め、改善策を実施する予定である。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

＜適切な根拠に基づく定期的な点検・評価＞、＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

学生募集と入学者選抜の公正性・適切性に関しては、全学的な内部質保証推進組織である大学評価専門委員会が、入試に関連する IR データ（入試形態別の在学生成績分析等）を基にして点検・評価を行っている。また、入学センター委員会や各学部の入試委員会においても、入学後の学業成績に関する追跡調査結果等を参考にしつつ検証を進めており、必要に応じて入試制度の見直しを行っている

(2) 長所・特色

本学では、将来の入学者構造と選抜方法について、全学的に迅速に検討可能な体制を整備しており、その一環として、学長を議長とし、学部長・研究科長を構成員とする「入試戦略会議」を立ち上げ、新しい入試戦略の検討を随時進めている。この取り組みは、本学の長所として挙げられる。

(3) 問題点

学部入試においては、優秀な入学生の確保を目的とした方策の検討が必要である。

大学院入試については、多くの研究科で収容定員を下回る状態が続いているため、2023年に「大学院活性化WG」によって作成された答申を基に議論を進め、改善策を講じる必要がある。

(4) 全体のまとめ

アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを基に、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力」、「主体的な態度」という学力の三要素を軸に組み立てられており、全学のみならず各学部・研究科もそれぞれ学科・専攻ごとにこれを定め、Web サイトや入学試験要項等で適切に公表している。

学部入試と大学院入試の両方では、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素と選抜方法を適切に対応させ、多様な人材を求めるための様々な入試を実施している。

入学者選抜は、入試・学生募集を担当する副学長の下、各学部・研究科と入学センターが連携することで明確な責任体制を整えている。公正な入学者選抜を実施するため、試験監督者や面接委員には事前に注意事項を周知している。また、アドミッション・ポリシー、入学者選抜制度、実施体制、定員設定は、定期的に点検を行っている。

学部では、各学部・学科で策定したアドミッション・ポリシーに基づいて、「アドミッション・ポリシーと現行入試制度との対応表」によるマッピングを行い、アドミッション・ポリシーに沿った試験方式を設定している。学力の3要素を多面的かつ総合的に評価する入試のさらなる充実や、一般選抜試験での主体性等評価の導入等、今後さらに検討すべき課題はあるが、学士課程における学生の受け入れは良好な状態にある。

大学院においても、各研究科・専攻で策定したアドミッション・ポリシーに基づいて、「アドミッション・ポリシーと現行入試制度との対応表」によるマッピングを行っており、アドミッション・ポリシーに基づいた試験方式を設定している。各研究科委員会を中心組織として、適切な入学者選抜制度を設定し、公平かつ公正な入学者選抜を実施している。

学部と大学院では、学生の受け入れ状況が異なる。学部においては、入学定員と収容定員

の管理が適切に行われている。一方、大学院では、定員未充足が課題となっており、多くの研究科で改善策を進めている。また、全学的には「大学院活性化WG」を立ち上げ、志願者増や入学者の増加を図るための検討を行い、2023年度に答申を作成した。今後はこの答申を基に議論を深め、具体的かつ効果的な戦略の策定と実施が急務である。

以上のことから、一部の課題は残るものの、大学基準は概ね充足していると判断できる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<大学として求める教員像の設定>

<各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示>

本学では、就業規則である「学校法人名城大学職員規則」に加え、理念・目的である立学の精神に基づく教育目標を実現するため、学部長会で「求める教員像」及び「教員組織編成方針」を策定している。これらの方針は、教育職員に対して明示されており、教員間で共有されている。

(求める教員像)

以下に掲げる教員像に留意し、学部等において教員の採用活動を行う。

1. 立学の精神及び人材の養成に関する目的、並びに「卒業の認定に関する方針（学位授与方針）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」を十分理解し、その実現に向けて尽力する者
2. 本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、その向上に努める者
3. 優れた研究能力及び業績を有し、専門分野についてより深く探究する意思のある者
4. 教育研究の成果を広く社会に還元し、社会の発展に寄与する能力及び意欲を有する者
5. 大学運営に関し、積極的に協働できる者

(教員組織編成方針)

以下に掲げる大学全体の方針を踏まえ、学部等において教員組織編成を編成する。

1. 立学の精神及び各学部等の人材の養成に関する目的、並びに全学及び各学科の「卒業の認定に関する方針（学位授与方針）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」を踏まえた体系的な教育課程編成に必要なかつ十分な教員配置であること
2. 組織的・継続的な FD 活動を実施し、教員資質の向上に努めること

さらに、本方針をより具体化するために、学部長会（令和元年度第7回）において、教員の構成に関する目標値を以下の通り定め、それ以降、毎年度、学部長会において確認している。

- ① 所属組織における女性教員や外国人教員等教員構成の多様性に配慮すること
(上記のうち、若手教員、女性教員、外国人教員については、2019年5月時点の各種教員比率を最低限維持することとし、2024年5月までに大学全体の比率を次のとおりとする。若手教員：15.0%、女性教員：15.0%、外国人教員：5.0%)
- ② 教職課程、資格認定等の基準、非常勤講師依存率、ST比、外部評価の点検・評価項目、大学設置基準等に留意し、多面的に検討すること
- ③ 教員の募集・任用・昇任等にあたっては、大学・学部等の諸規定に基づき、公正かつ適切に行うこと
- ④ 多様な雇用形態も考慮の上、優秀な人材の確保に努めること

前述した全学方針に基づき、各学部及び教職センターは「求める教員像」と「教員組織の編成方針」を策定している。多くの教育担当教員は、学部と研究科の両方に籍を置いている。教員の主な所属組織は学部であり、研究科にも籍を置く場合には厳格な教員資格審査が行われる。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

本学では、大学全体及び学部・研究科ごとの専任教員数が、大学設置基準及び大学院設置基準に定められている必要教員数を満たしている。また、「学校法人名城大学職員規則」第2条に基づいて、本学の教育職員は「教育職員（名城大学の教授、准教授、助教、講師、助手、教務技術員及び終身教授並びに名城大学附属高等学校の学校長、教諭、司書教諭、養護教諭、特任教諭及び講師をいう。）」と定義されている。

教員の人事制度と教員定数（採用枠）は常勤理事会によって管理されている。教授会は人選や身分の設定を審査・提案し、これを決定する。教員定数（採用枠）は、原則として学部単位で設定され、採用年度の前々年度の末までに学部長会で各学部の専任教員採用枠が一覧表に示される。この際、大学設置基準等に基づく基準数や教育課程編成の維持向上に必要な教員配置の確認が行われる。その後、学長・学部長・総合企画部の面談を経て、学長スタ

ップ会議及び学部長会で各学部間の教員配置の適正な配分が調整・確認され、常勤理事会に諮られる。専任教員採用枠の増加については、その理由と必要性を明示し、教育及び経営上の観点から学部長会と常勤理事会で検討・承認される必要がある。大学院を担当する専任教員採用枠についても、関連する学部の採用枠として設定されるため、多くの教員が学部と研究科の両方の役割を担う。これにより、学部教授会と研究科委員会が連携し、学部教育と大学院教育の両面を支える教員を人選している。

専任教員の新規採用においては、専任教員採用枠に基づいて、各学部教授会が人事採用計画を策定する。採用候補者の選考にあたり、「選考委員会」を立ち上げ、教員資格の審査が行われた後、教授会の審議と議決を経て、法人による採用が決定される。学部・学科と研究科・専攻の間で一体性が高い場合、教授会と研究科委員会は、「求める教員像」と「教員組織編成方針」に関する共通の理解を基に、人選と身分について審査教授会で審査が行われている。独立研究科では、教員定数が研究科ごとに設定され、研究科委員会が人選と身分について審査を行う。また、各研究科委員会の定める内規では、修士課程と博士後期課程の教育要件を明文化し、任用や昇任審査、教育課程改正時に適用している。大学院の研究指導資格審査は全研究科で実施され、審査結果は大学協議会で最終的に審議される。

全学に共通する教職課程等に関しては、全学横断的な視点から教員定数を設定し、大学全体がバランスの取れた教員体制を整備できるように計画している。

本学の専任教員の定年（2005年度以降入職者）は、「学校法人名城大学職員規則」第20条第1号で満65歳と定められている。ただし、教育や研究分野で優れた業績を有し、授業における必要性が認められる場合には、定年後も最大3年間の再雇用が可能である。再雇用に関する審査は、1年ごとに行われる。

なお、2022年度の大学設置基準改正に伴い、2023年度には、基幹教員制度の要件整理、及び、試行的な調査を実施し、2024年度の基幹教員制度の導入に向けた整備を行った。

本学では、各学部・研究科及び教職センターに専任教員を配置し、大学設置基準及び大学院設置基準に定められた必要数を満たし、教育の質を保証している。2023年5月1日時点での専任教員数は497名（理工学研究科4名、助手1名、教務技師1名、特任講師10名、特任助手15名を含む）である。

以上のとおり、本学は大学の理念・目的である立学の精神に基づき、「求める教員像」や「教員組織の編成」に関する方針を明示している。教員の採用基準等に関しても、法令で定められた教員資格要件等を踏まえ、教員個々に求める能力・資質等、役割分担、責任の所在を明確化している。

<適切な教員組織編制のための措置>

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置

大学設置基準では、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授又は准教授が担当し、主要授業科目以外の授業科目はできるだけ専任の教授、准教授、講師または助教が担当すること求められている。

本学では、学部長の監督下において、各学部の専門科目に対する教員配置を適切に管理し

ている。科目担当教員の専兼比率は学部によって若干の違いはあるが、主要な専門科目については、専任教員が責任をもって担う体制が確立されている。この体制は、大学設置基準に定められた要件を満たしているだけでなく、本学の教員組織編成方針に基づく適切な配置を実現している。

・国際性、男女比

本学では教員組織の多様性を確保する一環として国際性を重視し、外国人教員比率を5%にする目標を定めている。2023年度の時点で、この比率は4.2%に達している。また、2024年度までに女性教員比率を15%に引き上げる目標を設けている。この目標に向けて、2016年度の11.7%から2023年度には14.0%へと女性教員比率が増加し、着実な進捗を遂げている。学部別では、人間学部が36.4%で最も女性教員比率が高く、次いで経済学部が28.6%となっている。

・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

各学部における専任教員の年齢構成は、教育・研究の充実を目指しつつ、年齢による多様性のバランスを保つことに努めている。特に、若手教員の比率は、2023年度には全体の9.6%に達しており、新しいアイデアやアプローチを大学にもたらす重要な役割を担っている。

・教員の授業担当負担への適切な配慮

本学における「専任教員の担当授業時間数に関する内規」第3条に、専任教員の責任担当授業時間数が定められている。専任教員が一週に担当する授業時間数は、教授が10時間、准教授、助教、講師はそれぞれ8時間であることが定められている。

また、2023年度の教員と学生の比率（ST比）は以下の通りである。

【ST比】

全学	法	経営	経済	理工	農	薬	都市 情報	人間	外国 語	情報 工
31.3	39.4	45.5	47.3	33.6	30.7	24.9	34.5	44.1	21.4	17.7

※情報工学部は、2022年度に開設、2025年度に4年次まで収容し完成年度を迎える。

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

専任教員が大学院の授業を担当する場合や大学院教員を任用する際には、全学で定められている「大学院教員資格審査規程」が基準となる。この規程に基づき、各研究科では科目担当教員の資格審査基準を定めた内規等を設けている。大学院での研究指導資格審査は各研究科で行われ、最終的な審議は大学協議会によって行われている。

<教養教育の運営体制>

本学は、学士課程教育における教養教育の重要性を深く認識し、全学的な施策の協議と決定を行うために、「教養教育連携推進委員会」を設置している。この委員会は学長が委員長

を務め、副学長及び各学部から選出された委員で構成されている。委員会は、民主的市民としての基本的資質を培うことを目的とした、「名城大学における教養教育部門カリキュラム編成時の指針」を策定し、多様な知識領域への導入と動機づけを目的とした「基軸科目」等の教養教育に関する施策を協議・決定している。

日常の運営に関しては、各学部の教務委員会や教授会が中心となっており、カリキュラム・ポリシーや「名城大学における教養教育部門カリキュラム編成時の指針」に基づき、授業の編成、担当者の決定、調整を行っている。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備>

本学は、名城大学学則及び名城大学大学院学則に掲げる目的を達成するために、学校法人名城大学職員規則、教員資格審査規程、特任教授規程等、大学全体に適用される規程を制定している。これらの規程は、学校教育法第92条及び大学設置基準等の法令が定める教員の資格要件に基づいて作成されている。

<規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施>

本学では各規程に基づき、各学部・研究科において人事に関する手続のための内規や申し合わせを制定している。これらの基準に基づき、教授会等の下に設置される選考委員会では厳格な審査を実施し、審査結果に基づいて審査教授会での審議と決定が行われる。その結果をもとに、学長は理事長に推薦を行い、理事長による最終的な任用の決定がなされる。

教員の職位については、学校教育法第92条に準拠し、「教員資格審査規程」では、教授、准教授、助教、講師、助手、教務技術員に必要な資格を明記している。この規程に基づいて、教員の教育・研究・実務に関する知識、能力、実績を総合的に審査し、大学教育及び大学院教育の質を担保する制度が確立されている。教員人事では、研究業績のみならず、教育歴等も評価の対象とされている。

教員の募集と採用については、学長と学部長・研究科長との間での面談を経た後、学部長会で「教員組織編成方針」が策定される。この方針は、各学部・研究科等の人材養成目的に基づきつつ、教学構造・カリキュラムを考慮している。教員の募集と採用に際しては、特定の実務上の能力を要求される専門職を除いて公募制を採用し、教育理念・目的・目標に適合する熱意ある人材の確保を目指している。募集時にあたっては、選考日程・応募資格（求める人材像）・審査手続等を明示している。

教員採用・昇任の基本的な手続きは、学部・研究科等に所属する教員と、センター等に所属する教員で一部異なり、以下のとおりとなっている。

- (1) 学部・研究科に所属する教員
 - ① 教授会において方針の策定
 - ② 募集・応募

- ③ 審査教授会下に選考委員会を設置し、候補者の教員資格審査を実施
- ④ 選考委員会の選考結果に基づき、審査教授会による候補者の採用・昇格案が審議決定
- ⑤ 候補者が学長に推薦された上で、理事長による採用決裁

(2) 学部・研究科に所属しない教員

学部・研究科に所属しない教員（教育系のセンターに所属する教員）の採用と昇任のプロセスは、各学部・研究科の人事プロセスとは区別され、全学的な視点から行われている。これらの人事プロセスにおいても、「学校法人名城大学職員規則」、各職位に必要な教員の資質・能力を規定した「教員資格審査規程」が適用され、具体的な手続きは「審査学部長会要項」に基づいて実施される。

- ① センター等で方針の策定
- ② 募集・応募
- ③ センター長等から審査学部長会へ、候補者の教員資格審査審議の依頼
- ④ 審査学部長会の発足。必要に応じて、審査学部長会下に教員資格審査を行う委員会を設置し、候補者の教員資格審査を実施
- ⑤ 審査学部長会による候補者の採用・昇任案の審議・決定
- ⑥ 大学協議会において候補者の採用・昇任の承認
- ⑦ 候補者が学長に推薦された上で、理事長による採用決裁

教員の昇任に関しては、「教員資格審査規程」と「大学院教員資格審査規程」に基づいて、各学部内で内規を定められている。これらの規程に基づき、各学部内で定められた内規では、研究実績だけでなく、教育実践や社会貢献等の業績も評価の対象とされている。

大学院の授業を担当する教員の資格と学内手続きは、名城大学大学院学則に基づいて定められている。これらの手続きを経た後、最終的には任命権者である理事長の決裁によって手続きは完了する。契約教員の任用には、「学校法人名城大学職員規則」と「契約教員要項」が、非常勤講師の採用には「大学非常勤講師要項」がそれぞれ適用される。これらのプロセスを通じて、理事長は関連する要項に基づき契約を締結している。

以上、本学教員の募集、採用、昇任等の基準や手続を定めた各種規程は整備・運用されていることから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施>

本学では、「シラバス作成要項」を全教員に配付し、シラバスの適切な執筆を促している。さらに、各開講責任学部・研究科の責任者が、シラバス内容の点検を行っている。授業運営については、基礎演習等、複数クラスを開講する科目で、各学部・研究科が科目担当者会議を通じて、教授内容、方法、成績評価の確認・調整等を行っている。授業の第13～15回には、授業改善アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックすると共に、アンケー

ト結果に基づく教員のコメントや改善案をまとめた「授業改善アンケート授業科目別報告書」を発刊し、附属図書館や学務センター等で学生の閲覧に供している。

大学教育開発センターは年に1度、全学部・研究科の教員、事務職員、他大学の教職員を対象に「FD・SD フォーラム」や学内者向けの「FD・SD 学習会」を開催し、新任教員に対しては、「新任教員研修」の受講を義務付けている。これらの活動は、教育改善の動向を共有する重要な場として機能している。さらに、「FD ニュース」や「名城大学教育年報」、「名城大学 FD・SD 活動報告書」を発刊し、教育改革の最新動向や優れた教育実践を共有している。これら全学的な取り組みに加え、各学部・研究科・センターに設置された「FD・SD 取組を推進する組織」が、大学教育開発センター委員会が策定した共通テーマに基づき活動を組織的に展開している。一般補助「教育の質に係る客観的指標」で定めている基準日に基づけば、2023年度（2022年10月から2023年9月末）のFD参加率は、授業を担当する全専任教員の97.3%に達している。これらの取り組みから、本学はFD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上と教員組織の改善・向上を適切に行っていると判断できる。

<教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

本学では教員業績評価制度を導入しており、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理・運営」の各分野での活動実績を評価している。評価の具体的な内容としては、教授法の工夫やFD活動への参加、著書・論文・学会等活动・科学研究費の獲得、社会貢献活動等があり、これらは各学部学科で定める評価基準に基づいて自己評価し、学部長がこれを確認する。確認された結果は、大学評価委員会に報告され、意見交換を通じて本学の教育活動、研究活動、社会活動の活性化と資質向上を図っている。これらの適切性は、大学評価委員会により毎年度点検されている。

また、教職員の教育改善に対する意識を高め、組織の活性化を目指すとともに、本学の教育の質向上に資することを目的として、「教育功労賞要項」を制定している。この賞は、教育活動及び教育改善に顕著な貢献した個人やグループを表彰するもので、受賞歴は昇任審査等に考慮されるよう、すべての学部の教員資格審査内規に明記されている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠に基づく定期的な点検・評価とその結果に基づく改善・向上>

本学では、教員組織の適切性を確保するため、大学評価専門委員会による教育課程編成の点検評価を実施している。この評価結果を基に、学長と学部長が面談を実施し、その結果を踏まえて学部長会で教員組織に関する点検・評価を毎年実施している。2021年度には、大学評価委員会と各学部を中心に、教員業績評価制度の評価項目見直しと改善を実施した。特に、2019年度から2024年度にかけての5か年計画では、教員構成の多様性を重視し、若手教員比率15.0%、女性教員比率15.0%、外国人教員比率5.0%とする目標値を設定している。また、教職課程、資格認定基準、非常勤講師依存率、ST比、外部評価等の点検・評価

項目にも留意し、大学設置基準等に則った教員採用を進めている。

(2) 長所・特色

専任教員の採用は、教学上の必要性と経営上の制約を考慮し、教学部門と法人との間で毎年検討・確認を経て決定される。教員の業績評価においては、学部や研究専門分野の特性を考慮しながら、教育及び研究活動が全学的に活性化するよう、大学評価委員会で学部間の評価レベルを毎年確認している。

(3) 問題点

本学ではFDとSDの理解を深めることを目的とし、大学院を含む全学的な取り組みとしてFD・SDフォーラム、FD・SD学習会、新任教員研修等を年間を通じて実施している。さらに、各学部・研究科では全学の方針に沿ったFD活動に加え、各自の特色を生かしたFD活動を展開している。一般補助「教育の質に係る客観的指標」に基づく基準日である2023年度(2022年10月から2023年9月末)のFD参加率は97.3%であるものの、目標の100%には達していない。この現状を踏まえ、今後は参加率を100%になるよう努力を続ける。

(4) 全体のまとめ

本学では、立学の精神を実現するため、大学が求める教員像と各学部・研究科等の教員組織編成方針を明示している。採用や昇格基準については、法令に定められた教員の資格要件を基本とし、個々の教員に求められる能力、資質、役割分担、責任を具体化している。教員数の設定は、教育と研究の成果を最大化するため、毎年度、常勤理事会と学部長会の調整を経て適切な規模に設定されている。教員組織の年齢構成は、自己点検・評価のプロセスを通じて考慮され、著しい偏りがないように管理されている。教員の募集、採用、昇格の基準と手続きは適切に整備されている。FD活動は、学部・研究科内及び全学レベルで効果的に行われており、教員の資質向上に寄与する多面的な方策が講じられている。さらに教員組織の適切性に関しては、毎年の点検・評価を行い、その結果に基づいて改善・向上のための取り組みを進めている。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

<学生支援に関する大学としての方針の適切な明示>

本学では、学生支援体制の充実を名城大学基本戦略MS-26の「教育の充実」という戦略ドメインの中に位置づけている。基本目標は、「多様性と実践性を大事にする基礎教育と専門教育を通して、コミュニケーション力と問題解決力を持つ人材を育成する」と定めており、具体的な行動目標として、「学修・課外活動・学生生活支援サービスの充実」を掲げている。この行動目標には、修学支援、生活支援、進路支援等多岐にわたる学生支援が含まれ、各支援には具体的な戦略計画や成果指標が設定されている。

2021年度には、学生支援の方針を具体化し、以下4つのポリシーを設定した。

①修学支援	名城大学は、「立学の精神」のもとで学生の多様な経験による「主体的な学び」を促進するために、課外教育プログラムやクラブ活動等の機会を提供し、ワンランク上の学びへの参加を支援します。また、多様な背景を持った学生に対する個に応じた支援や補習教育を実施し、学内外の奨学金やその他の経済的支援について、制度の充実・学生への情報提供・検証に努めて、大学生生活の継続を支援します。
②生活支援	名城大学は、学生の人権と多様性を尊重し、全ての学生が安全・安心な学生生活を送ることができるように、実態を把握しながら学生相談室などの学生指導・相談体制を整備・充実して、ハラスメントや事件・事故の防止に努めます。また、学生自身の心身の健康への関心を高め、周囲の方へも配慮できるように啓発活動を行い、人間力の向上を支援します。
③進路支援	名城大学は、学生一人一人のキャリア形成及び就職・進学希望実現に向け、各種支援策をきめ細かく体系的に整備します。
④障がい学生支援	名城大学は、障がいの有無に関わらず全ての学生の修学機会の確保に向けて、各組織が協力し創意工夫を行います。

これらのポリシーは、大学評価委員会及び大学協議会での審議と承認を経て、会議報告を通じて全学に共有されるとともに、本学ウェブサイトで公開されている。これにより、学生支援に関する大学の方針が適切に明示されていると判断できる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

<学生支援体制の適切な整備>

本学の学生支援体制は、留年者や休・退学者への対応、補習・補充教育、自主的な学修の促進支援を、学部教務担当、学務センター、大学教育開発センターが担っている。成績不振者への学修指導面談は、各学部によって実施されている。学務センターでは、奨学金等の経済的支援のほか、ボランティア・学生生活支援・スポーツ振興も担当している。キャリアセンターは就職支援、障がい学生支援センターは障がいのある学生への対応、保健センターは心理相談・ハラスメントを含む健康面の相談、教職センターは教職・学芸員課程のサポート、国際化推進センターは海外留学や英語学習に関する支援をそれぞれ担当している。これらの部署は役割を明確に分担し、適切に運営されている。このように、学生支援体制は効果的に整備されており、協調的なアプローチが可能となっている。

以上の点から、本学の学生支援体制は適切に整備されているといえる。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育、正課外教育

本学では、学生が大学の学びに迅速に適応できるよう、正課授業に加えて多様な学習機会を提供している。この取り組みの一環として「Meijo Encouraging Program」(略称 MEC プログラム)が入学前学習プログラムとして設けられ、学校推薦型選抜及び総合型選抜合格者の学習習慣の維持と大学生活への円滑な移行を支援している。MEC プログラムでは、各学科が入学前に重点を置くべき科目を検討し、小論文、英語、数学、物理、化学、生物等の学習を課している。MEC プログラムへの参加者数は以下の通りである。

【2023 年度 MEC プログラム参加者数】

学部名	対象者数	受講者数	申込率
法 学 部	263 名	132 名	50.2%
経 営 学 部	228 名	164 名	71.9%
経 済 学 部	198 名	137 名	69.2%
理 工 学 部	529 名	291 名	55.0%
情 報 工 学 部	96 名	40 名	41.7%
農 学 部	164 名	67 名	40.9%
薬 学 部	78 名	70 名	89.7%
都市情報学部	105 名	65 名	61.9%
人 間 学 部	108 名	88 名	81.5%
外 国 語 学 部	119 名	43 名	36.1%
合計	1,888 名	1,097 名	58.1%

また、在学生向けに、未履修科目や理解不足の科目に対応する「名城サプリメント教育」を、対面形式及びオンラインサービスの「スタディサプリ」を活用して実施している。対面によるプログラムでは、「化学」、「レポート書き方入門」、「薬学部向け物理」の中から学生が自主的に選択し参加できる仕組みである。オンライン形式の「スタディサプリ」では、学生が各学部によって予め定めた講座の中から選択して学習する仕組みである。受講参加した学生からは肯定的なフィードバックを得ており、その有用を確認している。さらに、各学部では学生が適切なサポートを受けられるよう、独自の支援体制を構築している。例えば、理工学部では「物理学相談室」を開設し、学生の支援に努めている。

【2023 年度 名城サプリメント教育利用者数】

<対面形式>

化学	レポート書き方入門	薬学部向け物理	全体
32 名	14 名	498 名	670 名

<オンライン形式>

法	経営	経済	理工	情報 工	農	都市	人間	外国 語	薬	全体
14名	9名	7名	34名	5名	38名	18名	14名	6名	12名	157名

・留学生等の多様な学生に対する修学支援

本学では、留学生の修学支援を多角的に展開している。日本語科目では、初級から上級に至るまでレベル分けを行い、学生の能力に応じたクラス編成を実施している。また、日本語能力が日本語検定 N2 レベルに満たない留学生向けには、英語で日本の文化、芸術、科学技術等を総合的に学ぶ「国際日本学」科目を開講している。さらに、日本語での論文作成スキルを身につけるため、アカデミックライティング講座を開講し、日本人学生によるピアサポートシステムであるスチューデントアシスタント（SA）制度を通じて、学生生活や言語学習における支援を提供している。

天白キャンパスとナゴヤドーム前キャンパスに設置されたグローバルプラザ内の SA ラウンジでは、留学生と日本人学生の交流が促進されている。さらに、成績不振や出席状況に課題を抱える正規留学生に対して、国際化推進センターが毎月の在留資格確認時にヒアリングを行い、継続的な支援を行っている。必要に応じて保健センターと連携しメンタルカウンセリングを含む細やかな支援を行っている。

一方、日本人学生向けには、各学部・研究科による「国際専門研修」や、国際化推進センターが管理する「海外英語研修」、さらに海外協定校との交換留学制度が整備されており、経済的負担を軽減するための奨学金制度も整えている。コロナ禍を受けて開始されたオンライン留学プログラム（LIVE 留学）は、対面授業が再開された後も引き続き一定の需要があり、継続して行われている。さらに、「グローバルプラザ」を設置し、英語を日常的に使用する環境の提供や留学生と日本人学生のコミュニティ形成を支援するとともに、各種英語プログラムを実施している。加えて、本学附属高等学校の生徒と留学生、地域小学生との交流を通じてフィールドワークや地域貢献を目的とした活動も行われ、異文化交流の促進に努めている。

本学のこれらの活動は、「名城大学国際化計画 2026」に基づいて展開されている。中心的な役割を果たしているのは国際化推進センターであり、同センターは計画に沿った具体的なプログラムの開発と実施を担当し、国際的経験を有する専門職員を配置している。これら職員は、専門的視点から留学プログラムの準備や留学意識の啓発に努めている。

・障がいのある学生に対する修学支援

本学では、障がいをもつ学生への支援体制を充実させるために障がい学生支援センターを設置している。このセンターは、センター長 1 名、事務部長 1 名、課長 1 名、事務職 1 名で構成され、各学部、入学センター、学務センター、キャリアセンター、保健センター等の

関係部署と連携して支援活動を展開している。主な業務内容は、大学全体における合理的配慮の調整、障がい学生への助言、障がい学生支援に関する啓発活動である。入学試験においては、障がいをもつ志願者に対して個々の状況に応じた配慮を行い、入学後には個別の面談を通じて、一人ひとりのニーズに合わせた修学支援を実施し、学生が充実した大学生活を送れるようサポートしている。

- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応

本学では、各学部において基礎ゼミナール及び専門ゼミナールの教員による担任制を導入し、学生の学生生活を支援し、留年や退学・除籍の減少に努めている。この制度においては、各学部で設定された修得単位数、GPA、欠席回数等を基準に、学生への個別面談や指導を含む修学指導を行っている。休学や退学を考える学生に対しては、担当教員が面談を行い、学生の状況を把握し、適切な対処を行っている。基礎科目での欠格を防ぐために、教職員が一丸となって早期に対応をすることで、留年防止に取り組んでいる。また、授業料延納願を提出した学生、成績不振の学生、留年や休・退学の可能性がある学生に対しても状況を把握している。加えて、成績一覧表を保証人に送付し、家庭内での学修状況の把握を促進するとともに、父母懇談会を通じて父母との連携も図っている。

学務センターでは学修指導の実施状況に関する報告依頼を各学部に行い、学修指導状況の把握に努めている。

- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

方針にも明示されているように、奨学金制度の充実を目指して、奨学生規程を整備している。2023年度には、大学独自の給付型奨学金を在籍者全体の約8.5%に相当する1,341名（うち大学院生613人、留学生90）に支給した。

①学業・スポーツ優秀者（主として学部学生）に対するもの

入試成績優秀奨学生、学業優秀奨励制度、学業優秀奨学生、強化クラブ等育成奨学生、特別強化クラブ奨学生、法学部中山健男奨学金

②経済的困難者・自然災害被災者（主として学部学生）に対するもの

修学援助 A 奨学生、修学援助 B 奨学生、利子補給奨学生、大規模自然災害経済支援奨学生

③留学生に対するもの

国際交流に係る奨学金等の経済的支援措置として、交換留学等の海外派遣プログラムに参加する学生を対象とした派遣交換留学奨学生、海外研修奨学生、海外英語研修派遣支援 A 奨学生、海外英語研修派遣支援 B 奨学生、受入れ留学生を対象とした受入れ交換留学奨学生、私費外国人留学生 A 奨学生、学内英語学修施設におけるアルバイト等が挙げら

れる。

④大学院生に対するもの

大学院学業優秀奨学生、大学院奨学生、本学卒業等補助奨学生

⑤その他、寄付等によるもの

校友会奨学生、社会人学生奨学生、学部・研究科独自の奨学金（法学部「資格等取得奨学金」、農学部「成績優秀者奨学金」等）

この他、日本学生支援機構による給付型・貸与型奨学金を学生に斡旋している。2023年度のその利用者は、学部・研究科在籍者全体の約28%に相当する4,350名（給付型1,068名、貸与型3,786名）である。これらの支援制度については、ホームページ、メール、掲示板等を活用し、学生への周知を行っている。

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

・学生の相談に応じる体制の整備

学生生活における様々な悩みや問題に対応するため、本学では学務センター、学部事務室、保健センター等を中心とした相談体制を整備している。これにより、学生が学業、人間関係、健康、精神的な問題等、幅広い悩みを抱えた際に適切な支援を受けられるようにしている。

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメントに関する相談は保健センターが担当しており、対応ガイドラインをウェブサイトに掲載し学生に周知している。これらの問題は主にカウンセラーが対応しているが、迅速かつ適切な解決を図るため、場合によっては人権委員会も対応にあたることもある。さらに、ハラスメント防止を目的とした「ハラスメント防止委員会」も設置されている。

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の心身の健康、保健衛生、安全への配慮を目的とし、全キャンパスに保健室を設置し、看護師やカウンセラーを配置して、学生が安全かつ充実したキャンパスライフを送れるよう支援している。また、リラックスや一人で静かに過ごしたい学生のために、ナゴヤドーム前キャンパスにフレンドリーサロンを開設している。

・留学生に対する学生生活支援について

前述の日本人学生による留学生向けのチュードレントアシスタント（SA）制度は、学修支援に留まらず、文化や生活習慣の違いに悩む留学生の支援も行っている。具体的には、国際化推進センターによる留学生歓送迎パーティ、フィールドトリップ、日本文化体験、SAラウンジでのランチ交流、スピーキングパートナー等を通じ、留学生が日本人学生と年間を通じて交流できるよう数多くの取組を実施している。

さらに、様々な要因により精神的に苦痛を抱える留学生を支援するため、在留資格の確認時に学生の状況を確認し、必要に応じて保健センターと連携し、メンタルカウンセリングを含むきめ細やかなサポートを行っている。

＜学生の進路に関する適切な支援の実施＞

・キャリア教育の実施

本学ではキャリア教育にも重点を置き、学生が学部専門科目で学んだ知識をキャリアデザインに応用できるよう支援を行っている。教養教育部門では、「キャリア・デザイン科目群」を設けており、「キャリア形成論」や「インターンシップ」等の科目が1・2年次から履修可能である。これらの科目は、学生が社会的にも職業的に自立するための能力を育成する教育プログラムである。また、「社会フィールドワーク」、「FSP(Future Skills Project)」、「エアライン就職サポート(M-CAP)」等、各学部・研究科の特性や学生のニーズに合わせた多様なプログラムを通じて、学生の職業的自立に必要な能力の育成に努めている。

・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

本学では、学生の進路・就職指導、就職斡旋、求人先の開拓、インターンシップ、各種資格取得講座等に関する業務を全学的に支援している。この目的のため、天白キャンパスとナゴヤドーム前キャンパスにキャリアセンターを設置している。薬学部（八事キャンパス）では、薬学部事務室職員がキャリアセンターと連携し、これらの業務を担当している。

キャリアセンターでは、職員が学生に適切なアドバイスを提供できるよう、キャリアカウンセラーの資格取得を奨励しており、職員は学生の信頼に応える適切な支援を行っている。現在、キャリアセンターには、その資格を持つ職員が8名所属している。2月から4月にかけては個人面談の需要が高まるため、この期間にキャリアアドバイザーを増員し、面談枠の充実を図っている。

この体制の下、本学では社会に貢献できる人材の育成を目指し、学生の学年や就職活動の時期に応じたキャリア支援プログラムを次の通り実施している。

① 低学年を対象としたキャリア形成サポート

入学後の初期段階から学生自身が自己の特性や適性を理解し、自らの進路に対して深く思索する機会を提供する目的で、1年次を対象にキャリアガイダンス、2年次にはキャリアガイダンス及びプレ就職ガイダンスを実施している。これらの取り組みにより、学生は卒業後の進路を見据え、目標を設定し、有意義な学生生活を送ることができるような支援体制が整っている。

② 3・4年次及び大学院修士（博士前期）課程の学生を対象とした就職支援

3・4年次（薬学部は5・6年次、大学院修士（博士前期）課程は1・2年次、以下同様）を対象に、就職活動における心構えや進め方を理解するための就職ガイダンスを実施している。また、面談を通じて、学生に自己を振り返る機会を与え、具体的な業種や職種を絞り込むことができるような、次のような就職支援を行っている。

(a) 就職ガイダンス

3年次を対象に就職活動の時期に応じたガイダンスを年3回実施している。

【2023 年度開催実績】

第 1 回	「就活のはじめの一步を知ろう！」(4月：対面 2,329 人、参加率 69.2%)
第 2 回	「内定者の話を聞いてこれからの動きのイメージを掴もう！」 (9月：対面 1,569 人、参加率 45.4%)
第 3 回	「あらためて就活準備で必要なことと支援を知ろう！」 (12月：対面 1,000 人、参加率 28.1%)

さらに、地元企業等への就職を希望する学生向けに「UIJ ターン就職ガイダンス」も 6 月にオンラインで開催しており、28 名の学生が参加している。

(b) 就職指導担当制による学生面談

キャリアセンターは、3 年次から専任職員を各学生に担任のように割り当て、就職活動状況と進路決定状況を把握しながら、4 年次の卒業式まで継続的な就職支援を行っている。具体的には、3 年次の 10 月から 11 月中旬に、現在の就職活動の状況を整理し、希望する進路へ進めるように指導する出席必須の顔合わせ個人面談を実施している。この顔合わせ個人面談以前の時期や 4 年次に進級後も、学生の希望に応じた就職先の紹介や採用試験に関する個別相談を続けている。理工学部、情報工学部、薬学部等の実学的志向が強い学部では、所属学科、指導教授、就職委員による指導が中心である。キャリアセンターは、これらの学部の特性を考慮し、教員と連携しながら就職支援にあたっている。

(c) 就職支援講座等

3 年次を対象に、就職活動のスケジュール管理に役立つ就職手帳と就職マニュアルを兼ねた「Meijo キャリアガイド」を配布している。さらに、夏季インターンシップと 3 月の本選考に向けて、筆記試験対策講座、業界・企業研究講座、履歴書・エントリーシートの書き方講座、WEB 面接・マナー対策講座、グループディスカッション対策講座、集団面接対策等、様々な支援講座を実施している。

(d) OB・OG 紹介制度

在学生に対する具体的な就職支援として「OB・OG 紹介制度」を設けている。この制度はでは、就職済みの卒業生や内定を得ている 4 年次が OB・OG として活動し、在学生の就職相談に応じている。これまでに 10,000 名以上がこの制度に登録し、随時相談に対応している。特に 11 月には学内企業研究フェアと共催で「OB・OG 相談会」を開催し、26 名の就職アドバイザーが出席のもと、約 100 名の学生が相談を行った。

(e) 学内企業研究セミナー

授業への影響を最小限に抑えつつ、5 月に 1 日間、11 月に 3 日間、12 月に 1 日間、2 月に 3 日間の合計 8 日間にわたり、多種多様な業界から 902 社 (5 月:141 社、11 月:168 社、12 月:72 社、2 月:521 社) を招き、本学学生のみを対象とした学内企業研究セミナーを開催している。このセミナーは、学生の内定獲得にも寄与しており、延べ出席者数は 5,909 名に達している。(5 月:1,377 名、11 月:1,491 名、12 月:204 名、2 月:2,837 名)。

③大学院博士（後期）課程の学生を対象とした就職支援

本学は「ジョブ型研究インターンシップ推進協議会」に参画し、長期及び有給のインターンシップマッチングを行っている。この制度の利用条件として、正課科目に長期インターンシップが組み込まれている必要があり、現在は理工学研究科（電気・情報・材料・物質工学専攻、機械工学専攻、社会環境デザイン工学専攻）でのみこの科目が設置されている。この制度の利点と重要性を広く周知し、積極的な利用を促すため、本学のウェブサイト「ジョブ型研究インターンシップ」の専門ページを作成している。

④全学年を対象としたキャリア形成支援

(a) インターンシップ・仕事体験

夏季と春季の年 2 回、事前研修を受けた学生を企業や地方公共団体等に派遣し、就業体験をさせるインターンシップ・仕事体験を実施している。受入先には、本学が独自に開拓した企業のほか、岐阜県インターンシップ推進協議会等のコーディネート機関を通じて、幅広い研修の機会を提供している。2023 年度のガイダンスには 1,134 名が出席し、158 名の学生がインターンシップに参加している。プログラム終了後には事後研修を行い、学生が学んだ内容を振り返る機会を設けている。

(b) 資格取得支援

各人のキャリア形成に目を向け、自身の能力を磨き、可能性を広げようとする学生を支援するため、公務員講座から高難度の国家試験、IT、英語関連資格等、60 を超える多彩な講座をリーズナブルな価格で開講している。延べ 1,415 名の学生がこれらの講座を受講し、キャリアセンターの把握している範囲内で、公務員試験等には 323 名、行政書士を含む各種資格試験には多数の学生が合格している。受講者増を目指した施策の一環として、新しいパンフレットの作成や、「業界研究フェア」内において「公務員研究会」の開催をおこなっている（2023 年度開催日数：3 日間、参加：31 機関、参加者：のべ 780 名）。また、公務員受験者を支援するため、天白キャンパス タワー75 の 13 階 1305 に利用者選抜型の専用学習室を設け、熱意と意欲のある優秀な 39 名の学生が公務員合格を目指している。

(c) 障がい学生に対する支援

2023 年 12 月に、障がい学生のための「キャリアガイダンス&仕事理解セミナー」を開催し、7 名の学生、1 名の卒業生、1 名の保護者が参加した。このセミナーは、障がいを有する学生が「働くこと」や、「就職すること」について自ら考え、その理解を深める機会を提供することを目的としている。第 1 部では、障がい者雇用の現状や採用環境についての情報が共有された。第 2 部では、障がい者採用に積極的な 5 社が協力し、ブース形式での採用担当者との対話を通じて、学生に会社理解を深める機会を提供した。

(d) 外国人留学生に対する支援

本学は、愛知及び岐阜県下の大学、地方公共団体、経済団体、企業支援団体と連携し、愛岐留学生就職支援コンソーシアムに参画している。このコンソーシアムは、留学生の国内就職を支援することを目的として設立され、本学では留学生向けに「留学生就職活動支援コー

ス」を開催し、具体的な支援に取り組んでいる。さらに、本学の留学生を対象にした個別面談を実施し、それぞれの学生が直面する課題を特定し、個々のニーズに応じた手厚い支援をしている。2021年度からは、外国人留学生の国内企業への就職支援をさらに効果的に行うため、名古屋中公共職業安定所と協定を締結した。これにより、外国人留学生の国内就職支援を一層充実させている。

(e) 保護者のための就職説明会

理工学部、情報工学部、薬学部を除く1年次から3年次の保護者を対象に、8月にオンラインで就職説明会を開催した。2023年度の説明会には、835名の保護者が参加し、延べアクセス数は2,048回に達した。説明会では、変化する就職市場における保護者支援の方法、キャリアセンターによる就職支援、そして4年次内定者と職員による就職体験報告を通じて、保護者が就職活動を理解し、支援するための機会を提供した。さらに、キャリアセンターの紹介や、公務員や資格試験対策等のコンテンツを個別に配信し、保護者を介してキャリアセンターの利用を促進するプログラム構成とした。

また、理工学部の1年生から3年生及び情報工学部の1年生から2年生の保護者を対象に、6月に対面とオンラインのハイブリット形式で「保護者のための進路セミナー」を開催した。2023年度のセミナーでは、対面で191名の保護者が参加し、オンライン視聴者の延べアクセス数は521回となった。内容は、近年の就職活動の実態や、子女との向き合い方の説明に加え、社会が理工系学生に求める力をテーマとして、社会で活躍する名城大学OB・OG及び大手人材紹介会社の副編集長を招き、職員とのパネルディスカッションを実施した。セミナーを通して、保護者が就職活動を理解し、子女を支援するための機会を提供した。

(f) 企業との就職情報交換会

大手企業や内定・採用実績のある企業等の採用担当者を招き、採用状況や企業が求める人材、学生の就職活動に関する情報交換を実施している。この取り組みは2023年度で17回目を迎え、企業側から329社(329名)、本学からは各学部の就職担当教員や職員等86名が参加した。2022年度から新たにはじめた「キャリアセンターTIME」では、参加企業に対して、学生の動向や求人情報の取り扱いについて説明している。企業からのアンケート結果によると、参加した企業担当者全員が「必ず参加したい」、「状況を見て参加したい」と回答している。このような情報交換会を通じて、企業との良好な関係が構築されている。

(g) 教職課程及び学芸員課程の支援

教職課程及び学芸員課程の支援を行っている教職センターでは、教職課程を置く学部・学科を8つのグループに分け、各グループに担任を配置している。これにより、4年間にわたり主要科目に関する一貫した教職指導をおこなっている。また、この担任制度を通じて、学生の進路支援や相談にも応じている。特に、教員採用試験の指導には積極的に取り組んでおり、センターの専任教員や退職した高校教員が講師として、年間を通じて教員採用試験対策勉強会を開催している。また、教職センターの専任教員より、教員採用試験の二次試験、小論文、面接等、試験の幅広い内容についての指導を行っている。小学校教諭免許の取得を希

望する者には、小学校教員資格認定試験対策も実施している。さらに、本学の卒業生で現職の教員を招いて教職実践報告会をオンデマンドで開催するとともに、2・3年次を対象にした「教員採用試験対策オリエンテーション」を開催し、教員採用試験への意識形成を支援している。

・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

本学では、大学教員を目指す大学院生に対し、高等教育の現状、授業デザイン、アクティブ・ラーニングの技法、模擬授業の演習等を学ぶ機会を提供している。このため、他大学等で実施されるFD企画への参加を支援している。具体的には、旅費や参加費の助成を提供し、ポータルサイトを通じてこれら企画の詳細情報を提供している。

<学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施>

学務センターは、課外活動のサポートするため「クラブ活動ハンドブック」を整備し、クラブ運営に必要なスケジュールや補助内容を明示している。また、学生の相談に応じる体制も確立している。2016年度からは、「Enjoy Learning プロジェクト」と呼ばれる新しい取り組みを開始した。このプロジェクトでは、学生がチームを組み、具体的な課題解決に取り組むもので、大学は助成金通じて学生の創造的な活動を支援している。これにより、毎年約10～15件のプロジェクトが支援を受けている。さらに、学務センターは、「学生協力員」を通じて、正課外の、友達づくりイベント、七夕イベント、新入生インフォメーション等の学生支援活動を行っている。2023年度には、17名の学生が学生協力員として登録している。

<2023年度 Enjoy Learning プロジェクト>

No	プロジェクト名称
1	くすり実験教室 2023-広げよう！知識の輪-
2	行き場をなくした服から新たな価値を作り出すアップサイクルプロジェクト
3	日本の学生と海外の学生をオンラインで繋ぎ、グローバルサイズのコミュニティを形成する。
4	やながせこどものがっこう 2023
5	エンジニアが集いアイデアを形にするコミュニティ形成
6	岩手県陸前高田市復興プロジェクト Book-aid
7	有松ミチアカリ～繋がるの灯～（2023年度）
8	IVRCを通じたVR作品の制作と同分野を学ぶ学生とのコミュニティ形成
9	Healthy Campus Project
10	起業の入り口ここにあり。起業家精神を育むコミュニティ形成
11	医療系 大学生の カフェ kiki tie café（キキタイ カフェ）
12	愛知県特産品のプロデュースプロジェクト
13	南砺市盛り上げ隊！～名城生×地域復興まちおこし～
14	河川や海の環境保全活動
15	最新技術を用いた映像作品制作を行うコミュニティ形成

また、本学における正課外活動をまとめた特設サイト「CAMPUS FIRE MAP」を制作・

公開している。マップは、「仲間と出会う」「地域・社会に貢献」「キャリア・ビジネスにつなげる」「世界・異文化を知る」の4つの興味・目的ごとに編成しており、学生の「学びの場」「体験の機会」の創出を後押ししている。この他にも、Enjoy Learning プロジェクトの活動報告を本学ウェブサイトに掲載し、学びの様子を積極的に情報発信することで、学生の新たな行動変容を生み出す工夫を行っている。

<その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施>

学内に「スチューデントボイス」という制度を設置し、学生からの意見や改善要望を聴取する環境を整備し、検討結果の回答を示している。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠に基づく点検・評価及び改善・向上>

学生支援の適切性を保証するため、各所管部署は自己点検・評価報告書（部署版）を作成し、事業の進捗状況や達成度等を記録している。この自己点検・評価報告書（部署版）は、本学の内部質保証の責任を負う組織である大学評価委員会で最終的な自己点検・評価を受け、必要に応じた改善の指示が行われる。このプロセスにより、重層的なPDCAサイクルが機能している。また、全学委員会（学務センター委員会、大学教育開発センター委員会、キャリアセンター委員会、教職センター委員会、国際交流委員会、障がい学生支援センター委員会等）も適切に活動の点検・評価を行い、「次年度に向けた課題及び改善事項」に改善策を講じている。教職課程に関しては、学部とは独立した教職センターが設置され、教職センター長、教職センター教員、学部教員で構成される教職センター委員会を設置している。この組織は、教員養成の質の向上に関する全学的な取り組みを担っており、各学部への提案や、教育職員免許法施行規則改正に伴う教職課程の自己点検の義務化への対策をおこなっている。

(2) 長所・特色

本学では、学生の進路実現に向けた支援の一環として、個別指導担当制を導入し、きめ細かい支援を行っている。キャリアセンター職員は、個人面談を中心に、学生一人一人に寄り添う「顔の見える対応」を心掛け、就職活動の準備期から進路が実現するまで共に取り組んでいる。この取り組みにより、2023年度の卒業生の就職先満足度は98.4%に達している。また、学生と企業の双方にとって有益な就職情報交換会を開催し、学部長やキャリア委員が企業関係者と個別に面談することで、企業の求める人材像を把握し、各学部からの情報提供を積極的に行っている。

一方、学部では、修得単位数やGPAが基準に達していない学生への対応として学修指導面談を実施している。この面談を通じて学生に危機感を喚起し、標準修業年限内に卒業できるよう支援している。また、英語コミュニケーション能力の向上を目指し、グローバルプラ

ザでは外国人講師による英語プログラムやワークショップ等を行っている。2023年度は過去最多の延べ25,018名の学生がグローバルプラザを利用している。さらに、オンラインマンツーマン英会話レッスン「さくっとONLINE英会話」の導入や、自宅にしながら留学することをコンセプトとした名城大学オリジナルプログラムである「LIVE留学」も開催され、夏期春期に合計15名の学生が参加した。これらのオンラインプログラムは、海外派遣プログラムへの参加が難しい学生向けの選択肢として今後も継続予定である。

(3) 問題点

「国際化計画2026」では、総合大学としての強みを活かして、多彩な専門性に根差したグローバル人材を養成し、地域の国際化と国際社会に貢献する」をミッションとして掲げている。本学では国際化を重要視しており、その実現のために中長期派遣留学（1 Semester以上）の派遣者数の増加と外国人留学生数の受け入れを増やすことが重要な課題である。

また、大学全体の退学者数が増加傾向であることを鑑み、学修指導面談等を通じて、学生一人一人の状況を正確に把握し、適切な助言や支援を提供することが必要である。

(4) 全体のまとめ

本学では、「MS-26戦略プラン」と「学生支援ポリシー」に基づいて、関連する組織間の連携を通じて学生支援を適切に実施している。

修学支援においては、各学部が成績不振者に対し学修指導面談を行っており、学務センターは留年者や休学・退学者の状況を把握し、適切に対応している。さらに、大学教育開発センターでは、学生の能力に応じた補習教育や補充教育を行っている。

留学生や障がいをもつ学生への支援においては、国際化推進センターと障がい学生支援センターが中心となり、多様な背景を持つ学生への修学支援を行っている。

進路支援では、キャリアセンターが早期の動機付けから、就職活動の具体的サポートまでを担当し、学生が必要な時期に適切な情報を得られるよう努めている。

生活支援の面では、学務センターが奨学金制度の充実を図り、すべての学生が質の高い教育を享受できるような環境整備に努めている。

保健センターでは学生の健康管理と保健相談に対応し、学生の健康を維持するための支援を提供している。障がい学生支援センターは、障がいを有する学生への合理的配慮の調整を含む支援を行っている。

以上のことから、本学は学生支援において適切な対応を行っており、大学基準に沿った良好な状態であると判断できる。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、学生の学修や教員の教育研究活動の環境と条件の改善を目指し、「MS-26 戦略プラン」のもと、「組織・経営改革」という戦略ドメインを設定し、基本目標として「ビジョンの実現に向け、戦略的かつ機動的な組織・経営改革を持続する」を掲げている。この目標に基づき、行動目標として「ビジョンの実現を支える基盤整備」を、戦略計画として「学生の主体的な学びを支援する環境整備」を定めている。

環境整備においては、施設の老朽化の対応、耐震性の確保、高度情報化による教育環境の改善を図っており、2000年度からはキャンパスの再開発を進めている。この再開発の基本方針は、①学生の教育環境・福利厚生施設の充実、②大学院の充実、③事務組織の統合・集約化、④研究の高度化促進、⑤高度情報化、⑥施設の共用化である。これらの方針に沿って、学部・センター等の代表者で構成される「再開発検討委員会」が全学的な意見を集約し、「キャンパス再開発基本計画（以下「再開発計画」という。）」を策定している。

新築建物の計画においては、再開発検討委員会が建物の規模や設備、講義室・演習室の座席数や通路幅等を含め、教育研究環境の向上に必要な詳細を検討している。この再開発計画は、毎年度の再開発検討委員会による見直し通じて、キャンパス内のゾーニングや歩車分離、外構計画等を細かく実現していくことを目指している。

これら一連の取り組みを通じて、本学は組織・経営改革を継続的に行い、学生と教員の学修や研究活動のための環境整備を積極的に推進している。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

<施設、設備等の整備及び管理>

本学は名古屋市に位置する天白キャンパス（6学部6研究科を設置、第1・第2グラウンド等を含む）、八事キャンパス（薬学部・薬学研究科）、ナゴヤドーム前キャンパス（3学部2研究科を設置）、春日井市の春日井（鷹来）鷹来キャンパス（農学部附属農場・薬草園他）、日進市の日進キャンパス（総合グラウンド）、瀬戸市の瀬戸校地（演習林）を含む、複数の

キャンパスから構成されている。校地面積は合計で 354,806 m²、校舎面積合計で 241,069.2 m²に及び、大学設置基準等の法令要件を満たしている。

運動施設としては、天白キャンパスにはトレーニングジムや会議室を併設した天白体育館 (3,604 m²)、天白 6 号館 (1,257 m²)、人工芝の第 1 グラウンド (21,188 m²)、第 2 グラウンド (25,143 m²) があり、主に正課・課外活動に利用されている。日進総合グラウンド (106,222 m²) も、主に課外活動に利用されている。

その他には、春日井 (鷹来) キャンパス内の農学部附属農場 (94,166 m²)・薬草園 (2,250 m²)、天白キャンパスの薬草園 (1,710 m²) 瀬戸校地の演習林 (31,795 m²) 等がある。

最近の開発においては、天白キャンパスでは研究実験棟ⅢとⅣの竣工があり、春日井 (鷹来) キャンパスでは、2021 年度に本館の全面リファイニング工事を実施した。現在は、名城大学開学 100 周年記念アリーナの新築工事に着手しており、これらの再開発を通じて、キャンパスのさらなる充実を図っている。

<ネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等機器、備品等の整備>

本学では、全キャンパス内でのパソコンの自由な使用を可能にするため、学内無線 LAN 環境を整備している。また、オンライン授業で使用する LMS として「WebClass」や教室での授業録画・配信を行う「教室録画システム」も整備しており、学生のオンライン学習に必要な環境を整えている。さらに、キャンパス間のネットワークも構築されており、これにより同時性と双方向性を確保した遠隔授業の実施が可能である。この遠隔教育システムの具体的な応用例として、薬学部では八事キャンパスの薬学部ライフサイエンスホール、愛知医科大学病院、藤田医科大学医学部、名古屋大学医学部附属病院、安城厚生病院の 5 カ所を Web 会議システムで結んでおり、これにより各病院で臨床研修を行う学生がリアルタイムで研究成果や症例を発表し、自由に討議を行うことが可能になっている。この他、学内の ICT に関わる質問や学生便覧にある内容を自動回答する「名城大学チャットボット」の運用も開始している。

このように、本学のネットワーク環境と遠隔教育システムは、学生に柔軟かつ先進的な学習の機会を提供し、教育の質の向上に重要な役割を果たしている。

<施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保>

本学では、「固定資産及び物品管理事務細則」第 25 条に基づき、「土地・建物及び附属設備・構築物 (以下「不動産」という。) の管理事務は、施設部が行う。」としている。

施設・設備の維持・管理には、各キャンパスに設置された施設管理センターが担当しており、有資格者 (電気主任技術者、ビル管理士等) が設備の運転監視、施設巡回、点検計測等を行っている。

防犯対策としては、各キャンパスに防災センターを設置し、警備員が 24 時間常駐して施設巡回、受付案内、鍵貸出、入構車両の誘導、ルール違反車両への対応等を行っている。警報装置の監視や入退室管理システム、監視カメラを利用した機械警備も積極的に取り入れており、キャンパスと外部との主要な出入り口守衛室を設置し、セキュリティを強化している。

防火防災対策では、「防火・防災内規」に基づき、自衛消防組織を強化し、防災機器や災

害用備蓄品を整備している。消防法に基づいて各キャンパスで選任された防火管理者及び防災管理者が消防計画を作成し、火災や地震等の災害からの被害を軽減するために、防災マニュアル・防災マップの作成、防火・防災に関する意識の向上や知識の普及啓発、消防訓練・全学避難訓練の推進、防災設備及び避難施設の維持管理に努めている。

安全衛生面では、安全衛生法に基づき、「安全衛生委員会」を定期開催し、職場の安全衛生に関する事項を審議・報告している。また、産業医による原則月 1 回の職場巡視を通じて、全学の安全・衛生状況を年間を通じて監視し、学内の安全・衛生の確保に努めている。巡視時の指摘事項は関係部局等に通知し、改善を促している。

また、安全衛生管理体制の一環として、「薬品管理部会」を設置し、薬品管理システムを運用することで、薬品や高圧ガスを保有する研究室の在庫や使用状況を一元化し、事故時の迅速な対応を可能にしている。さらに、ヒヤリ・ハット報告や安全講習等を通じて、災害の予防にも取り組んでいる。

施設・設備の整備については、各キャンパスがそれぞれの教育・研究のニーズに応じた最新の設備を備えた校舎を整備している。経年劣化が進んでいる施設については、「再開発計画」に基づいて建替えや改修を進めており、学生と教職員等が日常的に使用する建物の耐震化率は 100%である。

<バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備>

本学では、キャンパス内のバリアフリー化を進めており、身体の不自由な学生がストレスなくキャンパス生活を送れるよう、エレベーター、多目的トイレ、点字ブロック・サイン等を各校舎に設置している。主要な建物間は連絡ブリッジで結ばれ、段差解消機やスロープの整備により、キャンパス内のほぼ全ての講義室が車椅子で移動可能である。また、講義室には車椅子対応の机・椅子や難聴者向けのシステムを導入し、トイレではオストメイト対策も進めている。これらの取り組みにより、個々の学生の事情に寄り添った支援を提供している。

さらに、健康面への配慮から、2016 年度より、天白キャンパス、八事キャンパス、ナゴヤドーム前キャンパスで、キャンパス全面禁煙を実施している。この取り組みは、健康増進と環境向上を目指し、学生、教職員、訪問者すべての人々に清潔で快適なキャンパス環境を提供することを目的としている。

<環境対策>

施設面の環境対策として、本学は自然エネルギーの利用を積極的に進めている。具体的には、建築物の自然換気・採光、太陽光発電システムの導入、雨水の有効利用、屋上緑化等を推進している。これらの施策は、エネルギー消費の削減と CO2 排出量の低減に寄与し、環境にやさしいキャンパスの実現に向けた貢献をしている。さらに、省エネルギーを目的として、コージェネレーション・システム、氷蓄熱空調システム、空調・照明制御、クールトンネル、垂直ルーバー等を採用している。また、エコセンターでは、廃棄物の保管を一元化し、適正な廃棄物処理を徹底している。これにより、環境への負荷を最小限に抑え、サステナブルなキャンパス運営を推進している。

<学生の主体的な学習を促進するための環境整備>

本学では、各学部・研究科の教育課程、学生数、開講科目数、コマ数に応じ、講義室、演習室、実験室等の施設を整備している。理系学部においては、専門領域ごとに実験室を設置し、ナゴヤドーム前キャンパスでは学部の特色に合わせた演習室を充実させ、学生が授業時間外にも自主的に施設を利用できるようにし、教育効果の向上を図っている。例えば、天白キャンパスには「構造耐震実験室」、「水理実験室」、「地盤防災実験室」の3つの実験室からなる大型重量実験棟があり、これらは主に理工学部の実験に対応している。同キャンパスには、裁判員裁判に対応した「模擬法廷」（天白キャンパス）や、留学生との交流を促進する「グローバルプラザ」も設置されており、これらは天白キャンパスとナゴヤドーム前キャンパスに有している。八事キャンパスには「分析センター」、「実験動物施設」、「RI 実験施設」、「モデル薬局」を備えた八事新1号館・八事新2号館がある。

全教室にはAV機器を設置し、一部の教室には可動式の机・椅子を配置して、柔軟な教育環境を提供している。各キャンパスには、「ラーニング・コモンズ」や「学生ホール」といった共用スペースを設け、学生が授業の課題や主体的な取組み、仲間との学び合いの場として利用できるようにしている。タワー75の8階には、学部学生自習室・大学院自習室を設置し、パソコンを配備している。これらの施設と設備は、学生が自主的に学修や研究活動を行うため充実をさせている。

天白キャンパスでは、共通講義棟北地下1階のグローバルプラザ内で英語レッスンの補助としてタブレット端末の貸出し、大学院自習室・院生研究室にはパソコンを設置している。学生の自学自習を支援するため、情報センターヘルプデスクやラーニング・コモンズでパソコンとタブレット端末の貸出しを行っており、オープンスペースに設置されたオンデマンドプリンタを通じて、学生は自分の認証情報を使用して必要な文書を印刷できるようになっている。

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

大学全体で、情報リテラシーの向上と情報倫理の確立に取り組んでいる。この一環として、毎年度、情報セキュリティ委員会主催下で教職員向けの情報セキュリティ研修を実施し、教職員の情報セキュリティの意識の向上に努めている。近年では、社会で発生するインシデント事例を踏まえ、標的型攻撃メール訓練を行い、全専任教職員に訓練メールを送付している。訓練メールの開封率は、開始初年度の2019年度に34.6%であったが、2023年度は5.34%となっている。今後も社会のインシデント事例に基づいた訓練を実施し、教職員のセキュリティ意識のさらなる向上を図る計画である。学生に対しては、「情報リテラシー」、「情報社会と倫理」、「データサイエンス・AI入門」等の講義を通じて、情報倫理の向上を目指している。情報センターでは、情報セキュリティに関するマニュアルを整備し、ポータルサイト上で公開するとともに、情報センターの窓口で誰でも閲覧できるようにしている。これにより、情報セキュリティに関する知識を身につける機会を学生に提供している。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

<図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備>

本学は、天白キャンパスの附属図書館本館（以下、本館）、八事キャンパスの薬学部分館、ナゴヤドーム前キャンパスのナゴヤドーム前キャンパス図書館という3つの図書館を有しており、これら3つの図書館は合わせて「名城大学附属図書館」を構成している。

本館では図書（学術雑誌を含む）1,356,071冊が保管され、薬学部分館には104,127冊、ナゴヤドーム前キャンパス図書館は159,762冊の蔵書を有し、それぞれ教育・研究に必要な資料を豊富に備えている。

電子資料に関しては、出版社から提供される電子ジャーナル4,005タイトル、アグリゲーター（複数の出版社のオンラインジャーナルを購入し、統合して統一のインターフェイスで提供する業者）提供による電子ジャーナル16,666タイトル、そしてデータベース90種を有しており、これらは学内のネットワークを通じて利用可能である。このように、本学の様々な学問分野に適した資料が幅広く提供されている。また、学生と教員の利便性を考慮して、蔵書検索や電子資料の利用のために本館に22台、薬学部分館に4台、ナゴヤドーム前キャンパス図書館に10台のパソコンを設置している。さらに、情報センターの情報処理系教室に設置された1,745台（学生機台数）のパソコンを含め、附属図書館以外の場所からも蔵書検索や電子資料の利用が可能である（ただし、学外からのアクセスには一部制限あり）。

以上のように、本学の附属図書館は、資料の豊富さと閲覧環境の整備を通じて、学生と教員の学修・研究において重要な役割を果たしている。

<国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備>

本学は国立情報学研究所の図書館間相互利用システム（NACSIS ILL）に加盟しており、他の大学や研究機関と図書の貸借や複写を含む様々な面で相互協力を行っている。また、国立国会図書館「デジタル化資料送信サービス」と名古屋市の「まるはち横断検索」サービスにも参加している。これらを通じて、検索機能の向上と利用可能な資料の拡充に努めている。

<学術情報へのアクセスに関する対応>

本学では、研究者を主な対象として、情報処理教室のPCリモートサービスを通じて、学外からでも学内と同様にIPアドレス認証を用いた電子資料の利用を可能にする環境を提供

している。また、3つの図書館にはフリーwi-fi環境が整備されており、SSL-VPN接続を使用してMaruzen eBook Libraryの電子書籍を提供している。このサービスは、2022年度は9,788回の閲覧であったが、2023年度に10,287回と大きく利用者を増やした

<学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備>

各図書館の座席数は、本館が1,041席、薬学部分館は149席、ナゴヤドーム前キャンパスは286席となっている。在籍者に対する割合は、天白キャンパスが9.0%、八事キャンパスが8.9%、ナゴヤドーム前キャンパスが11.4%となっており、すべての図書館でほぼ同じ割合の座席数を配置している。

本館では、社会科学閲覧室、人文科学閲覧室、自然科学閲覧室、雑誌閲覧コーナー、英語軽読書室、新聞コーナー、自由閲覧室、参考図書閲覧室等の各種閲覧スペースを設けている。また、メディア室、マイクロ資料室、視聴覚室、グループ学習室、グループ研究室、コピー室、ラウンジ、レファレンスカウンター等も整備し、学生の学習を環境面と人材面の両面でサポートしている。

本館は授業期間の開館時間は9時から21時までとし、カード式入退館システムを導入している。2023年度の附属図書館全体の入館者は302,026人、貸出冊数は91,023冊である。

<図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

本館では、専任事務職員と臨時職員合わせた10人が図書館運営に従事している。この10人の中で、司書または司書補の資格を持つ者は6人である。さらに、本館には外部委託者27人（うち司書・司書補資格保有者25人）、薬学部分館に6人（すべて司書・司書補資格保有者）、ナゴヤドーム前キャンパス図書館には10人（うち7人が司書・司書補資格保有者）が配置されており、これらのスタッフが利用者へのサービスを提供している。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

<大学としての研究に対する基本的な考えの明示>

本学の「MS-26戦略プラン」では、「研究の充実」を5つの柱（戦略ドメイン）の一つとして位置づけている。基本目標として、「研究環境の充実を通して、社会に評価される学術の創造と普及を図り、教育と社会に還元する」と定めている。具体的な行動目標は、「独創的研究の推進と研究成果の社会への発信」、「国際的な研究拠点の育成と強化」がある。これらの目標に向けた戦略計画は、「自由な発想に基づく、独創的な研究の推進」、「研究成果の

積極的な発信」、「国際的研究拠の育成と強化」としている。それぞれの戦略計画には進捗指標を設定し、計画の進捗を把握しながら、目標達成に向けた学生支援活動を展開している。この方針は、大学のウェブサイトにも掲載され、広く学内外に周知されている。

<研究費の適切な支給>

研究活動の支援を目的として、学術研究支援センターを設置しており、その中心となる学術研究審議委員会は原則月 1 回開催される。この委員会では、研究推進に関連する諸施策について審議を行い、全学的な合意形成と迅速な意思決定を図っている。委員会の構成は、副学長 1 名、学長補佐 1 名、学術研究支援センター長、大学教育開発センター長、総合研究所所長（学術研究支援センター長兼務）、各学部からの委員各 1 名、総合研究所運営委員会から委員 1 名で構成されている。

専任教員の研究活動を支援するため、「教員研究費実施要項」に基づき、教員研究費を交付している。具体的には、教授に年額 482,000 円、准教授・助教・講師に 473,000 円、助手に 465,000 円、教務技術員に 228,000 円が支給される。国外の学会や国際会議、国際シンポジウムでの研究発表には、年 1 回最大 200,000 円の旅費を補助している。論文掲載料の補助としては、原著論文 1 件につき最大 50,000 円を（補助基準を満たした場合、最大 150,000 円または 100,000 円）を補助している。加えて、出産や育児、介護からの復帰支援として、研究復帰支援助成費（1 回 200,000 円上限）や、出産・育児に伴う長期休業の取得中または取得後に研究補助員（リサーチ・アシスタント（RA）または補助員）を雇用するための支援（1 か月 50,000 円上限）、外国語論文作成補助（1 件 30,000 円上限）を行っている。これらの研究費の適切な執行を支援するために、研究費の適正な執行に関する説明会の開催や、研究経費申請執行マニュアルの発行も行っている。

<外部資金獲得のための支援>

外部資金獲得のための主な取り組みとして、科学研究費助成事業（科研費）への申請支援を行っている。具体的には、申請書の作成支援や科研費に関連する情報提供を行っている。科研費を獲得した教員には、その間接経費の一部を配分し、研究環境の充実に役立てている。さらに、科研費の採択につながるよう、学内独自の「学術研究奨励助成制度」を設け、研究活動の支援策も強化している。これらの施策の結果、科研費の申請状況は以下の通りになっている。

科学研究費申請・採択件数（2023 年度）

申請件数	新規	156 件
	全体	255 件
採択件数	新規	48 件
	全体	149 件

※新規申請件数には、奨励研究等一部含めていない。採択件数は、繰越・調整金・延長・転入者、転出者除く。研究成果公開促進費は含む。特別研究員の研究種目は含まない。

科研費以外の外部資金獲得に際しては、国の大型補助金を中心に予算・施策動向の調査や、

研究者の専門分野や特性に応じた公募情報の提供体制を整備している。研究活動を活性化するため、事務職員と共に URA（リサーチ・アドミニストレーター）を配置し、各種研究事業の申請に関する支援を提供し、成果を上げている。

さらに、外部資金獲得に向けた活動として、産官学連携・研究支援に特化したウェブサイト『MRCS (Meijo University Research Collaboration between Industry, Government and Academia, and Research Support)』を開設している。このウェブサイトでは、科研費に関する広報パンフレットの公開や、科研費採択者の研究内容を紹介した「研究成果トピックス」をシリーズで掲載している。ウェブサイト以外でも、科研費申請書の書き方ハンドブックの作成・配布や、学内アドバイザーによる申請書作成支援等を行っている。この他の取り組みとしては、3D バーチャル空間を活用した「名城大学リサーチフェア 2023」を開催し、66の研究分野を紹介している。これにより、本学の研究力と研究シーズの社会への発信、そして共同研究等のきっかけ作りをおこなっている

加えて、ポストドクター (PD)、リサーチ・アシスタント (RA)、研究補助員の雇用管理業務を担当し、研究支援に取り組んでいる。その他、国内の大学その他の研究機関において学術研究を行う国内研究員制度と、海外で学術研究または学術調査を行う在外研究員制度を整備し、これらの制度を通じて教育・研究の資質向上を目的とした経費補助を行っている。

<研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等>

各学部・研究科の主要な教育研究活動エリアには、教員の研究室を配した建物が設置されている。これには、個人研究室、合同研究室及び資料室等が含まれており、専任教員には、若干の広狭があるものの、平均して 28.4 m²の研究室が確保されている。各研究室には、机、椅子、書架の他に、電話や学内 LAN も整備されており、全ての部屋には冷暖房が完備されている。

研究に専念する時間を確保するため、教授の1週間あたりの責任担当授業時間を10時間、准教授・助教・講師は8時間に設定している。授業時間がやむを得ずこの設定時間を超える場合は、18時間以内に抑えることとし、準備時間を十分に確保することで、授業の質を高めるとともに、研究活動に支障がでないよう配慮している。

<ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制>

教育の人的支援体制の一環として、大学院生を TA として選任し、学部で開講される実験、実習、演習、ゼミナール等の教員補助業務を行っている。TA の担当時間数は、大学院での学修に支障がないよう週3コマ (1コマ90分) を上限とし、授業補助手当を支給している。業務内容には、実験や実習の補助、学生への助言やグループワークの指導補助、出席管理の補助、授業時間内の準備や片付け、機器操作の補助等である。2020年度からは、ハラスメント防止や個人情報保護等、TA 業務遂行に必要な心構えについて記載した「TA ハンドブック」を作成し、各研究科に配布している。このハンドブック作成に際しては、TA 学生へのインタビューを行い、関連する学部の学務センター委員で構成されるワーキンググループが TA 制度の改善を検討した。

研究活動支援体制としては、学術研究支援センターがポストドクター (PD)、リサーチ・

アシスタント (RA)、研究補助員等の研究支援員の雇用管理業務を担っている。特に、学生の研究支援員の雇用条件は、彼らの学業や研究に支障を来さないよう配慮し、「アルバイト要項」に基づき、勤務時間は1か月52時間を超えないよう設定されている。

国際化推進センターでは、外国人留学生支援を目的とした「スチューデントアシスタント (SA)」を募集し、彼らに各種研修を提供している。これにより、プログラム開発力や運営能力を身に付けてもらい、留学生へのサポートを強化するとともに、SA自身の能力向上も図っている。

TA・RA・SAの人数 (2023年度)

TA (Teaching Assistant)	RA (Research Assistant)	SA (Student Assistant)
269名	0名	375名

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

<規程の整備>、<コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施>

本学では、研究活動における高い倫理基準の維持と公的資金の適正な予算執行を確保するため、大学研究者行動規範、競争的研究費の不正防止計画を策定した。これに加えて、研究活動における不正行為や研究費の適性管理に関する規程等を整備している。

コンプライアンス教育については、学術研究支援センター長をコンプライアンス推進責任者、学術研究支援センター事務部長を副責任者と位置づけている。競争的研究資金の管理に携わる全構成員は、オンラインによるコンプライアンス教育並びに理解度確認テスト（一定以上の得点獲得が必要）の受講が義務付けられ、内容を理解した上で誓約書を提出する体制が整っている。誓約書の提出がない場合は、当該者に研究資金の管理や運営をさせない措置を取っている。

研究倫理教育においては、学部長や研究科長を倫理教育責任者とし、所属する全ての研究者に対して定期的に教育を行っている。また、指導教員等を通じて学生にも研究倫理教育を行っている。具体的には、理系の学部学生には「卒業研究」、修士学生には「特別演習」「特別実験」、博士学生には「特殊研究」といった指導科目で教育実践している。この他、大学院生の学位論文作成時に「論文盗用防止検索システム (iThenticate)」を用いて、適切な引用、参考文献の書き方を指導している。

さらに、本学では、研究に従事する者が自己の行動規範を見直し、不正行為や研究費の不適切な使用を未然に防ぐ目的で、「研究ガイドブック」を発行している。このガイドブックには、研究倫理に関する内部規程や国のガイドラインが含まれており、全教員に配布されている。これにより、理解不足や認識の齟齬等から生じうる不正行為や不適切な研究費の使用

を未然に防ぐことを目指している。

<研究倫理に関する学内審査機関の整備>

本学では、「研究者等倫理委員会」を設置し、全学的に研究倫理に関する事項への対応を担っている。この委員会は、研究活動における不正行為や競争的研究資金の不正使用を防ぐ役割を担っている。また、同委員会は不正防止計画も策定しており、これらの活動を通じて研究活動におけるコンプライアンス体制を強化している。

加えて、本学は「人を対象とする研究に関する倫理委員会」、「動物実験委員会」、「組換えDNA 実験安全委員会」を設置しており、これらの委員会が該当する研究における倫理的問題に関する審査を適切に実施している。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学では、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善活動に取り組んでいる。各部署は「MS-26 戦略プラン」に基づく「自己点検・評価報告書（部署版）」を作成し、事業の進捗状況、達成度、次年度の課題等を記載している。これらの報告書は、本学の内部質保証に責任を負う組織である「大学評価委員会」によって、最終的に点検・評価され、改善や向上に役立てられている。

施設や設備等の維持管理については、施設部が老朽化した施設の点検や法令に基づく点検を定期的に行い、その結果を修繕や更新計画に反映している。安全衛生委員会では、労働災害の原因分析と再発防止対策を検討し、作業環境の点検と改善に努めている。さらに、安全衛生委員会のもとに薬品管理部会を設置し、薬品の適正使用と管理を適切に行っている。

ICT 戦略に関しては、「ICT 活用推進委員会」を設置し、事務局長を委員長として、大学全体の情報基盤整備を審議している。附属図書館では、図書館長を委員長とする「附属図書館運営委員会」を設置し、図書館の予算・決算や購入資料の選定・承認、その他の重要事項について審議している。

研究活動については、学術研究支援センター長を委員長とする「学術研究審議委員会」を設置し、各学部・研究科の意見を集約し、研究施策の策定と運用に関する審議、成果の検証を行っている。また、URA による産官学連携のマッチング支援、企業の研究ニーズ情報の教員への提供、外部資金の獲得支援、研究発信企画の立案・実施等の研究広報の拡充の取組を通じて、研究活動の促進に努めている。これらの取り組みにより、科研費の採択率の向上や共同研究費の増加などの成果を得ている。

(2) 長所・特色

本学では、研究支援面において、URA を中心に学外競争的資金の獲得支援や企業とのマッチング、知的財産管理、産官学連携・研究支援サイト（MRCS）の開設、「名城大学リサ

ーチフェア 2023」の開催を通じて、産官学連携活動を促進している。特に「名城大学リサーチフェア 2023」での 3D バーチャル空間における展示は、66 の研究テーマを紹介し、研究力と研究シーズの社会への発信、そして共同研究等のきっかけ作りをおこなっている。このように、本学では学外資金獲得に向け様々な方策が進められており、これは長所に挙げられる。

(3) 問題点

外部資金獲得の取り組みとして、科学研究費助成事業（科研費）への申請数を増やすことに重点を置いているが、中期事業計画アクションプランで定める目標に到達しておらず、引き続き改善が必要である。

(4) 全体のまとめ

本学では、教育研究活動に必要な校地・校舎、図書館、運動設備、教員研究室等の施設設備を適切に維持管理している。また、「MS-26 戦略プラン」に示された方向性に基づき、「キャンパス再開発基本計画」を策定している。この計画は、再開発マスタープランと再開発スケジュールを包含し、本学が目指す教育研究活動に適した環境整備を計画的に推進している。加えて、教員への研究費支援、外部資金の獲得支援、研究時間の確保、研究倫理教育等、教育研究活動の全面的な支援体制を構築している。

これらの取り組みを通じて、学生と教員が快適に教育研究活動を行えるよう、施設・設備や制度・規程等の環境が適切に整備されている。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

＜大学の理念や学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の明示＞

本学は、社会連携・社会貢献を教育と研究に並ぶ重要な使命の一つとして位置づけている。この観点から、「MS-26 戦略プラン」では、「社会貢献」を5つの柱（戦略ドメイン）の一つとして掲げており、この戦略ドメインの下には基本目標「地域とともにある大学として、地域の多様なニーズに対応し、人的交流を通して活性化につながるサービスを充実する」を設定している。この目標達成に向け、「地域支援の充実」と「社会人の学びなおしの機会の提供」を行動目標とし、具体的な戦略計画として「地域と一体となったコミュニティづくり」と「生涯学習支援プログラム」を定め、本学ウェブサイト上で学内外に公表している。

加えて、社会貢献活動の一環として、本学は教育・研究を通じて得た知識を社会に還元し、我が国の産業の持続的発展と文化の発展に寄与することを目指している。この目的を達成するために、産学官連携を積極的に推進し、「名城大学産学官連携ポリシー」を以下の通り策定し、これを本学ウェブサイト上で学内外に公表している。

（名城大学産学官連携ポリシー）

- ・自由な発想による創造的な研究を重視しつつ、産学官連携を通じて社会に貢献できる研究を推進します。
- ・教育と研究・開発の成果を積極的に広く社会に発信し、名城大学パテントポリシーに基づき、産業界への技術移転・事業化を行い、社会の持続的な発展に寄与します。
- ・国際的な産学官連携を推進することにより、我が国の産業の国際競争力の強化に寄与します。
- ・地域社会における知的活動拠点として、地域産業界や地方自治体等との連携・交流を推進します。
- ・教育研究環境を整え、産学官連携活動を通じて、社会の発展に貢献できる人材を育成します。
- ・透明性の高い産学官連携活動を行い、社会への説明責任を果たします。
- ・産学官連携活動を円滑かつ持続的に促進するため、学術研究支援センターがその活動を推進します。

以上の方針を踏まえ、本学では各部局の設置目的と活動趣旨に沿って、積極的に社会連携・社会貢献を推進している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

<学外組織との適切な連携体制>

本学では、学外組織との適切な連携体制を構築するため、社会連携センターが中心的な役割を果たしている。このセンターは、産業界や地方公共団体等の各種機関との間で、連携や協定の締結を積極的に行い、以下のような取り組みを推進している。

<社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進>

(1) 生涯学習の場の提供

本学では、学術研究の成果を地域社会へ還元し、大学と地域社会との結びつきを強化することを目指し、大学独自の公開講座を開講している。これらの講座は、本学が重要視する「生涯学びを楽しむ」という価値観に沿って設計されており、2023年度は、オンラインやハイブリッド形式での実施も含め、15講座を提供した。具体的な講座として、「独占禁止法入門(法学部主催)」、「食と農の安全を考える(農学部主催)」、「超高層住宅の未来絵図ーアジア4都市からみた日本(理工学部主催)」、「Raspberry Pi と Node-RED で始める IoT システム開発入門(情報工学部主催)」、「くすりと健康(薬学部主催)」、「音風景、音環境を想う(都市情報学部主催)」、「人は地形に片思い? ~ブラタモリ制作現場から~(人間学部主催)」、「ドラマによる英語学習(外国語学部主催)」、「認知症の予防と共生(総合学術研究科主催)」等、社会情勢を踏まえたテーマについて、大学の専門性を生かした講座を開催した。

ビジネスパーソンを対象とした公開講座としては、IDGs (Inner Development Goals : 内面の成長目標) の概念とその重要性を深く理解すること、またスキル修得のきっかけとなる入門的な体験に焦点を当てたイベントとして、「SDGs の前に IDGs? 私が変わると世界も変わる」を開催した。

行政との連携による生涯学習の場としては、「親子で楽しい理科学教室(名古屋市天白区)」、「東アジアの社会・文化・政治(名古屋市東区)」、「食と健康の科学(刈谷市)」、「3Dプリンタを使ったものづくりを体験しよう!(日進市)」、「世界を変える青色LED(富山県氷見市)」等、2023年度に11講座を開講した。

さらに、社会人が本学の授業科目を受講できる科目等履修生制度や、高等学校及び自治体からの依頼に応じた出前講義も実施している。高等学校では課題研究の授業や進路研究等、大学受験のためのモチベーション向上や大学の模擬授業を体験する機会として、自治体では生涯学習の機会として提供されており、2023年度は高等学校から62件、自治体からは25件の計87回を実施している。

(2) 多様な社会連携事業の創出と情報発信

社会連携センターでは、企業、自治体、NPO等と社会課題を共有し、対話を通じて連携

を進め、相互の知恵を結集させ、教育・研究を通じて、社会課題の解決や新規事業創出等、新たな価値創造を目指している。具体的な活動としては、学内外からの連携相談対応し、連携先の開拓や学内調整を行い、多様な社会連携事業を生み出している。2023年度には216件の連携相談があり、中部電力連携事業（経営学部ゼミによるふるさと納税への提案、海洋プラスチック問題等の環境保全活動）、氷見市連携事業（高校と連携したレトルトカレーの開発プロジェクト、市民病院薬剤部体験ツアー）等のマッチングが実現した。

学外機関との学びの場づくりとしては、「プロスポーツビジネス研究会 with 名古屋ダイヤモンドドルフィンズ」、「学生のリーダーシップ能力開発を目的とした社会をフィールドにした実践型プログラム iMPACT!（前期協賛：アステラス製薬株式会社）、（後期協賛：アビームシステムズ株式会社）」、「情報工学部×トヨタコネクティッド株式会社 IT 人材育成 PBL プログラム」を実施した。また、大学生による南木曾中学校の生徒を対象とした「オンライン学習支援プロジェクト（長野県南木曾町）」、「ものづくりの楽しさを体感できる文理融合 IT 人材育成ハッカソンプログラム HACK U 名城大学（LINE ヤフー株式会社）」、スポーツによる社会的インパクト経済圏構築に向けた産学官連携プロジェクト（名古屋ダイヤモンドドルフィンズ）等、学外機関とのプロジェクト開発にも取り組んでいる。

加えて、愛知県、名古屋市、地元産業界、東海地区の大学がコンソーシアムを組み活動する東海発起業家育成プログラム「Tongali プロジェクト（2019年度参画、主幹名古屋大学）」等、スタートアップ・エコシステム形成のための活動にも関与し、学外プログラムとの連携や企業等からの連携ニーズをもとにしたアントレプレナーシップ教育を企画運営している。本学独自の取り組みとしては、起業を志す学生コミュニティ「MEIJO STARTUP CLUB」の運営やアントレプレナー人材育成プログラム「EXPLORER」の企画運営を行っている。

これらのコミュニティの活動の場となるのが「起業活動拠点ものづくりスペース M-STUDIO」である。多彩なアイデアを形にするための「3D プリンタ」等のデジタル機器、工具を備えており、学生に分野横断的な交流の場と自主性を伸ばす機会を提供している。

（3）地域に開かれた多様な交流・活動ができる場「社会連携ゾーン shake」の企画・運営

社会課題に取り組む産官学プロジェクトの創出を目的とし、誰もが自由に利用できる共創空間「社会連携ゾーン shake」を運営している。ここでは、企業・自治体・NPO・地域コミュニティ等の団体と緩やかな繋がりを通じて、連携事業を創出している。shake の設置目的や運営方針に共感する shake パートナーシップ団体は168件まで登録が増え、本学の学生が参加できる多様な学びの機会創出に繋げている。

2023年度には、STATION Ai 株式会社が開催している学生向けプログラム「STAPS」や地域のゆるやかなつながりを生み出すコミュニティ活動「ナゴヤ100人カイギ」、学内利用等に貸し出しを行った。

（4）企業・自治体・NPO等と本学の連携事業創出の仕組み化

社会連携センターは、業界や業種を超えた社会課題に関する対話を促進し、新たなアイデアや解決策を探求する場を提供している。この目的のために、企業、行政、大学のトップランナーが参画する社会連携フォーラム（PLATFORM）の開催や、教職員・学生・企業・自治体・NPO等が、社会に対する「問い」について少人数で深い対話を行うアイデア研究

室「PLAT ラボ」の企画・運営に取り組んでいる。2023 年度には、社会連携フォーラム 2023 「プラットフォームから生まれる共創とイノベーション～」を開催し、多くの参加者とともに連携事業の先進事例について学んだ。

(5) 研究分野における産官学連携・地域連携

2023 年度の学外組織との連携協力による研究活動では、各省庁等から委託をうけた受託性大型プロジェクトが 32 件で 273,396 千円、民間企業や各種事業団体からの受託研究が 23 件で 16,814 千円であった。また、地方公共団体、他大学、民間企業等との共同研究は 107 件で 138,033 千円、学術コンサルティングが 6 件で 1,792 千円、奨学寄附金の受け入れが 69 件で 61,690 千円に上り、研究費総額は 491,725 千円である。

受託研究や共同研究の受け入れ件数と研究費の増加を目指し、企業ニーズの情報収集、学内シーズの把握・公表、そして教員や URA の積極的な活動が継続されている。2023 年度の URA の活動として、大型外部資金獲得に向けた活動、企業の研究ニーズの教員への提供、知的財産創出支援、外部機関との連携を推進した。具体的には、名城大学リサーチフェア 2023 の開催、展示会や銀行の技術相談会への出展、研究の背景・目的、成果の内容、応用例を集約した「名城大学研究シーズ集」の作成と企業、官公庁、産学連携支援機関等への提供等がある。知的財産権については、発明評価小委員会による職務発明の法人承継審議を通じて、国内で 45 件、国外で 12 件の特許出願を行った。

(6) 学外組織との協定

2023 年度末時点で、本学は部局間協定を含め、学外組織と合計 51 協定を締結している。

<地域交流、国際交流事業への参加>

2023 年度、社会連携センターは、天白区区民会議への学生の参加、名古屋市立長良中学校及び東星中学校での講演活動に本学教員をゲストとして紹介する活動、そしてアジア競技大会に向けた大学関係者向け説明会への協力といった、多岐にわたる取り組みを実施した。

また、教育と研究の活性化と交換留学プログラムの拡充を目的として、各学部と共同で国際交流協定の拡大に努め、現在では 102 の協定 (98 大学) を締結している。さらに、ラジマンガラ工科大学タニヤブリ校に設置された本学の海外拠点を利用して、海外研修や広報活動を行い、国際的な視野を持つ人材の育成に寄与している。外国人留学生と地域社会の交流促進にも力を入れ、矢田小学校との交流プログラム、オンラインでの交流会、オスロ大学との交流 (オンライン・節分イベント) 等を実施している。

点検・評価項目③:社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠 (資料、情報) に基づく点検・評価

評価の視点 2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

<社会連携・社会貢献の適切性の定期的な点検・評価>

社会連携センターでは、連携事業や社会貢献活動全体に関して点検・評価を行っている。この点検・評価は、社会連携センター委員会が、自己点検・評価報告書（部署版）及び根拠資料を基に実施し、次年度の改善策を検討している。また、地域連携事業や公開講座の内容は、連携自治体との協議会で要望を照らし合わせながら検討され、適切な事業実施を目指している。

学術研究支援センターでは、研究成果の活用、知的財産の保護と活用、及び社会への還元等の産官学連携の活動に対して、「学術研究審議委員会」で自己点検・評価を行い、その結果を基に改善策の検討と実施に努めている。

これらの報告書は最終的に、本学の内部質保証に責任を負う組織である「大学評価委員会」で点検・評価され、さらなる改善や向上につながられている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

昨年度の自己点検・評価報告書等による点検・評価の結果を基に、社会連携・社会貢献活動の改善と向上に努めている。

社会連携センターでは、学内の連携先を拡大することを目指し、教員の情報及び連携実績の情報収集を強化している。また、学部や各センターの社会連携に関するニーズや課題の把握にも取り組んでいる。この他、センター委員会の委員の役割の明確化や、各種連携事業の広報も強化している。公開講座の今後の方針や実施体制の整理・整備にも注力しており、オンラインやハイブリッド形式の開催時の運営ノウハウを蓄積している。加えて、各種プログラムやプロジェクトの関係性を可視化（目的・目標・つながりを整理）し、社会連携事業を通じた学生の成長を積極的に発信している（学びやロールモデルの紹介）。

学術研究支援センターでは、研究推進支援を担う専門職として、URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）を2021年度から採用し、外部資金の更なる獲得に向けて努力している。

(2) 長所・特色

本学では、社会連携を推進するための部署として社会連携センターを設置し、「MS-26 戦略プラン」の実現に向けて、大学と産業界・自治体との交流を促す中京圏初のオープンスペース「shake」を開設した。この「shake」を拠点に、行政や企業との多数の連携事業を展開しており、学生も学外での企画・運営に携わるほか、講師としても活動している。また、3Dプリンター等の最新設備を備えた「M-STUDIO」を設け、学生に分野横断的な交流の場と自主性を伸ばす機会を提供している。これらの取り組みにより、アントレプレナーシップ教育を推進し、創造的な課題解決を促す環境整備を通じて、教育と一体となった社会貢献を推進している点は長所といえる。

また、社会連携センターによる社会連携事業は幅広く実施されており、近隣から県外の自治体、地域コミュニティ、NPO等の市民活動団体、大企業から中小企業、スタートアップに至るまで、様々な団体からの連携相談に基づき、多様な社会連携事業を生み出している。また、学部や研究室へのマッチングに留まらず、社会連携センターは実践的な学びの機会を自ら企画・運営し、学生に提供している。さらに、自治体・経済団体・企業が推進するスタ

ートアップ・エコシステムの急速な形成に対して、社会連携センターは自治体・企業・他大学とも幅広く連携し、多岐にわたる取り組みや協力を進めている。これらの取り組みは、本学の学生に地域や社会に積極的に関わる機会を提供し、彼らが学内にとどまらず、社会をフィールドとして成長することに大きく貢献している。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

本学は、「MS-26 戦略プラン」に定められた社会貢献の基本目標「地域とともにある大学として、地域の多様なニーズに対応し、人的交流を通して活性化につながるサービスを充実する」及び「名城大学産学官連携ポリシー」に基づき、学外組織との連携体制を構築している。この方針に従い、生涯学習の場の提供、連携相談に基づく多様な連携事業のマッチング、学外機関と連携した学びの場の創出やプロジェクト開発、産学官連携、自治体や企業等との連携協定締結等の取り組みを進めている。

ナゴヤドーム前キャンパスに設置している社会連携ゾーン「shake」は、多くのパートナーシップ団体と共に活動し、年間 400 件以上の利用実績を有しており、地域社会への貢献を果たしている。加えて、公開講座や出前講義を通じて、教育研究機関として適した講座内容を提供し、本学の知的・人材資源を地域の生涯学習活動に還元している。

このように、本学は社会貢献目標の達成に向けて、教育研究機関として適切な社会連携・社会貢献活動を実施しており、大学基準に照らして良好な成果を上げていると判断できる。

第10章 大学運営・財務／第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

<中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示>

本学では、2026年に目指す将来ビジョンとして「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」を掲げ、このビジョン実現に向けた大学運営を進めている。このビジョンを実現ために策定された「MS-26 戦略プラン」においては、「組織・経営改革」を5つの柱（戦略ドメイン）の一つとして位置づけ、その基本目標を「ビジョンの実現に向け、戦略的かつ機動的な組織・経営改革を持続する」と定めている。この基本目標達成するための行動目標として、「組織の活性化」、「ブランド力の向上」、「ビジョンの実現を支える基盤整備」が設定され、それぞれの目標に対する戦略計画と成果指標を定めている。この「MS-26 戦略プラン」の実行に際し、2026年に達成すべき数値目標を明確化するため、このプランを補完する中期事業計画を策定し、2021年度から運用を開始している。

<学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知>

「MS-26 戦略プラン」については、毎年作成する法定の「事業計画書」に掲載し、大学協議会及び常勤理事会での提示を通じて、構成員に周知している。さらに、「MS-26 戦略プラン」、中期事業計画、そして事業計画書は大学のウェブサイトで公開されており、学内構成員のみならず、広く社会に対しても情報を提供している。加えて、「MS-26 戦略プラン」に基づく大学運営の成果は、「事業報告書」としてまとめられ、これもウェブサイトで公開されている。また、「MS-26 戦略プラン」の重要な事業である「学びのコミュニティ創出支援事業」、「Enjoy Learning プロジェクト」、「名城大学チャレンジ支援プログラム」の成果についてもウェブサイトで公開している。この「MS-26 戦略プラン」に基づき、学長が就任時に策定する「学長方針」は、年度初めに大学協議会で学長自らが説明し、学内全体に広く周知されている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

<適切な大学運営のための組織の整備>

本法人全体の運営は、私立学校法に基づく「学校法人名城大学寄附行為」の定めに従い行われている。また、大学の運営は、教育基本法、学校教育法及び関連法令に基づき、「規程集」、「名城大学学則」、「名城大学大学院学則」の定めに従い行っている。

大学運営においては、「名城大学学則」にて大学に学長、副学長、学部長を置くことが規定されている。現在、副学長は4名（教育・入試担当、教育・情報担当、研究・産官学連携・社会連携・八事キャンパス担当、学生支援・国際・ドーム前キャンパス担当）を任命しており、このうち2名は常勤の理事を兼務している。この体制により、法人と教学の連携が図られている。また、学長が指示する特定の業務に対しては、全学的な視点から企画・立案を行う学長補佐制度を導入しており、産官学連携担当を2名配置している。さらに、事務組織に関しては、「事務組織規程」に基本事項を定め、「事務組織規程施行細則」において、具体的な分掌業務を規定している。

<学長の選任方法と権限の明示>

学長の選任は、「学長選考規程」及び「同施行細則」に基づいて行われる。選任プロセスは、まず、本学専任教職員を投票権者とする「学長意向投票」を実施し、選出された1名の学長候補者が学長候補者選考委員会に報告される。続いて、投票結果を基に、理事、教職員、有識者から構成される「学長候補者選考委員会」が面接等を実施し、最終的な学長候補者を選定する。候補者は、理事会の議決を経て正式に選任される。「学長候補者選考委員会」は、選考過程で中心的な役割を担い、学長意向投票実施に先立ち、求める学長像を全学に提示し、面接を通じて、候補者の業績や経験等を踏まえた上で、本学の基本戦略を推進する資質があるかを審議する。

学長の権限については、学校法人名城大学寄附行為第8条第2項で「名城大学学長は、名城大学及びこの法人の設置する学校の教育に関する事項を統括する」と定めている。また、9条と22条により、学長が理事及び評議員の地位を兼ねることも規定されている。学長の任期は4年で、再任された場合は2年である。

<役職者の選任方法と権限の明示>

【副学長】

副学長の選任方法は、「副学長要項」に基づいており、学長がその選任を行う。副学長の任期は学長の任期内とされ、その任期は学長が定める。副学長の任務については、同要項に「大学運営の円滑化を図るため、学長を補佐し、学長の命を受けて校務をつかさどる」と定められている。また「学校法人名城大学寄附行為」では、副学長の中から2名が学校法人名城大学の理事に就任することが規定されている。

【学部長・研究科長】

学部長及び研究科長は、各学部・研究科における選考規程等に基づき選任され、任期は2年である。学部長及び研究科長の主要な役割は、それぞれの学部・研究科の運営である。「事務組織規程」には、学部長は学部、研究科長は研究科の総括責任者として「学長の命を受けて、当該学部の業務を掌理し、所属職員を統轄する」としている。さらにこれらの役割に加えて、評議員会、大学運営会議、大学協議会、学部長会、大学評価委員会等の全学的な委員も務め、学部運営のリーダーとしてだけでなく、大学全体の運営においても諸課題の洗い出しや解決に向けた具体的な方策の検討等、重要な役割を担っている。

<学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備>

本法人においては、理事会を最高意思決定機関と位置づけている。意思決定プロセスは、学部教授会、研究科委員会、各センター委員会、大学協議会、常勤理事会、評議員会、理事会を通じて進められている。これら会議の運営に関するルールは、各規程や要項等で定められており、その基準に沿って審議が行われている。

教学に関する意思決定は、学部教授会、研究科委員会、各センター委員会等を通じて行われ、最終的に、教学の最終審議機関である大学協議会での協議を経て、学長が決定する。また、学長の意思決定を支援するために、学長、副学長、学部長等、事務局長から成る学部長会が定期的に開催され、教育及び研究に関する重要事項について事前に協議される。さらに、学長の主体的かつ円滑な運営を支援するために設けられた学長スタッフ会議は、学長、副学長、事務局長、総合企画部事務部長で構成されており、毎週定期的に開催されている。この会議は、学長の補佐という重要な役割を担い、教育及び運営業務が学長の指導のもと円滑に進むことを支援している。

<教授会の役割の明確化>

教授会の審議決定に付する事項は「名城大学学則」に以下の通り規定されている。

- ①教育課程及び成績評価に関する事項
- ②学生の資格認定及びその身分に関する事項
- ③教授、准教授、助教、講師、助手等の専任教育職員の教育研究業績の審査及び専任教育職員の進退に関する事項
- ④教育研究に係る学則の変更に関する事項
- ⑤その他教育研究に関する重要な事項

<学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化>

「名城大学学則」及び「教授会及び研究科委員会が学長に対して意見を述べる事項を規定する内規」には、学長による意思決定と教授会の役割との関係についての事項が定められている。この内規では、教育課程の編成に関する事項等、学長が決定を行う際に教授会から意見を述べるができる事項を具体的に定めている。

<教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化>

法人全体の管理運営は、私立学校法に基づき、「学校法人名城大学寄附行為」の定めに従い行われている。この寄附行為では、役員構成とその選任方法、理事会や評議員会の構成、議事等について定められている。一方、教学の管理運営は、教育基本法及び学校教育法並びに関連法令に基づき、「名城大学学則」及び「名城大学大学院学則」の定めに従い行われている。これらの学則では、教学事項の決裁基準や教授会等の機関会議の議事事項等を定めており、これらを基に大学全体の管理運営が行われている。

教学の最終審議機関である大学協議会で審議された重要事項は、学校法人の最終意思決定機関である理事会において最終的に決定される。理事会は原則として2か月に1回開催され、その下に設置されているのは、理事長、学長、常勤の理事からなる常勤理事会であり、これは原則として毎週開催される。常勤理事会では、理事会が決定した基本方針に基づく具体的な執行計画や、理事会から委任された事項等について審議され、法人と教学との役割を踏まえた上で、適切な意思決定が行われている。大学協議会と常勤理事会で審議された内容は互いに報告され、法人と教学の動向を適宜確認できる仕組みが構築されている。加えて、設置学校の将来計画等の重要な経営事項に関して議論を行う「大学運営会議」が設けられている。この会議では、法人と教学が統一した意思を形成するための政策的課題に関する意見交換が行われる。また、学長、副学長のうち2名と事務局長は理事を兼ね、教学と法人が協働できる体制を構築している。

<学生、教職員からの意見への対応>

学長は、大学運営において学生や教職員の意見を幅広く反映させるため、定期的にオフィスアワーを設けている。また、学生からの意見に関しては、毎年実施される学生アンケートや授業改善アンケートを通じて収集され、教職員からの意見は、本学の意思決定プロセスに組み込まれている諸会議を通じて集約され、適宜対応されている。

<適切な危機管理対策の実施>

本法人では、2012年に制定された「危機管理規程」に基づき、理事長を危機管理統括責任者、学長を危機管理副統括責任者と位置付けている。さらに、「危機管理委員会」を設置し、法人運営に支障を及ぼす可能性のある危機事象への対応として、全学的な危機管理対応策を講じている。例えば、地震、事故、新型コロナウイルス感染症といった重要な危機事象に対応するため、「大地震対応マニュアル」や「名城大学における新型コロナウイルス感染症に係る活動制限指針」等の個別の対応指針等を整備し、全学避難訓練など、有事に備えた訓練を実施している。さらに、国内外の大規模な自然災害時に学生や教職員の安否確認をするため、安否確認メールシステムを導入している。このシステムを用いた安否確認訓練や、

被災地域に居住または滞在する教職員と学生の安否確認体制の整備も行っている。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

<内部統制>

予算は以下の過程を経て編成される（以下に図示）。

①予算編成方針審議決定

総合企画部及び財務部が「予算編成方針案」を作成し、常勤理事会で審議した上で、理事長が決定する。また、大学協議会等で方針の説明をし、理解活動を推進する。

②予算要求書作成依頼

財務部が各予算部門の責任者に対し、予算編成方針に基づいた予算要求書の提出を依頼する。

③予算要求書作成

各予算部門の責任者が予算要求書を作成し、財務部宛に提出する。

④予算折衝

財務部が各予算部門の責任者と前年度計画の実施状況及び予算要求書についてヒアリングと折衝を行う。

⑤予算案審議

財務部が予算案を作成し、常勤理事会で審議した上で理事長の承認を得る。

⑥予算査定案通知

財務部が各部門の予算責任者に対し、予算査定額（内示）を通知する。

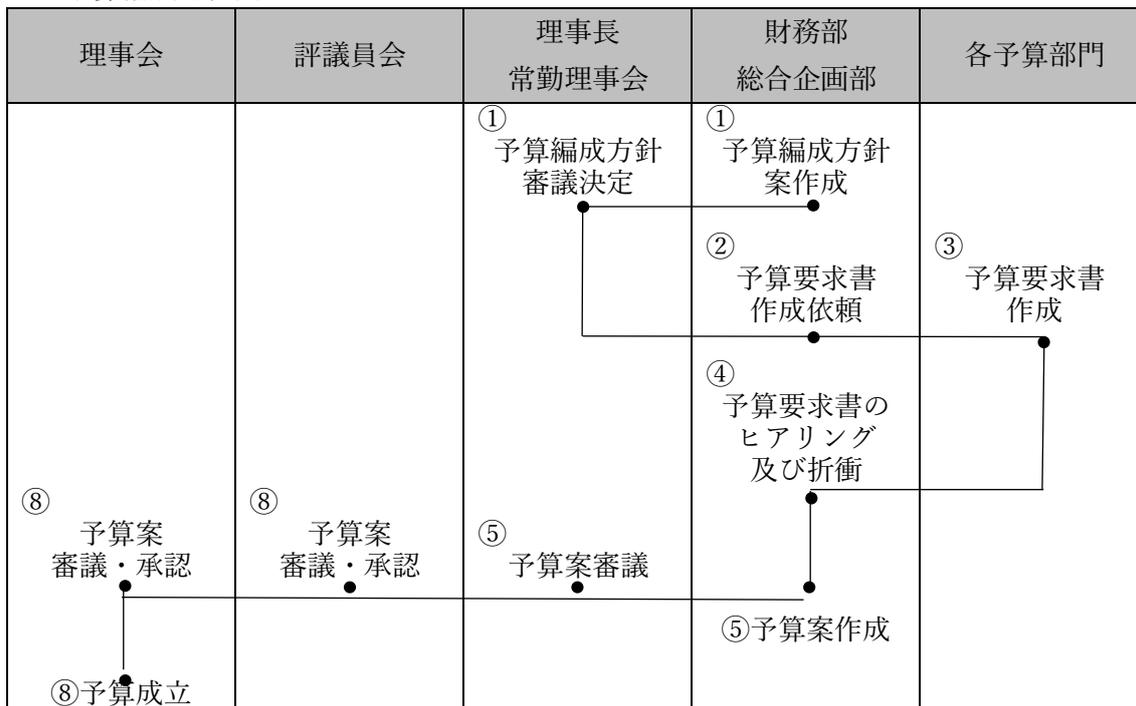
⑦予算査定案調整

各予算部門の責任者が予算査定額（内示）を確認し、必要に応じて財務部と計画変更等を調整する。

⑧予算審議・成立

財務部が評議員会・理事会で予算案を説明し、審議後の承認を得て予算が成立する。

< 予算編成過程図 >



予算が成立し、配布された後は、「経理規程」に則り、各予算部門の責任者が予算執行の承認と決裁を行っている。決裁時には、事業計画に基づく予算執行の確認と配布された予算内での実施がチェック項目となっており、これらが順守されている。

日常の予算管理は、会計システムを通じて行われており、事務職員がシステム上で予算残高や執行実績を確認することができる。

監査については、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人名城大学寄附行為第 21 条に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく有限責任監査法人による会計監査、そして学内規程（監事監査規程等）に沿った内部監査を行っている。

監事の体制は、2020 年度から非常勤監事 1 名を加え 4 名体制としている。全監事は「理事会」及び「評議員会」に、常勤の監事 1 名は「常勤理事会」に出席し、意見を述べることができる。監事は必要に応じて、業務執行の決裁文書、収入支出の伝票、証憑書類の閲覧、担当者へのヒアリングを通じて、業務及び財務の監査を期中に実施している。また、有限責任監査法人による年度監査の実施後に、「監査会」を開催している。これには、有限責任監査法人、監査室、理事長、常勤理事が出席し、事業報告及び決算報告の後、監事から監査報告書が提示される。加えて、理事長に対しては通常業務を中心に具体的な指摘と検討事項を含む監事報告が行われている。また、1998 年に設置された「監査室」には、専任事務職員を配置し、学校法人の業務と財産の状況の透明性を高め、法令順守を徹底するための指導を行っている。

<予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立>

本法人では、学校法人会計基準に基づく形態別（勘定科目別）管理に加え、独自の管理会計制度を導入し、学内予算を効果的に運営している。この管理会計制度では、本法人の全体目標達成を支援するため、「目的別会計」の枠組みを採用しており、各事業目的に応じて予算を適切に配布している。

予算執行に際しては、事業計画を効果的かつ効率的に実施できるように、各予算部門には同一予算目的内で予算を柔軟に執行する裁量が与えられている。これにより、各部門は自身の計画に応じて、予算を柔軟に運用することが可能となっている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

<職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況>

大学運営に関わる組織は適切に構成されている。事務職員の採用に際しては、広く公募を行い、応募者の人物像、業務上必要な知識、技能等を評価するために、書類審査、面接試験等が実施される。採用の最終決定は「常勤理事会」による審議と承認後に行われ、その結果、内定と採用を行っている。

職員の昇格基準は主に人事考課の結果に基づいており、「事務職員等人事考課実施要項」に従って運用されている。資格は処遇上の区分であり、役割や求められる職務能力を基準にしている。昇格は年1回を原則とし、「常勤理事会」の審議を経て理事長が決定している。

事務職員の職制は、管理職と一般職に区分されている。管理職の職制は事務局長、事務局次長、事務部長、課長、事務長、室長であり、組織における役割（職務）を果たすための指揮命令を行う。一般職からの管理職への昇任は、年1回（4月または6月）を原則とし、常勤理事会の審議を経て理事長が決定する手順が定められている。

<業務内容の多様化、専門化に対する職員体制の整備>

現在の事務組織は、「事務組織規程」に基づいて設置されており、適切な事務職員の配置により、業務は効果的に遂行されている。業務内容の多様化に伴い、事務職員の連絡調整会議として「事務部長会議」を、連絡会議として「全学管理職者会議」を月例で開催している。さらに、教学に関する重要事項の最終審議機関である大学協議会では、学長、副学長、学部長等に加え、各事務部長も陪席し、教学の重要事項について情報共有を図っている。

また、業務の多様化と高度化に対応するため、専門的知識や経験を持つ外部人材を契約事務職員として採用している。例えば、産官学連携を推進するURA（ユニバーシティ・リサ

ーチ・アドミニストレーター)、国際化推進のための人材、コンプライアンス順守を促進する法務人材、安全衛生の維持及び薬品の適切な管理を担う人材、社会連携を推進するための人材を採用している。

<教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）>

常勤理事会、大学運営会議、大学協議会、学長スタッフ会議等、重要事項を審議する会議には、事務局長や事務部長等の事務職員が出席または陪席している。これにより、教職員間の協働を促進し、大学運営の効率化に寄与している。また、教職員間の協働を促進するため、各学部の教授会やセンターの委員会にも事務職員が陪席している。各センターにおいても、センター長（専任教員）と事務職員が配置され、両者が協働して効果的な事務組織運営を行っている。

<人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善>

人事考課対象となる全事務職員に、「改革推進のための名城トータル・マネジメント・システム」マニュアルを配布し、評価の対象、内容及び基準を共有している。

人事考課では、①業務考課（期待目標に対してどの程度達成したか、担当した職務をどの程度推進し、貢献したかを考課する）と、②職務遂行能力考課（各資格に求められる職務遂行能力要件のレベルを基準として、発揮能力の現在の高さを考課する）を行い、①と②の結果をもとに、③総合考課が行われる。人事考課の結果は、管理職者の期末手当に反映されるほか、資格に応じた等級と号俸によって構成される俸給表と連動し、上位等級への移行は人事考課の結果に基づいて行われる。また、個人差を修正するために、同一の被考課者に対し二次・三次考課者が調整を行い、事務部長を構成員とした「調整会議」では、部署間の調整も実施されている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

<大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施>

事務職員の人材育成を目的とした人事制度は、目標管理制度、人事考課制度、自己申告制度を中心とし、これら3つの制度が面談を通じて有機的に連携することで、効果的なトータル人事制度として構築されている。目標管理制度では、目標に挑戦する過程で、一人ひとりの能力と可能性を引き出し、人事考課制度では、業務遂行と目標への挑戦過程を評価し、弱みと強みに対するフィードバックを通じて人材育成を図っている。自己申告制度は、自律的な人材育成を目指しており、長期的視野に立ったキャリアプランの策定と、それを実現するためのスキル及び能力の向上に重点を置き、自己啓発意欲の醸成に焦点を当てるものである。また、事務組織における専門性の向上を図るため研修に力を入れ、①職制、資格、勤続年数及び年齢等の区分により対象者を定めて実施する研修、②特定のテーマについて実施する研修（財務研修、法務・コンプライアンス研修、ハラスメント研修、情報セキュリティ研修等）③指名又は公募により、学内の各種セミナー、研修会又は研究会等に派遣して実

施する研修、④研修費補助による自己啓発研修を体系的に構築している。

教員の SD については、大学協議会や学部長会を通じて、本法人の財務状況や高等教育の政策動向に関する情報を提供している。さらに、各学部・研究科・センターに「FD・SD を推進する組織」を設置し、全教員が参加しやすいように教授会の前後で適切なテーマ（「遠隔講義有効活用への対応」、「高大接続改革」、「ハラスメント」、「発達障害を抱える学生の対応」、「内部質保証」、「IR」、「大学における SDGs の取り組み方」、「『教学マネジメント指針』の共有」等）を設定して取り組んでいる。これにより、教員の SD への関与と参加を促進している。また、大学教育開発センターが主催する全学 FD・SD 学習会では、「働き方を学びほぐすアンラーニング」等のテーマを扱い、SD の要素を組み込んだ内容を提供している。2023 年度の SD 参加率は 81.6%であった。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：監査プロセスの適切性
評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

大学運営における業務の適切性を評価するため、各所管部署は「MS-26 戦略プラン」に基づいて作成した「自己点検・評価報告書（部署版）」に事業の進捗状況や達成度、次年度の課題等を記述している。これらの報告書は、最終的に本学の内部質保証の責任を負う組織である「大学評価委員会」によって点検・評価され、改善・向上に繋がられている。また、本学は私立学校法や各種通知等に則り、財務情報や事業報告書等を本学ウェブサイト公開している。さらに、「MS-26 戦略プラン」の推進を踏まえ、学長が就任時に策定している「学長方針」に関しても、学長、副学長、事務局長、総合企画部事務部長で構成する「学長スタッフ会議」で毎年進捗を点検・評価し、重要な課題は各部署と共有し、その実施を促進している。

<監査プロセスの適切性>

監査については、学内規程（監事監査規程等）に基づいて、内部監査、監事による監査、有限責任監査法人による会計監査が実施されている。内部監査は、業務運営及び会計処理の適法性、公正性、客観性を確保することを目的としている。内部監査には、定期監査と臨時監査があり、業務監査では寄附行為及び諸規定に定められている業務が適正かつ効率的に運営されているか、会計監査では予算の執行手続、会計処理、財産管理が適正かつ効率的に運営されているかを確認・検証している。

監事の体制は、常勤 2 名と非常勤 2 名の計 4 名で構成されている。全監事は理事会や評議員会に出席し、監督機能を果たしている。特に常勤監事 1 名は意思決定過程の透明性を確保するため、常勤理事会にも出席している。監事は重要な業務執行の決裁文書、収入支出の伝票及び証憑書類の閲覧、必要に応じて業務担当者へのヒアリングを通じて、期中の業務監査及び財務監査を行っている。

また、法人には「監査室」が設置され、これにより学校法人の業務及び財産の透明性を高め、法令順守の徹底を図る指導が行われている。そして、有限責任監査法人による年度監査が行われた後に、監事によって監査会が開催される。この会には、有限責任監査法人、監査室、法人の経営責任者が出席し、事業報告及び決算報告が行われた後、監事から監査報告書が提示される。この報告書はその後、理事会や評議員会に提出され、組織全体へのフィードバックが行われる。また、監事からは監査報告書とは別に、業務内容を中心に理事長に対して具体的な指摘や検討事項を含む報告が行われる。

これにより、組織の透明性と効率性が向上し、経営の質の向上に寄与している。全体として、本学の監査システムは適切なガバナンスを維持し、組織の責任と説明責任を強化するための重要な役割を果たしている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

点検・評価及び監査の結果を受け、改善策の検討と実行に努めている。2020年度には、数値目標や計画を明確化するために、「MS-26 戦略プラン」を補完する中期事業計画を策定した。この計画では、年度ごとのアクションプランの策定と並行して、「学生の大学に対する満足度」、「学位授与方針の達成度」、「本学を卒業することの誇り」、「本学卒業生としての誇り（卒業後の帰属意識）」、「在学中の学びを振り返っての成長実感」、「就職満足度」といった KPI 指標に基づく、2026年度までの目標値を設定した。

加えて2023年度には、財務の健全性を向上させる目的で、収支改善プランの一環として、2025年度から全学部における学費の改定を決定した。

このように、本学では監査及び点検・評価結果を基に、改善・向上が行われている。

(2) 長所・特色

本学は、大学の理念・目的と将来の展望に基づき、2026年をマイルストーンと定めた「MS-26 戦略プラン」を推進している。この戦略プランに沿って、大学運営の方針を明確にし、その成果を「事業報告書」等を通じて大学のウェブサイト上に公開することで、学内外に広く周知されている。この透明性は、本学の長所・特色であると言える。

(3) 問題点

大学運営に関する教員向けの SD では、大学協議会や学部長会を通じて、本法人の財務状況や高等教育の政策動向に関する情報等を提供している。ただし、研修は希望者のみの参加となっており、必ずしも十分に実施されているわけではないため、この点が課題である。

(4) 全体のまとめ

本学は立学の精神と将来の展望を基にした「MS-26 戦略プラン」という中長期計画を策定している。これは学内外で広く伝達され、共有されている。この戦略を推進するため、学長及び役職者の選任方法と権限、教学組織と法人組織の権限と責任に関する諸規定を整備し、効果的な大学運営を実現している。

危機管理では、迅速かつ的確にできる体制が確立されている。さらに、透明性を備えた予算編成及び予算執行により、安定した財政運営の基盤が整えられている。

大学運営における事務組織は、業務を円滑かつ効果的に遂行するよう構築されている。SDの実施により、業務の多様化及び専門化への対応も図られている。教育職員と事務職員との間の連携は密接で、事務組織は適切に機能している。

大学運営の適切性を検証し評価するにあたり、監事による監査、有限責任監査法人による会計監査、そして学内規程（監事監査規程等）に基づく内部監査が適正に実施されている。これらの監査とそれに伴うフォローアップを通じて、大学運営の透明性と適切性が確保されている。

大学運営に関する意思決定については、規程に基づいて行われている。予算編成においては、管理会計を導入し、コスト削減意識を高めている。また、教育職員と事務職員の教職協働は、組織的な整備とSD活動の組み合わせにより実現している。

以上のことから、大学運営は効果的かつ適正に行っていると判断できる。

第10章 大学運営・財務／第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

として掲げ、フローとストックの達成目標を設定している。フローの目標は、事業活動収入を255億円以上に維持し、事業活動収支差額比率を5.0%以上に保つことである。ストックの目標に関しては、運用資産余裕比率を1.2年以上、運用資産総額を330億円以上に維持することを目標にしている。これらの目標達成に向けて、2026年までの「名城大学財政プラン」及び収支改善計画（収入増加策と支出削減策）を策定している。具体的な取り組みとして、現在までに、物品購買システムの導入や照明をLEDに変更する等の施策を実施している。

<当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定>

2023年度における本学の財務状況は、「今日の私学財政」（日本私立学校振興・事業団）の令和3年度全国平均と比較した結果は以下のとおりである。

2023年度における本学の事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関連比率は、多くが全国平均と同等か良好である。ただし、事業活動収支差額比率のように全国平均を下回る項目も見られる。本学では、事業活動収支差額比率5.0%以上を目標としており、その達成が難しい状況にあるのは、電気・ガス料金の高騰やキャンパス再開発による経常経費の増加、教育研究活動への持続的な投資が主な要因である。

財務比率表（5か年推移）<事業活動収支計算書関係比率>

	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R3 全国 平均値
学生生徒等納付金比率	74.87%	75.21%	74.64%	74.50%	75.09%	74.6%
寄付金比率	1.69%	1.82%	1.67%	1.83%	3.41%	2.2%
補助金比率	11.03%	12.17%	12.14%	11.71%	12.05%	14.3%
基本金組入比率	14.80%	16.40%	20.04%	0.00%	3.30%	10.1%
人件費比率	51.02%	49.58%	49.36%	48.66%	48.36%	51.3%
人件費依存率	68.15%	65.92%	66.13%	65.31%	64.40%	69.7%
教育研究経費比率	38.04%	41.54%	40.35%	43.83%	41.59%	34.3%
管理経費比率	6.43%	5.62%	6.18%	6.13%	6.57%	8.3%
借入金等利息比率	0.07%	0.07%	0.06%	0.06%	0.05%	0.1%
経常収支差額比率	4.43%	3.19%	4.04%	1.32%	3.43%	5.9%
事業活動収支差額比率	4.12%	3.59%	3.13%	1.28%	5.31%	6.4%

<貸借対照表関連比率>

	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R3 全国 平均値
流動資産構成比率	10.16%	11.80%	9.84%	10.90%	10.90%	14.1%
固定資産構成比率	89.84%	88.20%	90.16%	89.10%	89.10%	85.9%
固定負債構成比率	7.93%	7.51%	7.11%	6.85%	6.85%	6.6%
流動負債構成比率	4.90%	5.24%	4.90%	4.95%	4.95%	5.4%
減価償却比率	46.79%	49.56%	48.21%	50.35%	51.86%	54.3%
基本金比率	96.40%	96.71%	97.25%	97.35%	97.52%	97.3%
繰越収支差額構成比率	△15.94%	△18.65%	△22.42%	△21.91%	△20.83%	△15.2%
固定比率	103.07%	101.09%	102.47%	101.02%	100.12%	97.6%
流動比率	207.25%	225.20%	200.72%	220.26%	251.53%	262.9%
総負債比率	12.83%	12.75%	12.01%	11.80%	11.59%	12.0%
負債比率	14.72%	14.62%	13.65%	13.38%	13.11%	13.6%

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

<p>評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）</p> <p>評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み</p> <p>評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等</p>
--

<大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）>

予算編成方針の策定にあたっては、総合企画部と財務部は連携し、キャンパス再開計画に伴う設備投資スケジュール、教育研究活動に関連する事業計画、教職員の人員計画等を基に、収益力と財務状況を分析している。この分析に基づき、「将来の財政見通し」を作成し、財政面の検証を行った上で「予算編成方針」を策定し、学内に展開している。

予算編成方針では、経費区分（経常経費・設備投資・人件費）ごとに査定方針を定め、これに基づいて各部門から予算要求書の提出を求めている。経常経費（各部署の一般経費）については、過去の予算執行実績を踏まえ、前年度予算額以下に抑える方針を進め、スクラップアンドビルドの意識を醸成している。各予算部門の責任者は、事業計画に応じた必要経費を算出し、「経常経費」として部局運営費の予算要求を行っている。経常経費は、前述の方針に従い、前年度予算配布額以下に抑え、予算配布額が前々年度予算執行額以下または前年度予算額以下であれば、同額査定とし予算配布する。ただし、既存事業の見直しによって確保した財源を、新規事業に充当することは認められている。

設備投資については、再開事業計画と財務状況、教育研究活動への影響を考慮し、計画

的に実施している。人件費は、教員・事務職員の退職及び新規採用計画を基に予算編成を行っている。

<教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

持続的な教育研究活動を推進しつつ健全な財政を維持するためには、中期事業計画を反映した財政計画の策定と、その計画に沿った予算制度の適切な管理が重要である。経常的な予算とは別に、教育研究の主要事項に焦点を当てた予算措置を現在実施しているが、2026年度に開学 100 周年を迎えるにあたり、中期事業計画で定められた教育研究のアクションプランへの投資は不可欠である。限られた財源の中で新たな教育研究活動へ投資を行うためには、既存支出の見直しに基づいた予算編成が必要となる。また、進行中のキャンパス再開事業は今後も継続の予定である。施設設備の整備を進めながら、持続可能な教育研究活動を維持するために、まずは学生数の安定的な確保を図る。その上で、学納金以外の収入源として、寄附金、補助金、外部資金等の収入拡大を目指す。収入の多様化と並行して、経常経費の見直しを含む支出削減策を実施し、安定的な財務基盤の維持を図っていく。

<外部資金（文部科学省科学研究費補助金、奨学寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等>

本学では教育研究と社会貢献の高度化を目指し、外部資金の獲得に力を入れている。その一環として、文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業」に毎年申請し、2023 年度はタイプ2「特色ある高度な研究の展開」とタイプ4「社会実装の推進」に採択されている。

また、科学研究費補助金の申請支援を強化している。採択経験のある教員による申請書作成のポイント説明、科学研究費補助金申請者への学内研究費（公募制）の優先的配分、新任用教員及び若手教員向けの説明会、そして申請者が同意すれば採択された申請書を閲覧できる制度等を設けている。

これらの取り組みにより、科学研究費補助金の申請件数、採択件数、交付額は、以下のよう成果を上げている。

【科研費の新規申請件数、採択件数、及び交付額（2021 年度～2023 年度）】

年度	新規申請件数	採択件数（※）	交付額（千円）
2023 年度	156	149（48）	263,185
2022 年度	167	129（38）	245,440
2021 年度	151	132（35）	272,090

※新規申請件数には、奨励研究等一部含めていない。採択件数は、新規採択と継続分の合計。

（ ）内は、新規採択件数。繰越・調整金・延長・転入者、転出者除く。研究成果公開促進費は含む。特別研究員の研究種目は含まない。交付額は、直接経費及び間接経費。

科学研究費補助金以外で受け入れている研究関連の外部資金には、奨学寄附金、受託研究費、共同研究費、学術コンサルティング等がある。年度により獲得額の増減はあるものの、毎年度一定の実績を挙げている。近年の受入状況は以下のとおりである。

【外部資金の推移（2021～2023 年度）】

（単位：千円）

種別	2021 年度	2022 年度	2023 年度
受託研究費	10,336	11,089	16,814
共同研究費	97,242	98,783	138,033
奨学寄附金	54,340	79,661	61,690
学術コンサルティング	-	110	1,792

2023 年度に学外組織と連携して実施した研究では、受託性大型プロジェクトが 32 件、総額 273,396 千円、受託性大型プロジェクト以外の民間企業や各種事業団体からの受託研究は 23 件で、総額 16,814 千円である。また、地方公共団体、他大学及び民間企業等の委託者と共通の課題について、対等の立場で共同研究を推進したものが 107 件で総額 138,033 千円、奨学寄附金受入が 69 件で総額 61,690 千円、学術コンサルティングが 6 件で 1,792 千円である。これらを合わせた研究費の総額は、491,725 千円である。

金融資産の運用に関しては、2023 年度より「資産運用規程」の一部を改正し、安全性を重視する基本方針は維持しつつ、一部リスクを取った投資信託運用を開始した。その結果、2023 年度は約 85,000 千円の収入増となった。毎年度の資産運用計画については、2 月あるいは 3 月の常勤理事会において運用実績（見込み）を確認し、翌年度の資産運用計画を決定した後に、理事会、評議員会に報告をしている。

（2）長所・特色

本学では、科学研究費補助金、受託性大型プロジェクト、奨学寄附金等の多様な手段を通じて、毎年度の収入増を実現している。また、2023 年度には文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業」において、タイプ 2「特色ある高度な研究の展開」とタイプ 4「社会実装の推進」に採択されている。このように、学生生徒等納付金だけに依存せず、様々な手段を通じて収入増を図っている点は長所といえる。

（3）問題点

特になし

（4）全体のまとめ

財務基盤の強化を目指し、収入面での財源多様化と外部資金の獲得に力を入れている。特に科学研究費補助金の獲得を促進するため、公募制の学内研究費を申請者に優先的に割り当てる等の措置を講じている。また、新任教員や若手教員に向けた説明会を開催し、科学研究費補助金の獲得を促進している。

支出面では、経費削減のため、予算編成方針を通じて経費区分（経常経費・設備投資・人件費）ごとに査定方針を定め、それに沿った予算要求書の提出を求めている。特に各部署の経常経費は、過去の予算執行実績を踏まえ、前年度予算を下回るよう制限し、不要な支出の削減と資金の効率的再配分を図っている。

**2023（令和5）年度
自己点検・評価報告書
名城大学**

〒468-8502 愛知県名古屋市天白区塩釜口1丁目501

Phone 052-832-1151

URL <https://www.meijo-u.ac.jp/>